

建設業法に基づく 適正な施工体制 について Q & A



【令和7年2月改訂版】

発行：国土交通省 中国地方整備局

建政部 建設産業課



(URL : <https://www.ccus.jp/>)



はじめに

建設工事は、各種専門工事の総合的組み合わせにより多様化し、かつ重層下請構造で施工されています。このような特色を有する建設業において、建設工事を適正に施工するためには、建設業法を遵守して適正な施工体制を確保することが必要です。

本書では、建設業法で定められた内容について、特に建設工事の施工体制に関係する技術者の配置、施工体制台帳の作成、施工体系図の掲示等工事現場で遵守すべき規定を中心に、その趣旨等をQ & Aの形式で解説するとともに、適正な元下契約締結の手順及び下請代金の適正な支払い方法についても説明しています。

本書が有意義に活用され、適正な元請下請の構築に少しでも役立つことを願います。

令和7年2月

建設業界の**赤信号**を知ろう！

値決め前に
工事開始

通常よりも
かなり短い工期

指し値

口約束で
書面契約なし

労災隠し

安易な多重下請

仕事のやり方を見直そう！

適正な工期設定

現場へは
技術者を配置

着工前の
書面契約

従業員研修
の実施

施工体系図で
位置を把握

上下の業者の
許可を確認

建設業法上の用語のポイント

1. 建設業とは、建設工事（29業種）の完成を請け負う営業をいいます。
- 29業種＝土木一式、建築一式、大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、電気、管、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、舗装、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、造園、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体
2. 軽微な建設工事のみ請け負うことを営業する者については、建設業の許可を必要としないため、建設業法上は、「建設業者＝建設業許可業者」と「建設業を営む者＝許可を受けている・許可を受けていないを問わず、全ての建設業を営む者」との用語を使い分けています。

【軽微な建設工事】とは、工事一件の請負代金の額が

- 建築一式工事の場合⇒1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150㎡に満たない木造住宅工事
- その他の建設工事の場合⇒500万円に満たない工事

3. 附帯工事については、建設業法第4条で、許可を受けた建設業以外の建設業に係る建設工事であっても、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する工事であれば、請け負うことができると定めてあります。
- 附帯工事の性格は次の2つが考えられます。
- ① 主たる建設工事の施工により必要を生じた他の従たる建設工事
- Ex. 管工事の施工に伴って必要を生じた熱絶縁工事
- 屋根工事の施工に伴って必要を生じた塗装工事 等
- ② 主たる建設工事を施工するために生じた他の従たる建設工事
- Ex. 建築物の改修等の場合の電気工事の施工に伴って必要を生じた内装仕上工事
- 建具工事の施工に伴って必要を生じたコンクリート工事、左官工事 等

附帯工事であるか否かの判断は、建設工事の注文者の利便等を基準として、その主たる建設工事の施工等に関して、他の従たる建設工事とすることの必要性や相当性を、それらの工事の関連や一体性等を踏まえ総合的に検討して判断することになります。

4. 発注者・元請負人・下請負人について、建設業法では次のように定義され、通称や契約上の名称とは異なっています。

通 称	発注者（施主）	元請業者	一次下請	二次下請	三次下請
建設業法上	発 注 者	元請負人	下請負人 元請負人	下請負人 元請負人	下請負人
契 約 上	注文者	請負人 注文者	請負人 注文者	請負人 注文者	請負人

5. 建設工事の請負契約とは、報酬を得て、建設工事（29業種）の完成を目的として締結する契約をいいます。資材購入、調査業務や運搬業務などその内容自体は、建設工事ではないので、建設工事の請負契約に該当しません。（除草作業、伐木作業も建設工事に該当しません。）
6. 請負代金の額とは、消費税を含んだものをいいます。
- （「建設業許可事務ガイドライン」【その他】2）
7. 本書における法令等の略称については以下のとおりとします。
- 「法」：建設業法（昭和二十四年法律第百号）
- 「令」：建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）
- 「規則」：建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）
- 「入契法」：公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）

建設業関係

問 1	建設業法の目的とは	1
問 2	建設業の許可とは	2
new 問 3	一般建設業と特定建設業の違いは	3

技術者関係

new 問 4	工事現場に配置する技術者とは	4
new 問 5	専任の監理・主任技術者が必要な工事とは	8
問 6	J V（建設工事共同企業体）工事における技術者の配置	15
問 7	監理技術者資格者証とは	17
問 8	現場代理人とは	18

施工体制関係

問 9	工事の丸投げ（一括下請負）とは	19
new 問 10	施工体制台帳等とは	21
問 11	施工体系図とは	23
問 12	再下請負通知書とは	24
問 13	施工体制台帳等の作成手順は	25
問 14	施工体制台帳の記載内容と添付書類は	27
問 15	施工体制台帳記載の下請負人の範囲は	28

契約・支払い関係

new 問 16	適正な手順による下請契約締結とは	29
new 問 17	適正な工期の設定とは	34
new 問 18	請負契約書はなぜ必要か	36
問 19	下請代金の適正な支払いとは	37

その他

問 20	帳簿の記載事項と添付書類とは	41
new 問 21	建設業法で定める標識の掲示とは	42
問 22	元請：特定建設業者の責務とは	43
問 23	建設業法に違反すると	45
問 24	建設業における社会保険加入対策とは	46

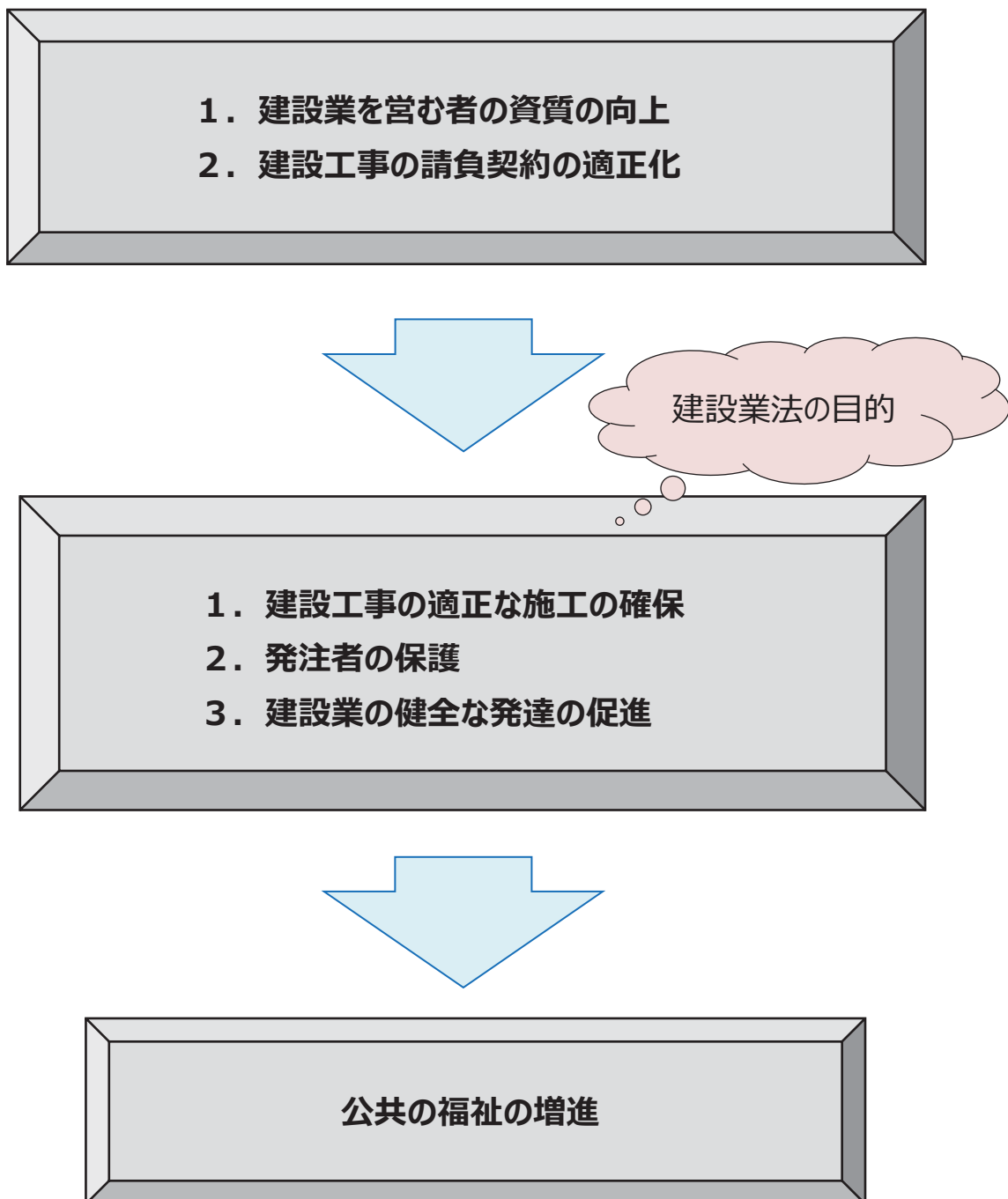
参考資料

別添①	許可・技術者配置等規定のまとめ	49
記載要領	施工体制台帳①	50
記載要領	施工体制台帳②（作業員名簿）	52
記載要領	再下請負通知書	54
記載要領	施工体系図	56
参考様式	工事完成検査及び引渡し確認書	58
参考様式	建設業法第40条の3に基づく帳簿様式	59
資料集	建設業法による建設工事の業種区分一覧表	60
資料集	監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格等	62
資料集	よくあるご質問	67
別添②	建設工事紛争審査会とは	69
別添③	建設工事で発生する建設副産物について	70
その他	建設業に関する通報・相談窓口	71

問 1

建設業法の目的とは

建設業法は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的に定められたものです。（法第1条）



問 2

建設業の許可とは

建設業（建設工事の完成を請け負うことを営業とするもの）を営もうとする者は、「軽微な建設工事」のみを請け負うことを営業とする者以外は、建設業の許可を受けなければなりません。

（法第3条第1項）

軽微な建設工事とは、（令第1条の2）

「軽微な建設工事」とは、工事1件の請負代金の額が、以下のいずれかに該当する場合です。

- ① 建築一式工事にあっては、1,500万円に満たない工事
- ② “ ” 延面積が150㎡に満たない木造住宅工事
- ③ 建築一式工事以外の建設工事にあっては、500万円に満たない工事

※上記の「請負代金の額」の算定にあっては、以下の点に注意が必要です。

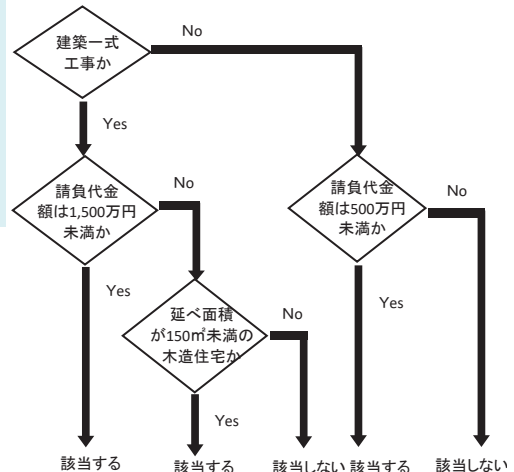
ア) 2以上の契約に分割して請け負うときは、各契約の請負代金の合計額。

（令第1条の2第2項）

イ) 注文者が材料を提供する場合は、その材料費等を含む額。（令第3条第3項）

ウ) 単価契約とする場合は、1件の工事に係る全体の額。

エ) 消費税及び地方消費税を含む額。



大臣許可と知事許可

建設業の許可は、許可を受けようとする者の営業所の設置状況によって、大臣許可と知事許可に区分されます。

建設業を営もうとする営業所が一つの都道府県の区域内にのみ存する場合は、その都道府県知事が許可をし、二つ以上の都道府県に存する場合には、国土交通大臣が許可をします。また、従たる営業所が許可を受けた業種について**軽微な建設工事のみを行う場合も法に規定する営業所に該当し**、当該営業所が主たる営業所の所在する都道府県以外の区域内に設けられている場合は、国土交通大臣の許可が必要です。

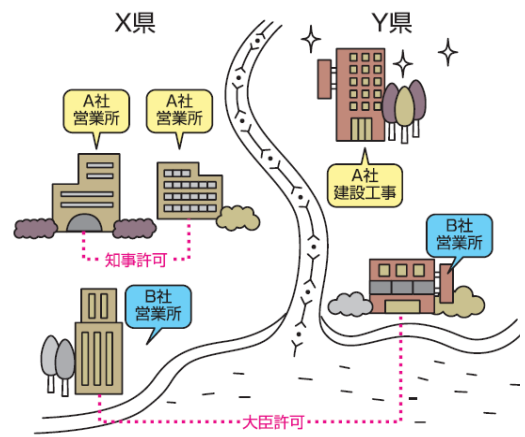
なお、大臣許可及び知事許可とも**営業できる区域及び建設工事を施工できる区域について制限はありません。**

建設業法上の営業所とは、

「本店」又は「支店」若しくは「**常時建設工事の請負契約を締結する事務所**」をいいます。「常時請負契約を締結する事務所」とは、**請負契約の見積り、入札、狭義の契約締結等請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所**をいい、契約書の名義人が当該事務所を代表する者であるか否かを問うものではありません。

また、これら以外の場合であっても、他の営業所に対して請負契約に関する指導監督を行うなど、建設業に係る営業に実質的に関与するものである場合も、ここでいう営業所となります。

ただし、単に登記上本店とされているだけで、実際は建設業に関する営業を行わない店舗や、建設業とは無関係な支店、営業所等は、ここでいう営業所には該当しません。



一式工事業と専門工事業

建設業の許可は2つの一式工事業と27の専門工事業に分けて行われます。

一式工事とは、総合的な企画、指導及び調整のもとに土木工作物又は建築物を建設する工事です。原則として、大規模又は施工内容が複雑な工事を、**元請業者の立場で総合的にマネジメントする事業者向けの許可**です。

一式工事の許可のみを受けている者が、専門工事を単独で請け負う場合には専門工事の許可が必要となります。

問 3

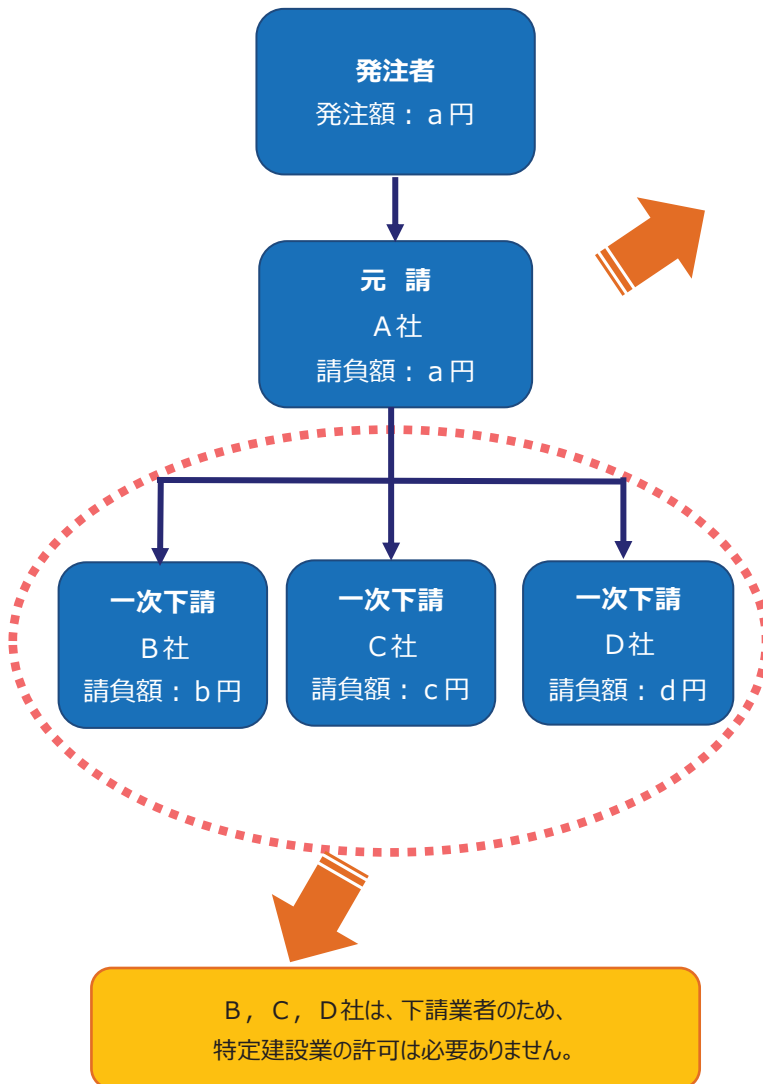
一般建設業と特定建設業の違いは

new

建設業を営む者は、政令で定める軽微な建設工事のみを請け負って営業する場合を除き、元請・下請を問わず**一般建設業**の許可を受けなければなりません。

ただし、**発注者から直接工事を請け負い**、かつ**5,000万円**（建築一式工事の場合は**8,000万円**）以上を下請契約して工事を施工する者は、**特定建設業**の許可を受けなければなりません。

（法第3条、第16条、令第2条 令和7年2月1日施行）



A社の場合、
下請発注額の合計(b円 + c円 + d円)が

- 5,000万円以上の場合、
特定建設業の許可が必要
- 5,000万円未満の場合、
一般建設業の許可で可です。

※建築一式工事の場合は、上記の「5,000万円」を「8,000万円」と読み替えてください。

POINT（元請業者）

- 元請が発注者から請け負う額に制限はありません。
→ 必要な許可が、“特定”であるか、“一般”であるかは、下請に発注する額によって決まります。
- 受注する工事の規模の大小は関係ありません。
→ 比較的規模の大きい工事を元請として受注した場合でも、①その全部を元請にて自社施工するか、②下請発注額が5,000万円未満であれば、一般建設業の許可でも大丈夫です。

POINT（下請業者）

- 「下請発注額によっては特定建設業の許可が必要」とした要件は、**元請業者に対してのみ**求めているものです。

→ 一次下請以下として契約されている建設業者については、このような制限はありません。

※一次下請業者が二次下請業者に対して発注する額に制限はありません。

※また、その発注額による“特定”“一般”の条件もありません。

問 4

工事現場に配置する技術者とは

建設工事の適正な施工を行うためには、施工する工事現場に、建設工事の内容に合致した所定の資格・経験を有する技術者を配置し、施工状況の管理・監督をしなければなりません。

(法第26条参照)

※技術者の「配置」とは、**工事現場への常駐（現場施工の稼働中、常時継続的に当該工事現場に滞在していること）を意味するものではありません。**

(技術者の職務の詳細はP7の表を参照)



主任技術者

- ① 1級、2級資格者
- ② 実務経験者

又は



監理技術者

1級資格者等

主任技術者

建設業者は、請け負った建設工事を施工する場合には、**請負金額の大小、元請・下請に関わらず**、必ず工事現場に施工上の管理をつかさどる**主任技術者**を置かなければなりません。(法第26条第1項) (特定専門工事において主任技術者の配置が不要となる下請負人を除く(14頁参照))

※500万円未満であっても、施工する建設工事の許可業者であれば主任技術者の配置が必要です。

監理技術者

new

発注者から直接工事を請け負い(元請)、そのうち**5,000万円**(建築一式工事の場合は**8,000万円**)以上を下請契約して施工する場合は、主任技術者にかえて**監理技術者**を置かなければなりません。(法第26条第2項)

現場技術者の配置例



主任技術者から監理技術者への変更

当初は主任技術者を配置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の額が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となったような場合には、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者になり得る資格を持つ技術者を置くとともに、専任特例2号の場合は併せて監理技術者補佐となり得る資格を持つ技術者を置かなければなりません。（監理技術者制度運用マニュアル ニー二（3））

【配置技術者が変更となるイメージ】



求められる雇用関係

主任技術者又は監理技術者については、工事を請け負った企業との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要とされています。したがって以下のような技術者の配置は認められないことになっています。

- ①直接的な雇用関係を有していない場合（在籍出向者や派遣社員など）
- ②恒常的な雇用関係を有していない場合（一つの工事の期間のみの短期雇用など）

（監理技術者制度運用マニュアル ニー四(1)、(2)、(3)）



特に国、地方公共団体等が発注する建設工事において、**元請の専任の監理技術者等**については、所属建設業者から入札の申込のあった日（指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合にあっては見積書の提出のあった日）以前に**3ヵ月以上の雇用関係**にあることが必要です。

恒常的な雇用関係については、監理技術者資格者証の交付年月日若しくは変更履歴等により確認できることが必要です。（監理技術者制度運用マニュアル ニー四(3) 令和6年12月13日改正）

■雇用関係を確認するための書類 ^{new}

確認書類	内 容	根 拠	所有者	作成者	備 考
健康保険被保険者証 ※		健康保険法	技術者本人	都道府県又は健康保険組合	法人もしくは5人以上の個人事業所に使用される者は、被保険者となる
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書		健康保険法	建設業者	都道府県又は健康保険組合	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される
住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書		地方税法		市区町村	給与の支払いをする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される
雇用証明書		—	—	建設業者	所属会社の雇用証明書により雇用関係を確認

※雇用関係を確認するための書類として被保険者証等の写しを求める場合には保険者番号及び被保険者等記号・番号等にマスキングが施されたものを求めるなど、健康保険法の告知要求制限に抵触しないよう留意すること。

【建設業法における技術者制度概要】

許可を受けている業種		指定建設業（7業種） 土木一式、建築一式、 管工事、鋼構造物、舗装、電気、造園			その他（左以外の22業種） 大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体		
許可の種類		特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
元請工事における 下請代金合計		5,000万円*1 以上	5,000万円*1 未満	5,000万円*1 以上は下請 契約できない	5,000万円 以上	5,000万円 未満	5,000万円 以上は下請 契約できない
工事現場の技術者制度	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件*5	① 1級国家資格者 ② 国土交通大臣特別認定者	① 1級・2級国家資格者 ② 登録基幹技能者等 ③ 指定学科＋実務経験（3年又は5年） ④ 実務経験（10年）		① 1級国家資格者 ② 指導監督的な実務経験者	① 1級・2級国家資格者 ② 登録基幹技能者等 ③ 指定学科＋実務経験（3年又は5年） ④ 技術検定（第一次検定）合格＋実務経験（3年又は5年）＊電気通信を除く ⑤ 実務経験（10年）*4	
	技術者の現場専任	【監理技術者・特定専門工事以外の主任技術者】 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事*2であって、請負金額が4,500万円*3以上となる工事 【監理技術者補佐・特定専門工事の主任技術者】 配置される全ての工事					
	監理技術者資格者証の必要性	現場専任が求められる工事で必要	必要なし		現場専任が求められる工事で必要	必要なし	

*¹：建築一式工事の場合8,000万円

*²：①国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事、②鉄道、軌道、索道、道路、橋、護岸、堤防、ダム、河川に関する工作物、砂防用工作物、飛行場、港湾施設、漁港施設、運河、上水道又は下水道、電気事業用施設、ガス事業用施設に関する建設工事、③石油パイプライン事業用施設、電気通信事業の用に供する施設、放送の用に供する施設、学校、図書館、美術館、博物館又は展示場、社会福祉事業の用に供する施設、病院又は診療所、火葬場、と畜場又は廃棄物処理施設、熱供給施設、集会場又は公会堂、市場又は百貨店、事務所、ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿、公衆浴場、興行場又はダンスホール、神社、寺院又は教会、工場、ドック又は倉庫、展望塔のいずれかに該当する建設工事（令第27条）

*³：建築一式工事の場合9,000万円（令第27条）

*⁴：特定専門工事の主任技術者の場合、特定専門工事に関し1年以上の指導監督的な実務経験が必要（P14参照）

*⁵：詳細は62頁からの「監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格等」の表参照

専門技術者の配置とは

土木工事業や建築工事業を営む者が、元請業者として土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、これらの一式工事の内容である他の専門工事を自ら施工する場合は、それらの専門工事について主任技術者の資格を有する者（専門技術者）を工事現場に置かなければなりません。（法第26条の2第1項）

このため、土木一式工事又は建築一式工事を受注してその内容である専門工事も併せて施工する建設業者は、①～③のいずれかを選ばなければなりません。

- ① 一式工事の主任技術者又は監理技術者が、その専門工事について、主任技術者の資格を持っている場合、その者が専門技術者を兼ねる
- ② 一式工事の主任技術者又は監理技術者とは別に、同じ会社の中で、他にその専門工事について主任技術者の資格を持っている者を専門技術者として配置する
- ③ その専門工事について建設業の許可を受けている専門工事業業者に下請け発注する

また、建設業者は、許可を受けた建設業の建設工事に附帯する他の建設工事（いわゆる附帯工事（法第4条））を請け負い施工することができますが、その場合も、当該附帯工事に関する専門技術者を置かなければなりません。自ら施工しない場合には、当該附帯工事（軽微な工事は除く）に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該工事を施工させなければなりません。（法第26条の2第2項）

主任技術者及び監理技術者は、建設工事を適正に実施するため、**建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び施工に従事する者の技術上の指導監督**の職務を誠実に履行しなければなりません。

また、**専任特例 2 号（P12参照）** の場合の**監理技術者**は、これらの職務を適正に実施できるよう、**監理技術者補佐**を適切に指導することが求められます。

元請の主任技術者及び監理技術者の職務と下請の主任技術者の職務に大きく二分して下表のとおりとなります。**専任特例 2 号の場合の監理技術者は**、これらの職務を監理技術者補佐の補佐を受けて実施することができますが、その場合においても、**これらの職務が適正に実施される責務を有することに留意が必要です**。監理技術者補佐は、監理技術者の指導監督の下、監理技術者の職務を補佐することが求められます。

なお、下請の主任技術者のうち、電気工事、空調衛生工事等において専ら複数工種のマネジメントを行う建設業者の主任技術者は、元請との関係においては下請の主任技術者の役割を担い、下位の下請との関係においては、元請の主任技術者又は監理技術者の指導監督の下、元請が策定する施工管理に関する方針等（施工計画書等）を理解した上で、元請のみの役割を除き、元請の主任技術者及び監理技術者に近い役割を担います。

	元請の主任技術者及び監理技術者	下請の主任技術者	【参考】下請の主任技術者 (専ら複数工種のマネジメント)
役割	○請け負った建設工事全体の統括的 施工管理	○請け負った範囲の建設工事の施工 管理	○請け負った範囲の建設工事の統括 的施工管理
施工計画 の作成	○請け負った建設工事全体の施工計 画書等の作成 ○下請の作成した施工要領書等の確 認 ○設計変更等に応じた施工計画書等 の修正	○元請が作成した施工計画書等に基 づき、請け負った範囲の建設工事 に関する施工要領書等の作成 ○元請等からの指示に応じた施工要 領書等の修正	○請け負った範囲の建設工事の施工 要領書等の作成 ○下請の作成した施工要領書等の確 認 ○設計変更等に応じた施工要領書等 の修正
工程管理	○請け負った建設工事全体の進捗確 認 ○下請間の工程調整 ○工程会議等の開催、参加、巡回	○請け負った範囲の建設工事の進捗 確認 ○工程会議等への参加※	○請け負った範囲の建設工事の進捗 確認 ○下請間の工程調整 ○工程会議等への参加※、巡回
品質管理	○請け負った建設工事全体に関する 下請からの施工報告の確認、必要 に応じた立ち会い確認、事後確認等 の実地の確認	○請け負った範囲の建設工事に関す る立ち会い確認（原則） ○元請（上位下請）への施工報告	○請け負った範囲の建設工事に関す る下請からの施工報告の確認、必 要に応じた立ち会い確認、事後確 認等の実地の確認
技術的 指導	○請け負った建設工事全体における主 任技術者の配置等法令遵守や職務 遂行の確認 ○現場作業に係る実地の総括的技術 指導	○請け負った範囲の建設工事に関す る作業員の配置等法令遵守の確認 ○現場作業に係る実地の技術指導	○請け負った範囲の建設工事におけ る主任技術者の配置等法令遵守や 職務遂行の確認 ○請け負った範囲の建設工事におけ る現場作業に係る実地の総括的技 術指導

※非専任の場合には、毎日行う会議等への参加は要しませんが、要所の工程会議等には参加し、工程管理を行うことが求められます。

■ 上記職務は、業務内容や現場の状況と意思疎通に必要なリアルタイムの音声・映像の送受信が可能な環境等により、工事現場以外の場所で行う場合も含まれます。

■ 建設工事の目的物の一部を構成する工場製品の品質管理について、請負契約により調達したものだけでなく、売買契約（購入）により調達したものであっても、品質に関する責任は、工場製品を製造する企業だけでなく、工場へ注文した下請（又は元請）やその上位の下請、元請にも生じます。このため、当該工場製品を工場へ注文した下請（又は元請）やその上位の下請、元請の主任技術者等は、工場での工程についても合理的な方法で品質管理を行うことが基本であり、主要な工程の立ち会い確認や規格品及び認定品に関する品質証明書類の確認などの適宜合理的な方法による品質管理を行う必要があります。



問 5

専任の監理・主任技術者が必要な工事とは

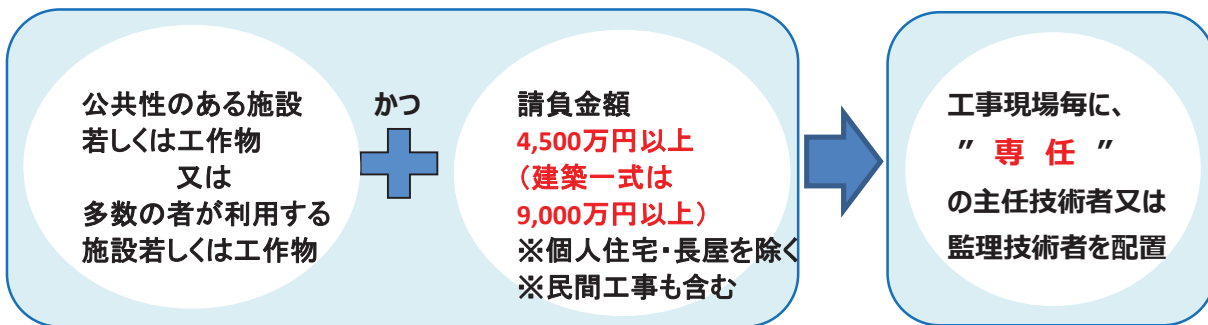
new

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で、工事一件の請負代金が**4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）**以上のものについては、工事の安全かつ適正な施工を確保するために、工事現場ごとに専任の技術者を置かなければなりません。

なお、専任の主任技術者又は監理技術者の配置は下請工事であっても必要です。（法第26条第3項、令第27条令和7年2月1日施行）

「専任が必要な工事」以外の工事（請負金額4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）未満の工事等）であれば、主任技術者は、複数の工事現場の兼務が可能です。

※当該主任技術者が各工事現場においてその職務（施工の技術上の管理等）を誠実に行うことが可能な範囲に限ります。



公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物とは

国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事（令第27条第1項第1号）

公共性のある施設又は工作物に関する建設工事（令第27条第1項第2号）

・鉄道、道路、堤防、ダム、飛行場、上水道又は下水道等（令第15条第1号）

・発送電施設、ガス事業用施設（令第15条第3号）

次に掲げる施設又は工作物に関する建設工事（令第27条第1項第3号）

・石油パイプライン、電気通信施設、放送施設、学校、図書館、美術館、博物館、社会福祉施設、病院又は診療所、火葬場、廃棄物処理施設、熱供給施設、集会場、市場、百貨店、事務所、ホテル、旅館、共同住宅、寄宿舍又は下宿、公衆浴場、興行場、神社、寺院、教会、工場、展望塔

「工事現場ごとに専任」とは

専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、勤務中は常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいいます。（監理技術者制度運用マニュアル 三）

なお、「専任」とは、必ずしも当該工事現場への「常駐」を必要とするものではありません。

専任の主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐は、当該建設工事に関する打合せや書類作成等の業務に加え、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、働き方改革の観点で踏まえた勤務体系その他の合理的な理由で、

- ① 短期間（1～2日程度）工事現場を離れることについて、その間における施工内容等を踏まえ、適切な施工ができる体制を確保する場合、
- ② それを超える期間現場を離れる場合については、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ている場合に、差し支えないものとされています。

POINT

現場の専任技術者は…… 原則、他の工事現場との兼任不可

原則「営業所技術者等」は現場の技術者になれません！



営業所技術者

【 注 意 】

「**営業所技術者等（特定営業所技術者又は営業所技術者）**」は、現場の主任技術者又は監理技術者になることが**できない**ことに注意しよう！

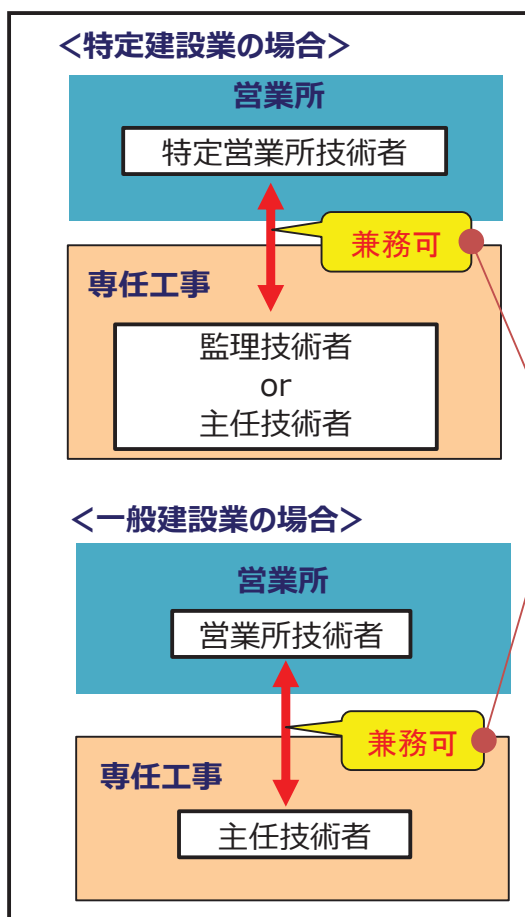
なお、「**営業所技術者等**」は営業所に**常勤して専らその職務に従事すること**が求められています。テレワーク（営業所等勤務を要する場所以外の場所で、ICTの活用により、営業所等で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、所定の時間中において常時連絡をとることが可能な環境下においてその職務に従事することをいう。）を行う場合を含みます。

営業所技術者等が兼務できる工事

（法第26条の5、監理技術者制度運用マニュアル二一（5）
令和6年12月13日施行）

new

1）主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がある工事（専任特例を活用する場合を除く）



【兼務の要件】（以下の全てを満たすことが必要）※1～4

P11※印参照

○工事契約

当該営業所において締結された工事であること

○請負金額

1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満

○兼任現場数

1工事現場

○営業所と工事現場の距離

1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内

○下請次数

3次まで

○連絡員の配置※1

監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者の配置（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者）

○施工体制を確認できる情報通信技術の措置※2

○人員の配置を示す計画書の作成、保存等※3

○現場状況を確認するための情報通信機器の設置※4

○直接的かつ恒常的な雇用関係にあること

2）主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない工事（営業所と工事現場が近接している場合）

【兼務の要件】（以下の全てを満たすことが必要）

○当該営業所において締結された工事であること

○工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接していること

○当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること

○直接的かつ恒常的な雇用関係にあること

3）主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない工事（営業所と工事現場が近接している場合以外）

○1）の要件を全て満たすこと ただし、請負金額は4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）未満

※1）～3）の併用はできない

専任で設置すべき期間とは

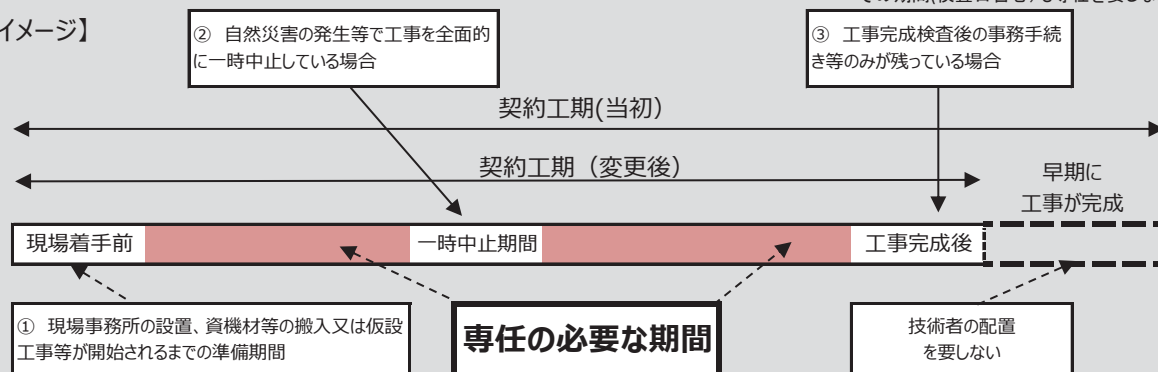
元請が、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を工事現場に専任で設置すべき期間は、契約工期が基本となります。

しかし、契約工期中であっても、次の期間については、**発注者と建設業者の間で設計図書若しくは打合せ記録等の書面により明確になっていれば**専任を要しません。（監理技術者制度運用マニュアル 三（３））

- ① 現場施工に着手するまでの期間
- ② 工事を全面的に一時中止している期間（用地未確保、自然災害等）
- ③ 工事完成後の期間

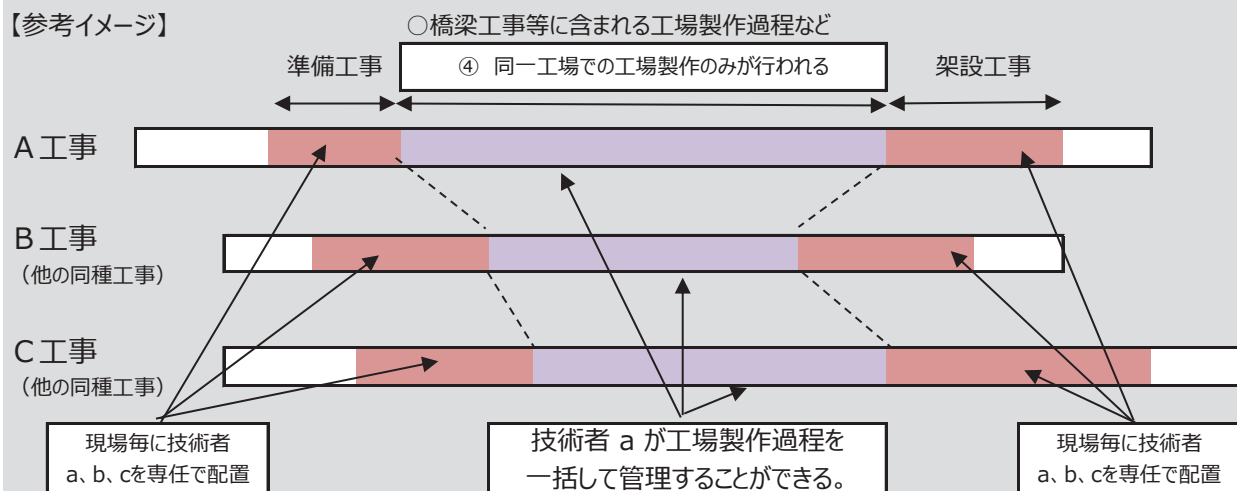
※発注者の都合により遅延した場合は、その期間(検査日含む)も専任を要しない。

【参考イメージ】

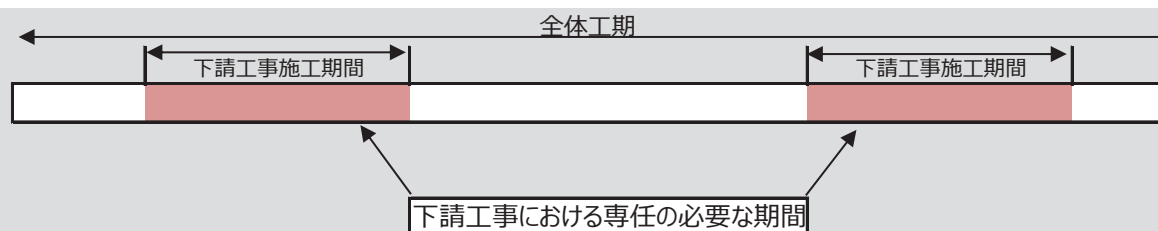


- ④ 工場製作のみが行われている期間

【参考イメージ】



下請工事においては、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、専任の必要な期間は、下請工事が実際に施工されている期間とされています。



(注意)

工事が3次下請業者まで下請されている場合で、3次下請業者が作業を行っている場合は、1次、2次下請業者は、自らが直接施工する工事が無い場合であっても主任技術者は現場に専任していなければならない！

令和6年12月13日施行)

※1：建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）
※2：省令（17条の2第1項第5号又は省令17条の8第1項第5号）の範囲する号種。他国に

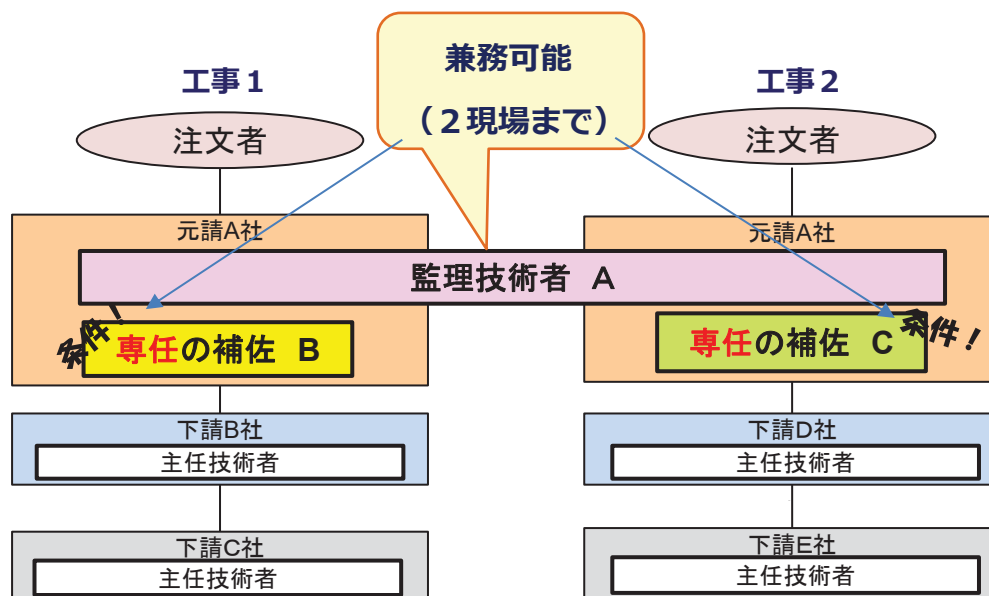
・**監理技術者の職務を補佐する者**として政令で定める者を**専任**で置いた場合、**監理技術者の兼務を認めること**とする（2 工事現場）。

・**監理技術者を補佐する者**は、令第29条第1号で、「国土交通大臣が定める要件に該当するもの」とし、

① 1級の第一次検定に合格した者（1 級技士補）

※**且つ、当該工種の法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者であること**（主任技術者有資格者）

② 法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者（監理技術者有資格者）



※兼務できる工事現場の範囲は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲です。この場合、情報通信技術の活用方針や、監理技術者補佐が担う業務等について、あらかじめ発注者に説明し理解を得ることが望ましいです。

※工事現場の数が1であっても監理技術者を補佐する者を配置することはできますが、当該監理技術者が他の工事現場を兼務することはできません。また、専任特例2号は監理技術者に関する特例であり、主任技術者は対象となりません。

※同一の監理技術者又は主任技術者が、専任特例1号を活用した工事現場と専任特例2号を活用した現場を兼務することはできません。

監理技術者等（主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐）の途中交代について

建設工事の適切な施工の確保を阻害する恐れがあることから、監理技術者等の工期途中での交代は慎重かつ必要最小限とする必要があり、監理技術者等の途中交代を行うことができる条件について注文者と合意がなされた場合に認められる。

（監理技術者制度運用マニュアル ニー二(4)）

具体的な内容について
書面その他の方法により
注文者との間で合意が必要

工事の継続性、品質確保等に
支障がないと認められることが必要！

■ 交代の条件

監理技術者等の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職
その他工事工程上の交代が合理的な場合や、建設現場における
働き方改革等の観点も踏まえ注文者との間で合意が必要

■ 公共工事における交代

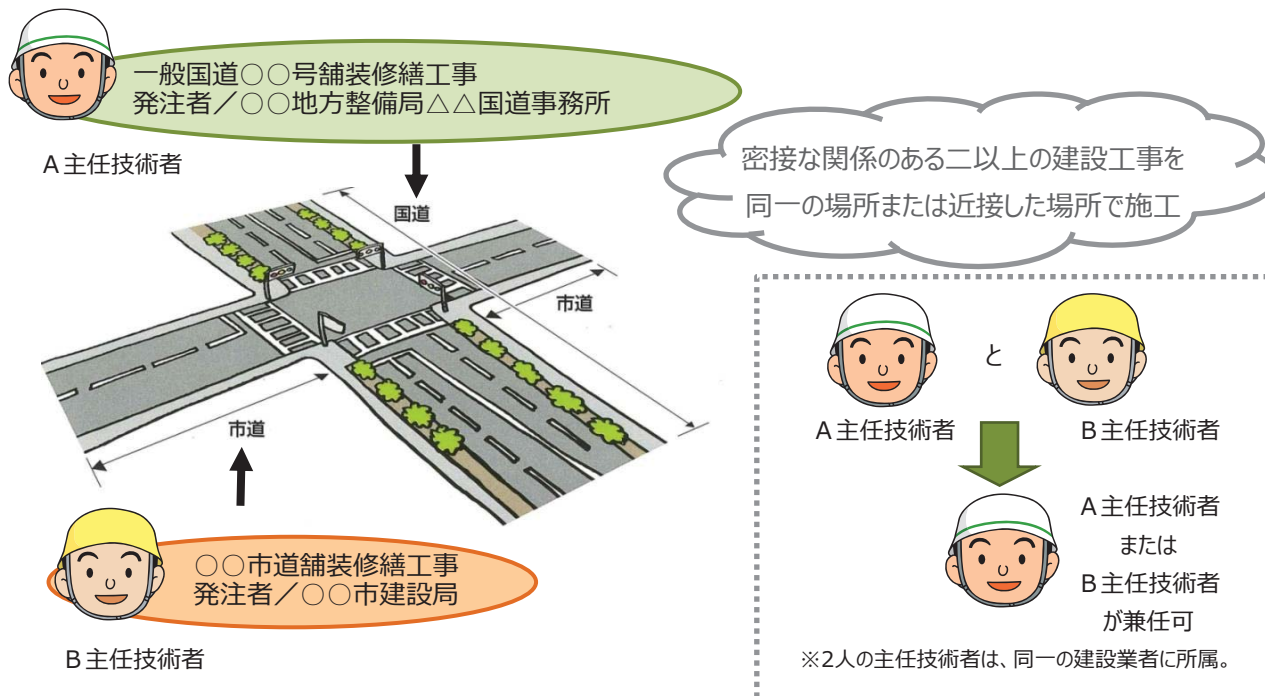
入札の公平性の観点から、原則として基本的な交代条件は入札
前に明示された範囲とし、同等以上の技術力を有する技術者との
交代であることを条件とすべき

二以上の工事を同一の専任の“主任”技術者が兼任できる場合

公共性のある施設もしくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所または近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができます。

(令第27条第2項・監理技術者制度運用マニュアル 三(2)③)

※注 この規定は専任の監理技術者には適用されません。



二以上の工事を同一の専任の“主任・監理”技術者が兼任できる場合

専任の監理技術者等については大規模な工事に係る統合的な監理を行う性格上、二以上の工事を兼任することは認められていません。

ただし、以下の①②③の要件をともに満たす場合は全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これら複数の工事を一の工事とみなして、当該技術者が当該複数工事全体を管理することができます。(発注者は同一又は別々のいずれでも可)

(監理技術者制度運用マニュアル 三(2)④)

- ① 同一あるいは別々の注文者が、**同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であること**
- ② それぞれの工事の対象が**同一の建築物又は連続する工作物であること**
- ③ **全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得ていること**

この場合、当該複数工事を一の工事とみなすため、その全てを下請として請け負う場合を除き、これら複数工事に係る下請金額の合計を5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者を設置しなければなりません。また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式の場合は9,000万円）以上となる場合、主任技術者又は監理技術者はこれらの工事現場に専任の者でなければなりません（専任特例の場合を除きます）。

【参考：二以上の工事を同一の専任技術者が兼任する例】

A工事（土木一式工事） 請負代金 5,000万円 下請代金 3,200万円 専任の 主任技術者	B工事（土木一式工事） 請負代金 4,500万円 下請代金 2,000万円 専任の 主任技術者	 A工事とB工事を 一つの工事として見 なすことができる。	A工事 + B工事（土木一式工事） 請負代金 9,500万円 (5,000+4,500) 下請代金 5,200万円 (3,200+2,000) この例の場合、 専任の 監理技術者 の配置が必要 ※特定の土木工事業の許可も必要
--	--	---	---

【前提】 ・契約工期が重複している。
・工事対象の工作物に一体性がある。

＜参考＞専任の主任技術者の取扱い

●令第27条第2項の取扱いの明確化

「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」

従前の取扱い（H25.2.5より実施）

以下に該当する場合、同一の専任の主任技術者が原則2件程度の工事を管理することができる。

密接な関係のある工事
工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事
又は
施工にあたり相互に調整を要する工事

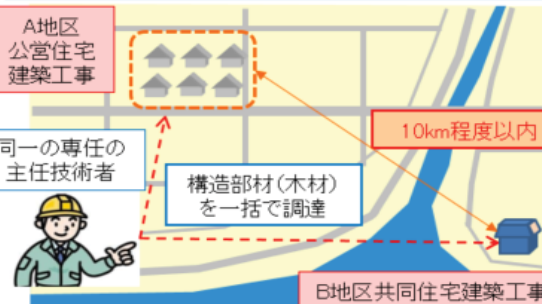
かつ

近接した場所

工事現場の相互の間隔が5km程度

H26.2より全国で適用

要件の緩和（※東日本大震災の被災地ではH25.9より適用）



近接した場所

工事現場の相互の間隔が10km程度の場合も適用

密接な関係のある工事

「施工にあたり相互に調整を要する工事」の適用範囲の弾力化【＝例示の追加（建築工事でも適用）】

(例)・2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要するもの
・相当の部分の工事を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要するもの

適用にあたっては、従来通り、安全や品質の確保等、各工事の適正な施工について、発注者が適切に判断することが必要

主任技術者の配置義務の見直し（法第26条の3）

対象とする工事（第2項）

（令第31条第1項第1号、第2号）

政令で定める特定専門工事は、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要があるものとして、**鉄筋**工事及び**型枠**工事とする。

下請契約の請負代金の額（第2項）

政令で定める額未満→主任技術者の専任義務が4,500万円以上となっていることを踏まえ、4,500万円未満とする。（令第31条第2項 令和7年2月1日施行）

配置される主任技術者の要件（第7項）

上位下請（一次下請A社）の主任技術者は、下記の要件を満たす必要がある。

- ・当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に関し一年以上指導監督的な実務の経験を有すること。
- ・当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれること。

再下請の禁止（第9項）

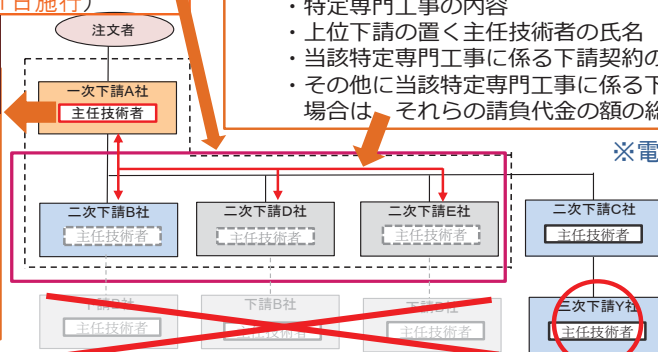
主任技術者を置かないこととした下請負人（二次下請B、D、E社）は、その下請負に係る建設工事を他人に請け負わせてはならない。⇒違反した場合、監督処分の対象となる ※ 主任技術者を置いている（制度を利用していない）下請は再下請可能

手続き（第1. 3. 4. 5. 6項）

工事を注文する者（一次下請A）と工事を請け負う者（二次下請B、D、E社）が以下の事項を記載した書面において合意をする必要がある。この際、一次下請Aは注文者の書面による承諾を得る必要がある。※

- ・特定専門工事の内容
- ・上位下請の置く主任技術者の氏名
- ・当該特定専門工事に係る下請契約の請負代金の額
- ・その他に当該特定専門工事に係る下請契約がある場合は、それらの請負代金の額の総額

※電子可 P33参照



問 6 JV(建設工事共同企業体)工事における技術者の配置

J V（建設工事共同企業体）工事においては、共同企業体の施工方法（甲型・乙型の区分）や下請発注する金額により、配置しなければならない技術者が異なります。

共同企業体の形態

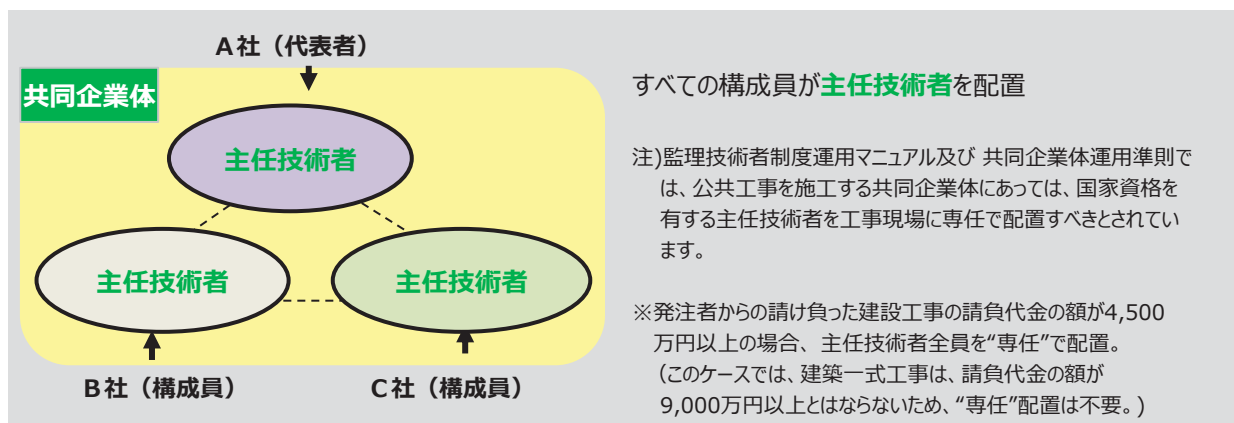
特定建設工事共同企業体（特定JV）	経常建設共同企業体（経常JV）
特定の工事の施工を目的として工事毎に結成される。工事完成後又は工事を受注できなかった場合は解散する。	中小・中堅建設業者が継続的な協議関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化する目的で結成する。
特定 J V の対象となる工事は、大規模で技術的難度の高い工事としている。	発注機関の入札参加資格申請時に経常 J V として結成し、単体企業と同時に一定期間、有資格業者として登録される。

共同企業体の施工方法

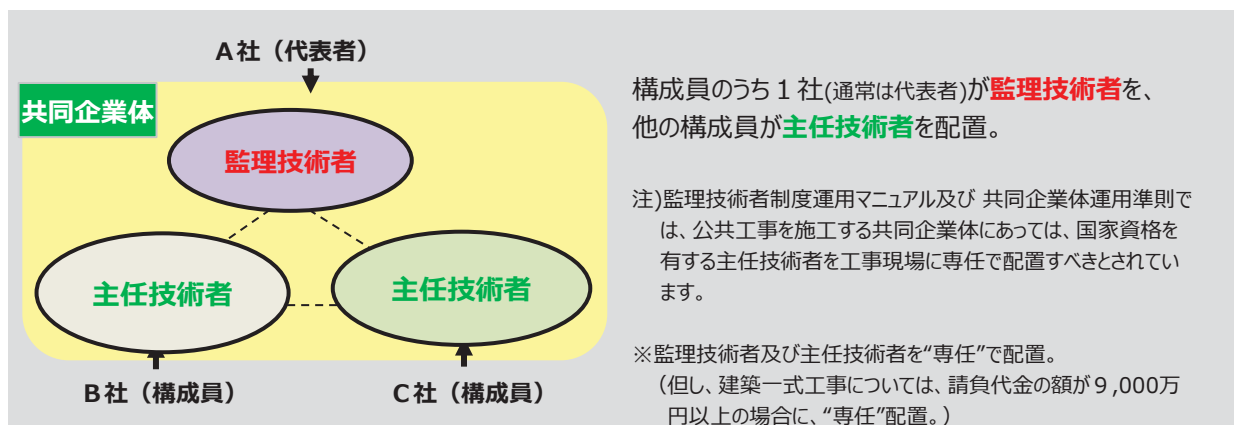
甲型共同企業体（共同施工方式）	乙型共同企業体（分担施工方式）
全構成員が各々あらかじめ定めた出資の割合に応じて、資金、人員、機械等を拠出して一体となって工事を施工する方式。	各構成員間で共同企業体の請け負った工事をあらかじめ工区に分割して、各構成員はそれぞれの分担した工事について責任を持って施工する方式。

技術者の配置（甲型）

① 下請代金の総額が5,000万円（建築一式：8,000万円）未満のケース

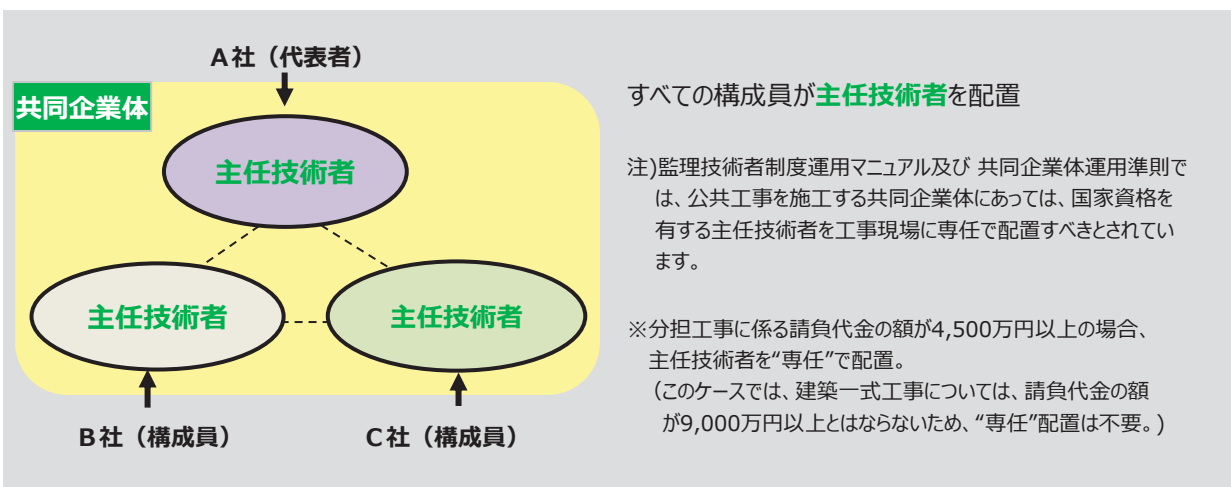


② 下請代金の総額が5,000万円（建築一式：8,000万円）以上のケース

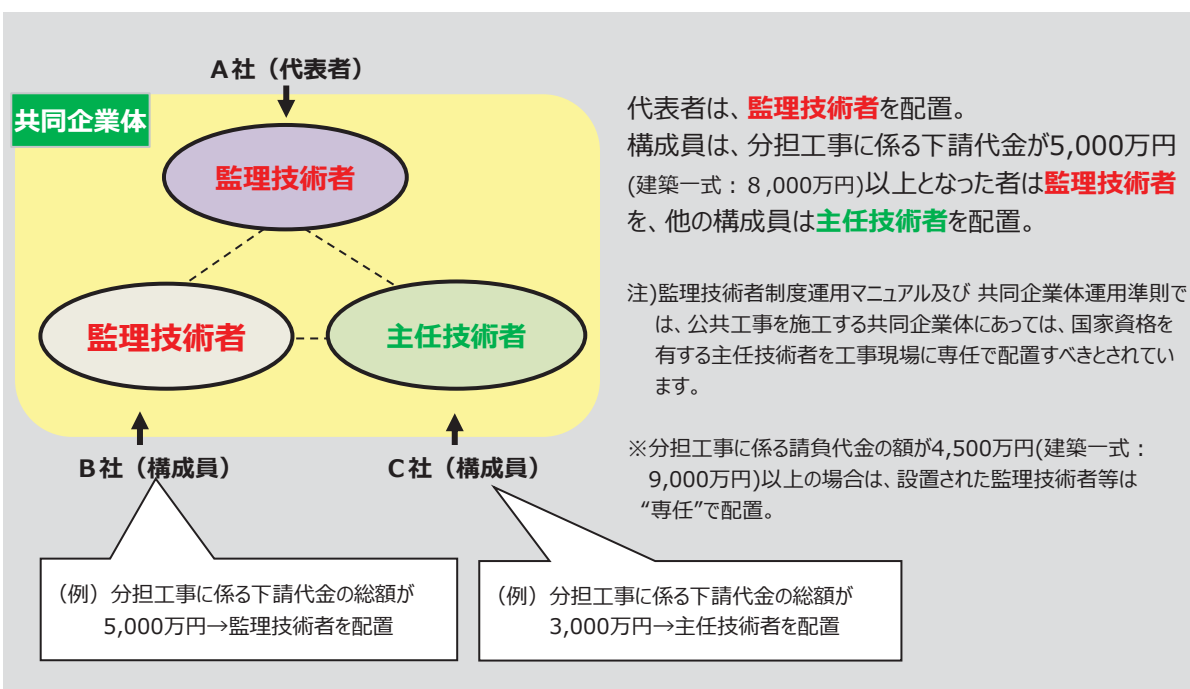


技術者の配置（乙型）

① どの構成員も、分担工事に係る下請代金の総額が5,000万円（建築一式：8,000万円）未満のケース



② 構成員に、分担工事に係る下請代金の総額が5,000万円（建築一式：8,000万円）以上の者が含まれるケース



共同企業体における代表者の選定方法とその出資比率

特定建設工事共同企業体（特定JV）	経常建設共同企業体（経常JV）
共同企業体運用準則では、代表者は施工能力の大きいもので出資比率は構成員中最大とされています。	共同企業体運用準則では、代表者及び出資比率は構成員が自主的に決定することになっています。

問 7

監理技術者資格者証とは

元請業者が工事現場に配置する専任の監理技術者（専任特例の場合を含む）は、元請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で「**監理技術者資格者証**」の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けている者の中から選任しなければなりません。（法第26条第5項）

選任された監理技術者は、発注者から請求があったときは、監理技術者資格者証を提示しなければなりませんので、工事現場においては、いつも監理技術者資格者証を携帯しておく必要があります。（法第26条第6項）

また、選任された監理技術者は、選任期間中のいずれの日においても講習を受けた日の属する年の翌年の1月1日から5年を経過しない者でなければなりません。（規則第17条の21）

資格者証が必要となる工事（下表 ）

建設業の許可区分	技術者の専任性	下請代金の総額	技術者の配置	資格者証の必要性
特定建設業	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事であつて、請負金額が4,500万円以上となる工事（建築一式工事の場合は9,000万円以上）	5,000万円以上（建築一式工事の場合は8,000万円以上）	監理技術者（専任特例の場合を含む）	専任が求められる工事で必要
		5,000万円未満（建築一式工事の場合は8,000万円未満）	主任技術者	不 要

監理技術者資格者証

表面

氏 名	年 月 日 生		
住 所	年 月 日 交付 年 月 日		
写 真	特 別 交 付	年 月 日	交 付
	交 付 番 号	第	号
	監 理 技 術 者 資 格 者 証		
令和 年 月 日 まで有効			
国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者			印
所 属 建 設 業 者	許可番号		
有 する			
資 格			
建設業の種類	土木建築と計画電管と電気機械と建設防内業舗道業井具水汚濁部		
有・無			

裏面

監理技術者講習修了履歴	修了証番号:第	号 修了年月日:
	氏名:	生年月日:
講習実施機関名:	印	
資格者証備考		

※講習修了者がラベルを貼る又は（一財）建設業技術者センターで修了情報を確認出来た場合は印字

問 8

現場代理人とは

現場代理人は、建設業法で設置を義務付けるものではなく、契約に基づき設置されているものですが、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負人の代理人です。公共工事においては、公共工事標準請負契約約款により現場代理人の設置が求められます。

なお、建設業法では、請負人が請負契約の履行に関し工事現場に現場代理人を置く場合には、現場代理人の権限に関する事項及び当該現場代理人の行為についての注文者の請負人に対する意見の申し出の方法を、書面により注文者に通知しなければならないこととしています。

(法第19条の2)

「工事現場に常駐」とは

公共工事標準請負契約約款では、現場代理人に常駐を求めています。常駐とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味します。ただし、通信手段が発達した現在においては、工事期間全般について、現場代理人が工事現場に常駐しなくても、円滑な工事の遂行は可能なケースもあることから、発注者は一定の要件のもとに常駐義務を緩和できることとなりました。

(平成22年7月26日改正)

常駐義務の緩和ができる場合

発注者は、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができます。

(公共工事標準請負契約約款第10条第3項)

主任技術者、監理技術者との兼務

現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者）及び専門技術者は、これを兼ねても工事の施工上支障はないので、これらの兼任が可能であるとされています。（公共工事標準請負契約約款第10条第5項）

公共工事標準請負契約約款

建設工事標準請負契約約款とは、建設工事の請負契約を適正なものとするため、建設業法に基づき、中央建設業審議会が公正な立場から作成し、関係者に実施を勧告しているものです。

このうち、公共工事標準請負契約約款は、公共工事はもちろんのこと、電力、ガス、鉄道等の民間工事も対象としているものです。

なお、建設工事標準請負契約約款は、令和4年9月2日に改正されています。

《参考：標準請負契約約款》

- ◆ 「公共工事標準請負契約約款」
→ 公共工事はもちろんのこと、電力、ガス、鉄道等の民間工事も対象としているものです。
- ◆ 「民間建設工事標準請負契約約款（甲）」
→ 民間の比較的大きな工事を発注する者と建設業者との請負契約についての標準約款
- ◆ 「民間建設工事標準請負契約約款（乙）」
→ 個人住宅建築等の民間小規模工事の請負契約についての標準約款
- ◆ 「建設工事標準下請契約約款」
→ 第一次下請段階における標準的な工事請負契約を念頭において作成

改正後の標準約款を
是非、ご活用下さい。

問 9

工事の丸投げ（一括下請負）とは

工事の丸投げとは、工事を請け負った建設業者が、施工において実質的な関与を行わず、下請負人にその工事の全部又は独立した一部を請け負わせることをいいます。

建設業法では、これを「**一括下請負**」と呼び、原則として禁止しています。（法第22条）

一括下請負に該当するケース

次のような場合において、請け負わせた側がその下請工事の施工に実質的に関与していると認められないものが該当します。

- 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合
- 請け負った建設工事の一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合

一括下請負の禁止

一括下請は、公共工事については、全面禁止されています。（入契法第14条）

民間工事は、発注者の書面による事前承諾がある場合を除き、禁止されています。（法第22条第3項）

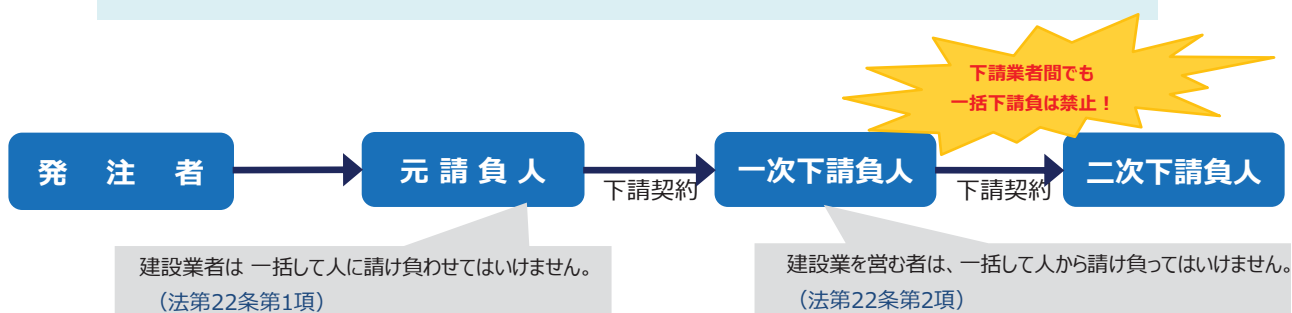
なお、平成18年法律第114号による法改正により、一定の民間工事（多数の者が利用する一定の重要な施設等の工事※）については発注者の書面があっても一括下請が全面禁止されています。

※共同住宅を新築する建設工事（令第6条の3）

（平成20年11月28日より施行・平成28年10月14日付土地・建設産業局長通知で判断基準明確化）

建設業法が一括下請負を禁止している理由

- ◆ 発注者が建設業者に寄せた信頼を裏切る。
- ◆ 施工責任があいまいになることで、手抜工事や労働条件の悪化につながる。
- ◆ 中間搾取を目的に施工能力のない商業ブローカー的不良建設業者の輩出を招く。



POINT

一括下請は、公共工事については全面禁止！
民間工事についても原則禁止！

【 注意！ 】

Q. 下請としてきちんと仕事をしていても処分されるのですか？

A. 一括下請負は、下請工事の注文者(元請負人)だけでなく、**下請負人も監督処分の対象**になります。

「実質的な関与」とは

「**実質的な関与**」とは、元請負人が自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を行うことをいい、具体的には以下のとおりです。

（「一括下請負の禁止について」（平成28年10月14日国土交通省土地・建設産業局長通知））

①元請（発注者から直接請け負った者）が果たすべき役割

施工計画の作成	○ 請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成 ○ 下請負人の作成した施工要領書等の確認 ○ 設計変更等に応じた施工計画書等の修正
工 程 管 理	○ 請け負った建設工事全体の進捗確認 ○ 下請負人間の工程調整
品 質 管 理	○ 請け負った建設工事全体に関する下請負人からの施工報告の確認、必要に応じた立会確認
安 全 管 理	○ 安全確保のための協議組織の設置及び運営、作業場所の巡視等請け負った建設工事全体の労働安全衛生法に基づく措置
技 術 的 指 導	○ 請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○ 現場作業に係る実地の総括的技術指導
そ の 他	○ 発注者等との協議・調整 ○ 下請負人からの協議事項への判断・対応 ○ 請け負った建設工事全体のコスト管理 ○ 近隣住民への説明

⇒ 元請は、以上の事項を全て行うことが求められる

②下請（①以外の者）が果たすべき役割

施工計画の作成	○ 請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成 ○ 下請負人が作成した施工要領書等の確認 ○ 元請負人等からの指示に応じた施工要領書等の修正
工 程 管 理	○ 請け負った範囲の建設工事に関する進捗確認
品 質 管 理	○ 請け負った範囲の建設工事に関する立会確認（原則） ○ 元請負人への施工報告
安 全 管 理	○ 協議組織への参加、現場巡回への協力等請け負った範囲の建設工事に関する労働安全衛生法に基づく措置
技 術 的 指 導	○ 請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守 ○ 現場作業に係る実地の技術指導※
そ の 他	○ 元請負人との協議※ ○ 下請負人からの協議事項への判断・対応※ ○ 元請負人等の判断を踏まえた現場調整 ○ 請け負った範囲の建設工事に関するコスト管理 ○ 施工確保のための下請負人調整

（注）※は、下請が、自ら請けた工事と同一の種類の工事について、単一の建設企業と更に下請契約を締結する場合に必須とする事項

⇒ 下請は、以上の事項を主として行うことが求められる

POINT ① 【「親会社と子会社間」での下請負についても適用があります。】

親会社から子会社への下請工事であっても、別会社である以上、実質的関与がないと判断される場合には、一括下請負に該当します。

POINT ② 【「一括下請負」には、重いペナルティが待っています。】

一括下請負は、発注者が建設業者に寄せた信頼を裏切る行為であることから、国土交通省としては、**原則として営業停止処分により厳正に対処**するとともに、一括下請負と判断された工事についてはその工事を実質的に施工していると認められないため、経営事項審査における**完成工事高から当該工事に係る金額を除外**することとしています。

問 10

施工体制台帳等とは

特定建設業者は、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請代金の総額が**5,000万円**（建築一式工事：**8,000万円**）以上になる場合は、施工体制台帳と施工体系図を作成することが義務づけられています。また、建設業者が、公共工事を発注者から直接請け負う場合には、下請代金の総額にかかわらず、施工体制台帳と施工体系図を作成することが義務づけられています。（法第24条の8、入契法第15条）

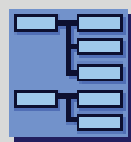
施工体制台帳は、下請、孫請など工事施工を請け負う全ての業者名、各業者の施工範囲、各業者の技術者氏名等を記載した台帳をいいます。

**元請：特定建設業者が、
5,000万円（建築一式 8,000万円）※
以上を下請に出すときに作成**



施工体制台帳

（法第24条の8第1項）



施工体系図

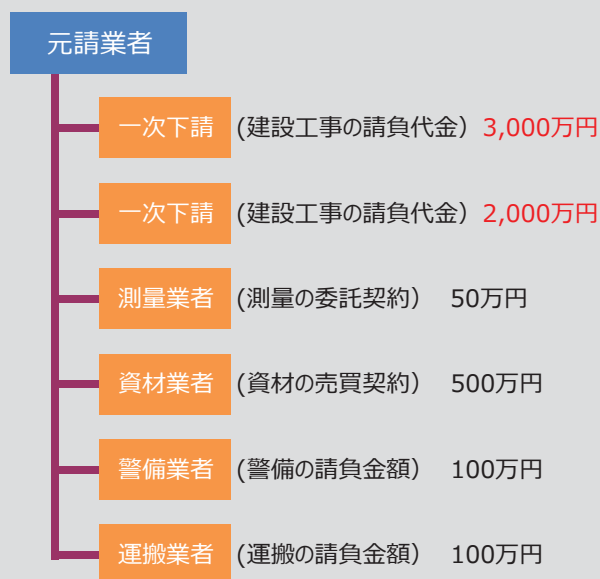
（法第24条の8第4項）

※下請契約は「建設工事の請負契約」です。

（建設工事に該当しないと考えられる資材納入、調査業務、運搬業務、警備業務などの契約金額は含みません。）

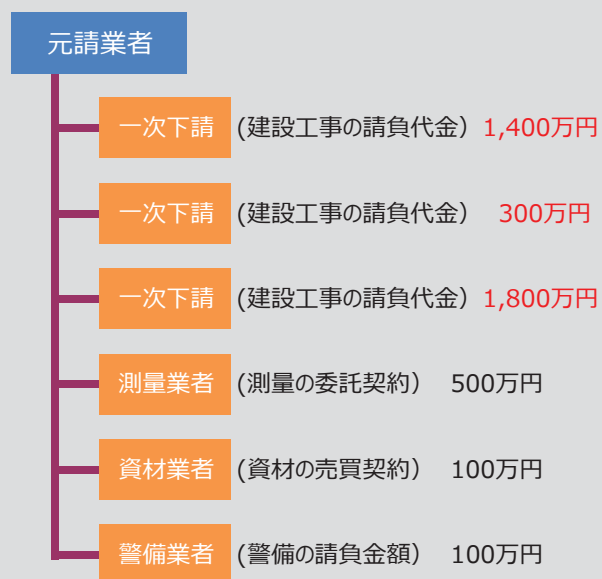
《 施工体制台帳等作成の要否の判断のイメージ 》

〔例①〕



例①での対象下請代金の総額（5,000万円）は、
5,000万円以上 ⇒施工体制台帳等の作成が“**必要**”

〔例②〕



例②での対象下請代金の総額（3,500万円）は、
5,000万円未満 ⇒施工体制台帳等の作成は“**不要**”

施工体制台帳等の作成目的

施工体制台帳等の作成の目的は、作成を通じて元請業者に現場の施工体制を把握させることで、

- ①品質・工程・安全などの施工上のトラブルの発生
- ②不良不適格業者の参入や建設業法違反（一括下請負等）
- ③安易な重層下請（生産効率低下に繋がる）

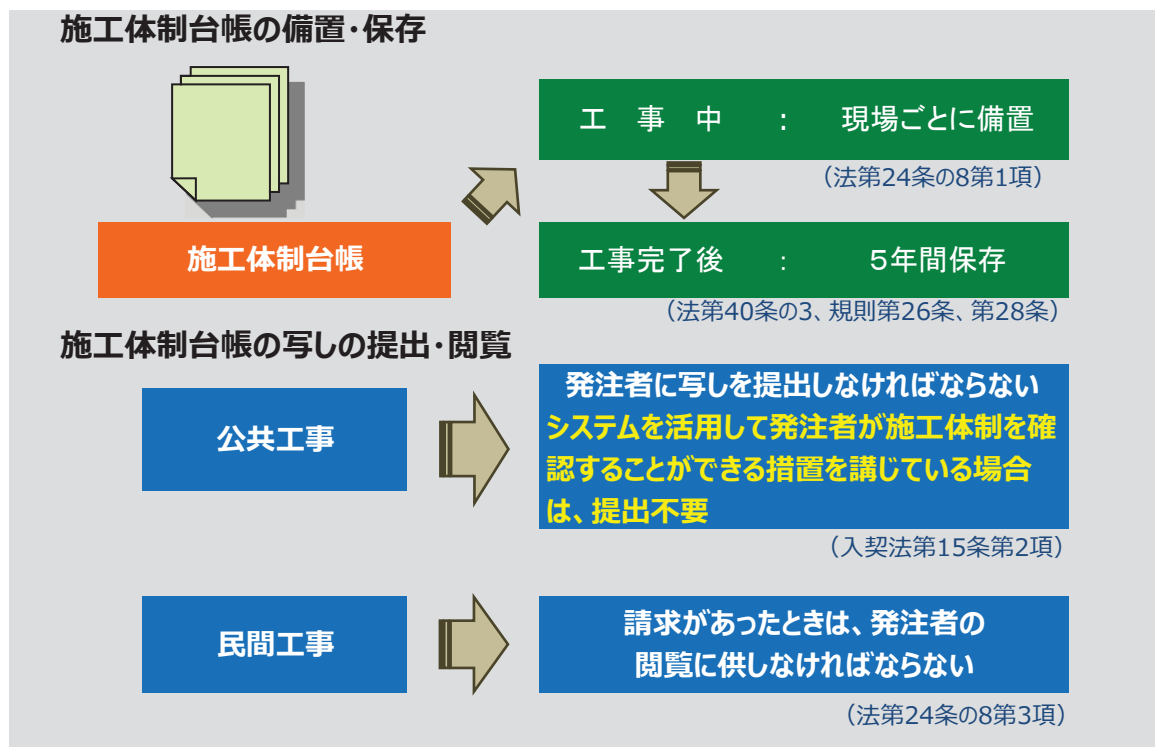
を防止することです。

施工体制台帳等の作成後は？

new

施工体制台帳は、**公共工事と民間工事を問わず作成**しなければなりません。また、請け負った建設工事の目的物を発注者に引き渡すまでの期間、工事現場ごとに備え置く必要があります。（規則第14条の7）

なお、公共工事については、**公共工事の受注者は、工事現場の施工体制を発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置を講じている場合を除き、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出しなければなりません。**（入契法第15条第2項 令和6年12月13日施行）



施工体系図及び標識の掲示におけるデジタルサイネージ等の活用が可能に

施工体系図 P 23
現場の標識 P 42

■デジタルサイネージ等 ICT 機器を活用した掲示についても、以下の①～③の要件を満たす場合は可能
(令和4年1月27日付国不建第446号「施工体系図及び標識の掲示におけるデジタルサイネージ等の活用について」より)

- ① 公衆が必要なときに標識を確認可能
- ② 標識を確認することができる旨の表示が常時わかりやすい形でなされていること
(画面の内外は問わない。)
- ③ 施工時間外においても公衆が標識を確認することができるよう、人感センサーや画面に触れること等により画面表示ができるものであること。

なお、工事現場が住宅地に位置する等周辺環境への配慮が必要であり、施工時間外のうち一定の時間画面の消灯が必要な場合においては、当該デジタルサイネージ等による掲示に代わり、インターネット上で標識を閲覧する措置を講じることができる。

P26参照

■施工体制台帳作成工事であることの周知もデジタルサイネージ等で可能に（規則第14条の3改正（令和4年3月31日））

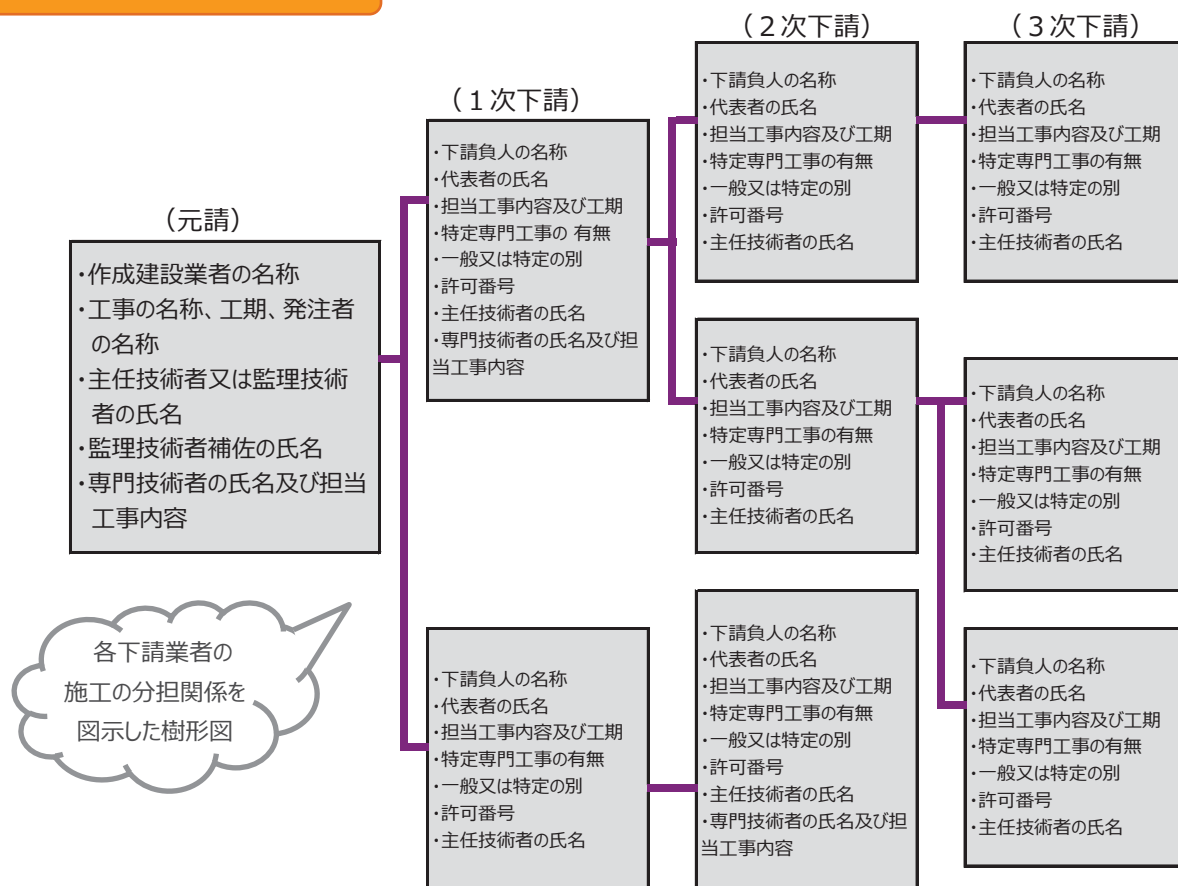
元請から下請に対しての「施工体制台帳作成工事であるため再下請負通知の提出義務があること及び提出場所等」について周知する際にも、書面による掲示に限らず、デジタルサイネージを含むICT機器を活用し、画面上に表示することが可能になった。

問 11

施工体系図とは

施工体系図は、作成された施工体制台帳に基づいて、各下請負人の施工分担関係が一目で分かるようにした図のことです。施工体系図を見ることによって、工事に携わる関係者全員が工事における施工分担関係を把握することができます。（法第24条の8第4項、規則第14条の6）

施工体系図のイメージ

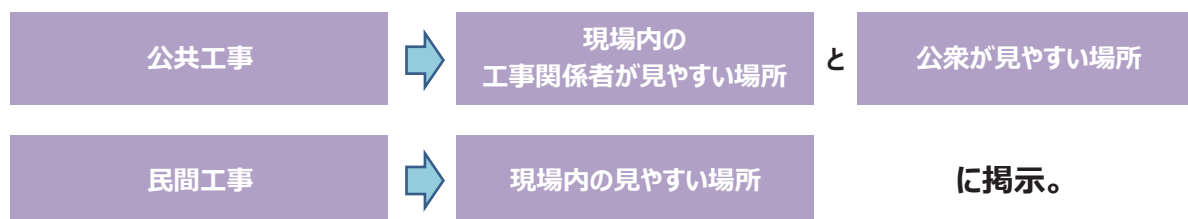


- ※ 1. 下請負人に関する表示は、現に施工中（契約上の工期中）の者に限り行えば足りる。（規則第14条の6第3号）
 2. 主任技術者の氏名は、当該下請負人が建設業者であるときに記載する。
 3. 「専門技術者」とは、監理技術者又は主任技術者に加えて置く法第26条の2の規定による技術者をいいます。P6参照

施工体系図の掲示

施工体系図は工事の期間中、公共工事については工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に、民間工事については工事関係者が見やすい場所に、掲示しなければなりません。 ※デジタルサイネージの活用について P22参照（法第24条の8第4項、規則第14条の7、入契法第15条第1項）

したがって、工事の進行によって表示すべき下請業者に変更があった場合は、すみやかに施工体系図の表示の変更をしなければなりません。



問 12

再下請負通知書とは

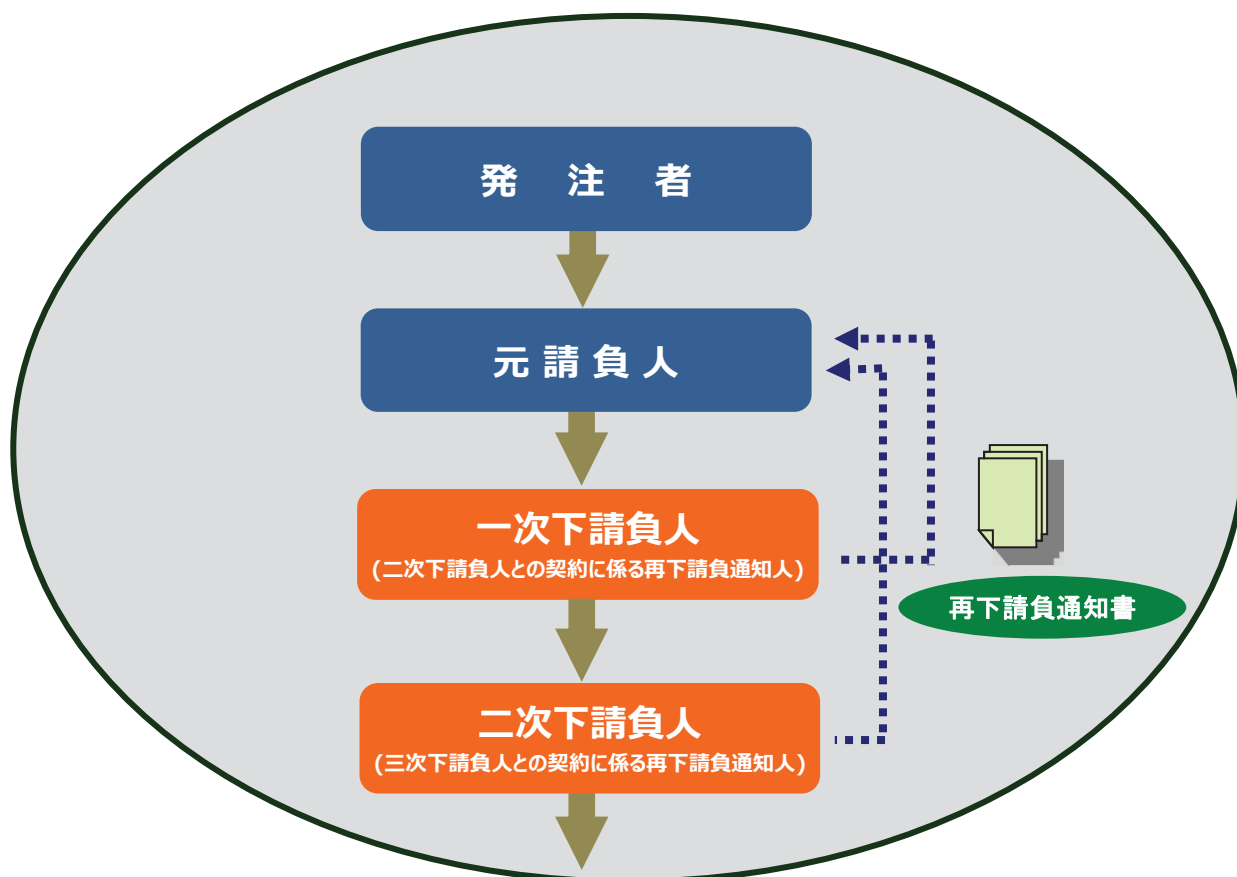
施工体制台帳の作成が義務づけられている工事において、下請負人がさらにその工事を他の建設業を営む者に請け負わせた場合、元請である特定建設業者に対し、再下請負通知書を提出しなければなりません。（法第24条の8第2項）

再下請負通知の内容

再下請負通知にあたっては、再下請負契約書（変更契約書を含む。）を添付のうえ、次の事項を“元請業者”に対し通知する必要があります。（法第24条の8第2項、規則第14条の4）

- ① 自社（再下請負通知人）に関する事項
〔商号または名称、住所、建設業の許可番号〕
- ② 自社（再下請負通知人）が注文者と締結した建設工事の請負契約に関する事項
〔請け負った工事の名称、注文者の商号または名称、当該工事について注文者と下請契約を締結した年月日〕
- ③ 自社（再下請負通知人）が下請契約を締結した再下請負人に関する事項※
〔再下請負人の商号または名称、住所、建設業の許可番号、許可を受けた建設業の種類、社会保険等の加入状況〕
- ④ 自社が再下請負人と締結した建設工事の請負契約に関する事項※
〔再下請負人が請け負った工事の名称・内容・工期、下請負契約の締結年月日、監督員に関する事項、現場代理人に関する事項、主任技術者の氏名・資格・専任の有無、専門技術者の氏名・管理をつかさどる工事の内容・資格、工事従事者に関する事項、外国人建設就労者等の従事状況〕

※添付書類（請負契約書の写し）に記載されている事項は、再下請負通知書への記載が省略できます。（規則第14条の5）



※二次下請負人がさらにその工事を再下請負した場合は、再下請負通知書を元請負人に提出する。（一次下請負人経由可）

問 13

施工体制台帳等の作成手順は

作成の手順

①一次下請契約締結後

元請業者である建設業者が、作成建設業者に該当することとなったときは、遅滞なく、一次下請人に対し“施工体制台帳作成工事である”旨の通知を行うとともに、工事現場の見やすい場所にその旨が記載された書面を掲示し、施工体制台帳及び施工体系図を整備します。

②二次下請契約締結後

一次下請人は、作成建設業者に対し、再下請負通知書（添付資料である請負契約書の写しを含む。）を提出するとともに、二次下請負人に“施工体制台帳作成工事である”旨の通知を行います。

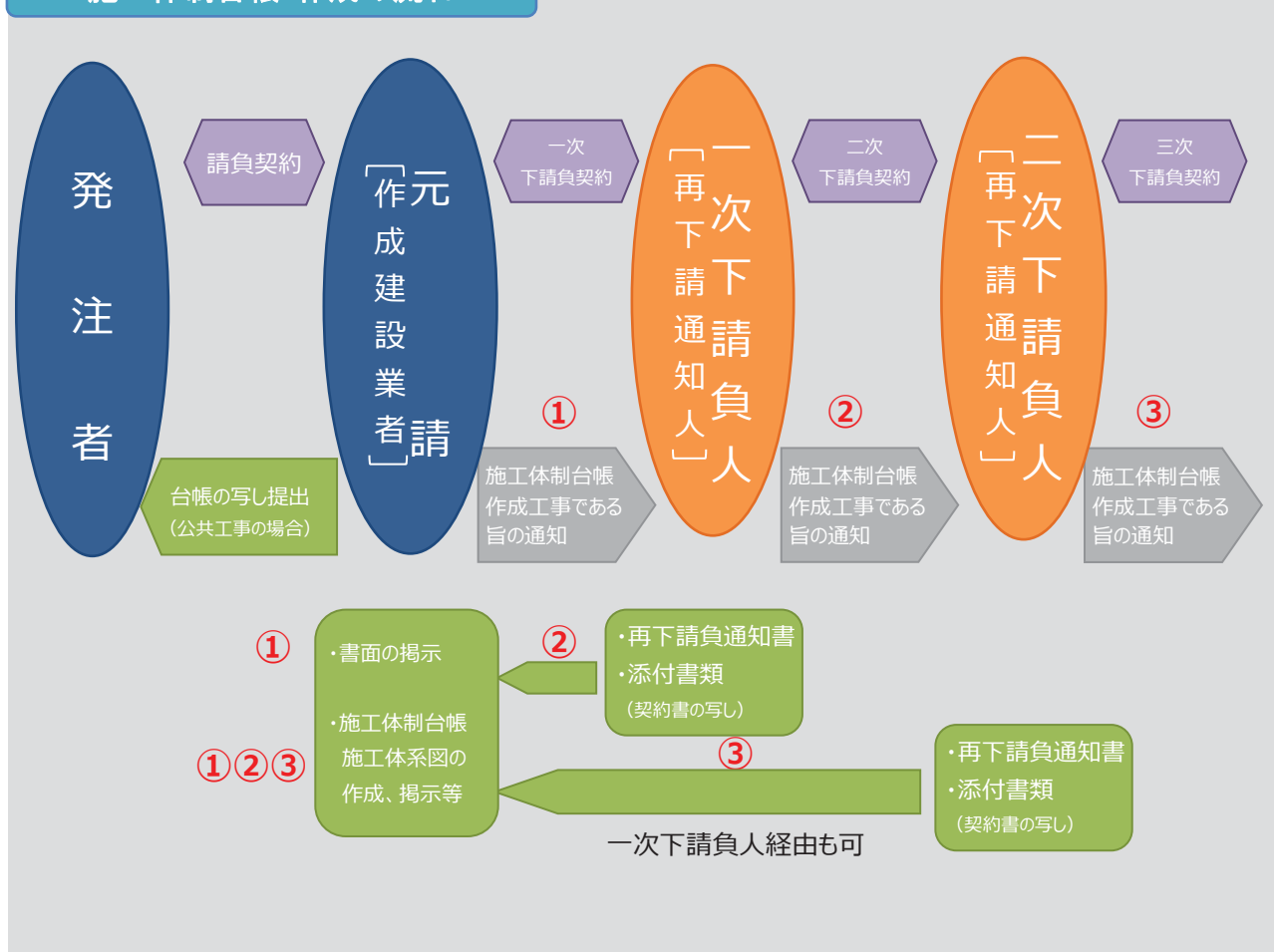
作成建設業者は一次下請負人から提出された再下請負通知書により、又は自ら把握した情報に基づき施工体制台帳及び施工体系図を整備します。

③三次下請契約締結後

二次下請人は、作成建設業者に対し、再下請負通知書（添付資料である請負契約書の写しを含む。）を提出する（一次下請負人を經由して提出することもできる。）とともに、三次下請負人に対し“施工体制台帳作成工事である”旨の通知を行います。

作成建設業者は二次下請負人から提出された再下請負通知書若しくは自ら把握した情報に基づき記載する方法又は再下請負通知書を添付する方法のいずれかにより施工体制台帳及び施工体系図を整備します。

施工体制台帳・作成の流れ



“施工体制台帳作成工事である”旨の通知【周知義務】

元請業者である建設業者は、作成建設業者に該当することとなったときは、遅滞なく、下請業者に対し“施工体制台帳作成工事である”旨の通知を行うとともに、工事現場の見やすい場所にその旨が記載された書面を掲示し、周知しなければならないこととなっています。工事関係者への周知方法は、次のとおりです。

(法第24条の8、規則第14条の3、「施工体制台帳の作成等について」(H7.6.20建設省経建発147号・最終改正令和4年12月28日))

施工体制台帳作成が必要となった場合、次のように周知！



かつ



掲 示

書面通知

デジタルサイネージ活用について P22参照

元請業者は、

- 現場内の見やすい場所に、以下の事項を掲示
 - 元請業者の商号または名称
 - 再下請負通知が必要な旨
 - 再下請負通知の提出先

元請業者に限らず、下請発注を行う場合は、

- 以下の事項を**書面で通知**
 - 元請業者の商号または名称
 - 再下請負通知が必要な旨
 - 再下請負通知の提出先

現場への掲示文（例）

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、工事現場内建設ステーション／△△営業所まで、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4に規定する再下請負通知書を提出して下さい。

一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類の提出をして下さい。

〇〇建設(株)

下請業者への書面通知（例）

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の8第1項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。

この建設工事の下請負人（貴社）は、その請け負ったこの建設工事を他の建設業を営む者（建設業の許可を受けていないものを含みます。）に請け負わせたときは、

- ① 建設業法第24条の8第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の通知書を提出しなければなりません。
- ② 貴社が工事を請け負わせた建設業を営む者に対しても、この書面を複写し通知して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成建設業者に対するこの通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの通知が必要である」旨を伝えなければなりません。

作成建設業者の商号 〇〇建設(株)

再下請負通知書の提出場所 工事現場内建設ステーション／△△営業所

問 14

施工体制台帳の記載内容と添付書類は

施工体制台帳には、作成建設業者の許可に関する事項、請け負った建設工事に関する事項、下請負人に関する事項、健康保険等の加入状況、一号特定技能外国人等の従事状況等を記載しなければなりません。（規則第14条の2、第14条の5）

施工体制台帳の記載内容

（規則第14条の2第1項）

① 作成建設業者に関する事項

- 建設業許可の内容 ※請け負った許可業種に関わることなく全ての許可業種
- 健康保険等の加入状況

② 作成建設業者が請け負った建設工事に関する事項

- 建設工事の名称・内容・工期
- 発注者との契約年月日、発注者の商号・名称・住所・契約をした営業所の名称及び所在地
- 発注者が置く監督員の氏名等
- 作成建設業者が置く現場代理人の氏名等
- 配置技術者の氏名・資格・専任であるか否かの別
- 監理技術者補佐の氏名・資格（置いた場合）
- 専門技術者の氏名・担当工事内容・資格（置いた場合）
- 建設工事に従事するものに関する事項（＝いわゆる「作業員名簿」に当たる部分）
 - ① 氏名・生年月日・年齢 ② 職種 ③ 健康保険加入等の状況
 - ④ 中小企業退職金共済法被共済者であるか否かの別
 - ⑤ 安全衛生に関する教育の内容 ⑥ 建設工事に係る知識・技術・技能に関する資格（任意事項）
- 一号特定技能外国人及び外国人技能実習生の従事状況

③ 下請負人に関する事項

- 商号・名称・住所 ● 許可番号・請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類
- 健康保険等の加入状況

④ 下請負人が請け負った建設工事に関する事項

- 建設工事の名称・内容・工期
- 注文者との契約年月日
- 注文者が置く監督員の氏名等
- 現場代理人の氏名等
- 主任技術者の氏名・資格・専任であるか否かの別
- 専門技術者の氏名・担当工事内容・資格
- 1次下請である場合には、契約をした作成建設業者の営業所の名称及び所在地
- 建設工事に従事するものに関する事項（＝いわゆる「作業員名簿」に当たる部分）（上記①～⑥と同じ）
- 一号特定技能外国人及び外国人技能実習生の従事状況

実質、作業員
名簿が義務化され
たんだね



作成建設業者＝元請

※施工体制台帳及びその添付書類の記載事項が電磁的方法により作成されていて工事現場において出力装置の映像面に表示可能であるときは、紙面への表示は求めません。（規則第14条の2第3項、第4項改正（令和5年5月12日））

施工体制台帳の添付書類

（規則第14条の2第2項）

① 契約書の写し等

- 発注者との契約書の写し
- 下請負契約書の写し
 - * 1次下請との契約書の写し及び2次下請以下の下請負人が締結した全ての請負契約書の写し
 - * 公共工事（入契法第2条第2項に規定する公共工事）以外の工事で、2次下請負以下の下請負契約書にあっては請負金額の部分を除く

② 元請監理技術者関係（監理技術者・主任技術者）

- 配置技術者の資格を有することを証する書面
 - * 監理技術者で、専任を要する工事の場合の資格を有することの書面は監理技術者資格者証の写しに限る
- 雇用関係を証明できるものの写し（健康保険証等の写し）

③ 監理技術者補佐関係 ・ ④ 専門技術者関係（置いた場合）

- 資格を有する書面・雇用関係を証明できるものの写し

※雇用関係を確認するための書類として被保険者証等の写しを求める場合には保険者番号及び被保険者等記号・番号等にマスキングが施されたものを求めるなど、健康保険法の告知要求制限に抵触しないよう留意すること。

問 15

施工体制台帳記載の下請負人の範囲は

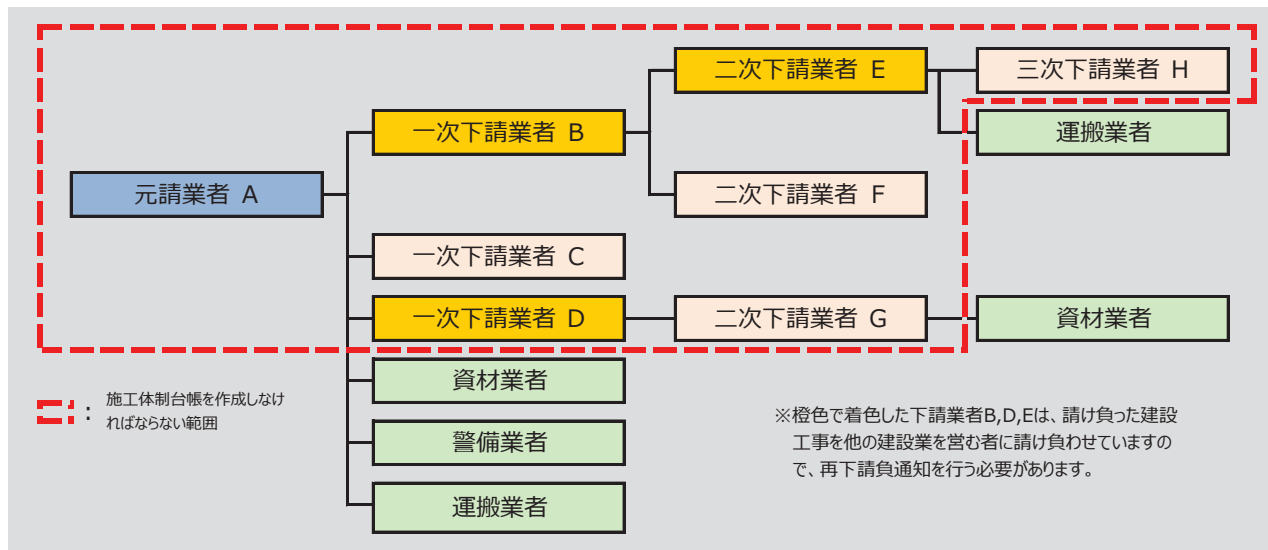
施工体制台帳等に記載すべき「下請負人」の範囲は、「建設工事の請負」契約における全ての下請負人（無許可業者を含む。）を指しますので、一次下請だけでなく二次下請、三次下請等も施工体制台帳への記載対象になります。

《 参考 》

建設工事の請負契約に該当しない資材納入や調査業務、運搬業務などにかかる下請負人等については、建設業法上は記載の必要はありませんが、仕様書等により発注者が記載を求めているときには記載が必要となる場合もあります（例えば、国土交通省発注工事では、警備会社との契約について共通仕様書により記載を求めています。）。

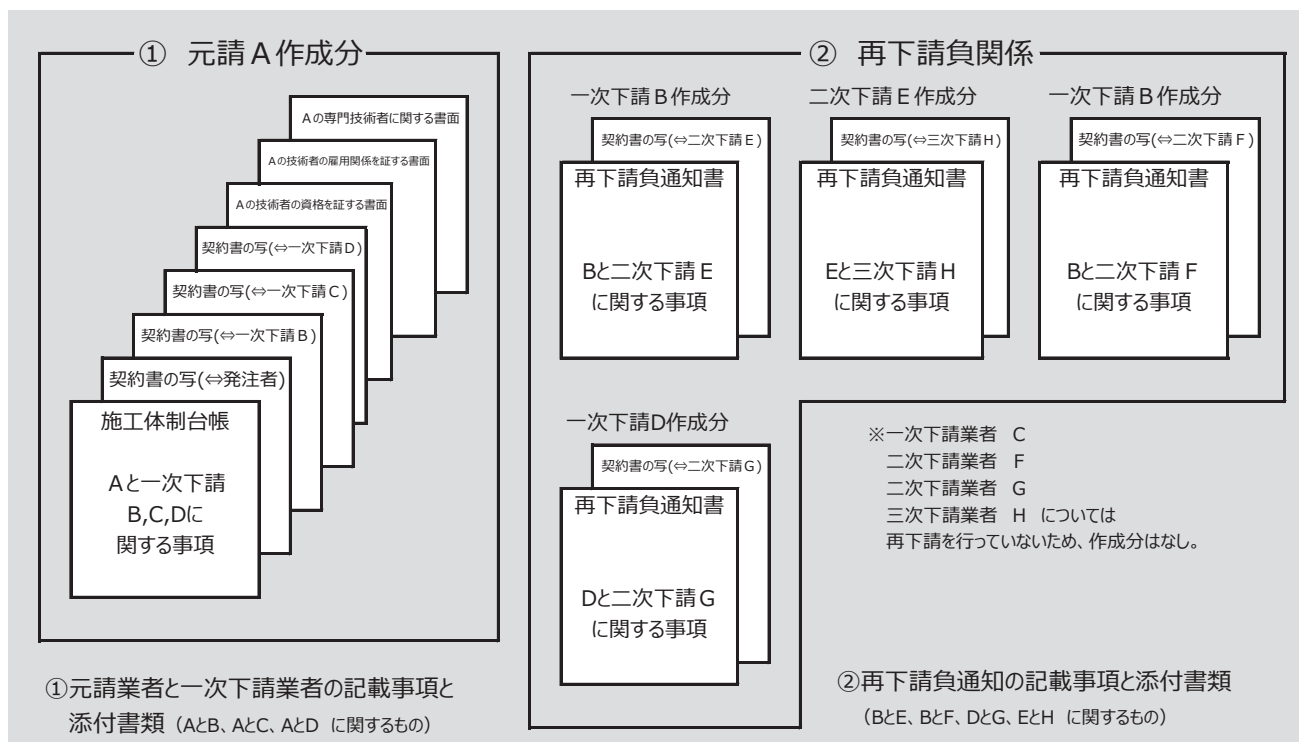
1 施工体制台帳を作成しなければならない範囲

施工体制台帳を作成しなければならない範囲（発注者から警備会社等の記載が求められていない場合）は、下図のとおりです。



2 施工体制台帳の構成

下図の①と②を併せた全体で、施工体制台帳となります。



問 16

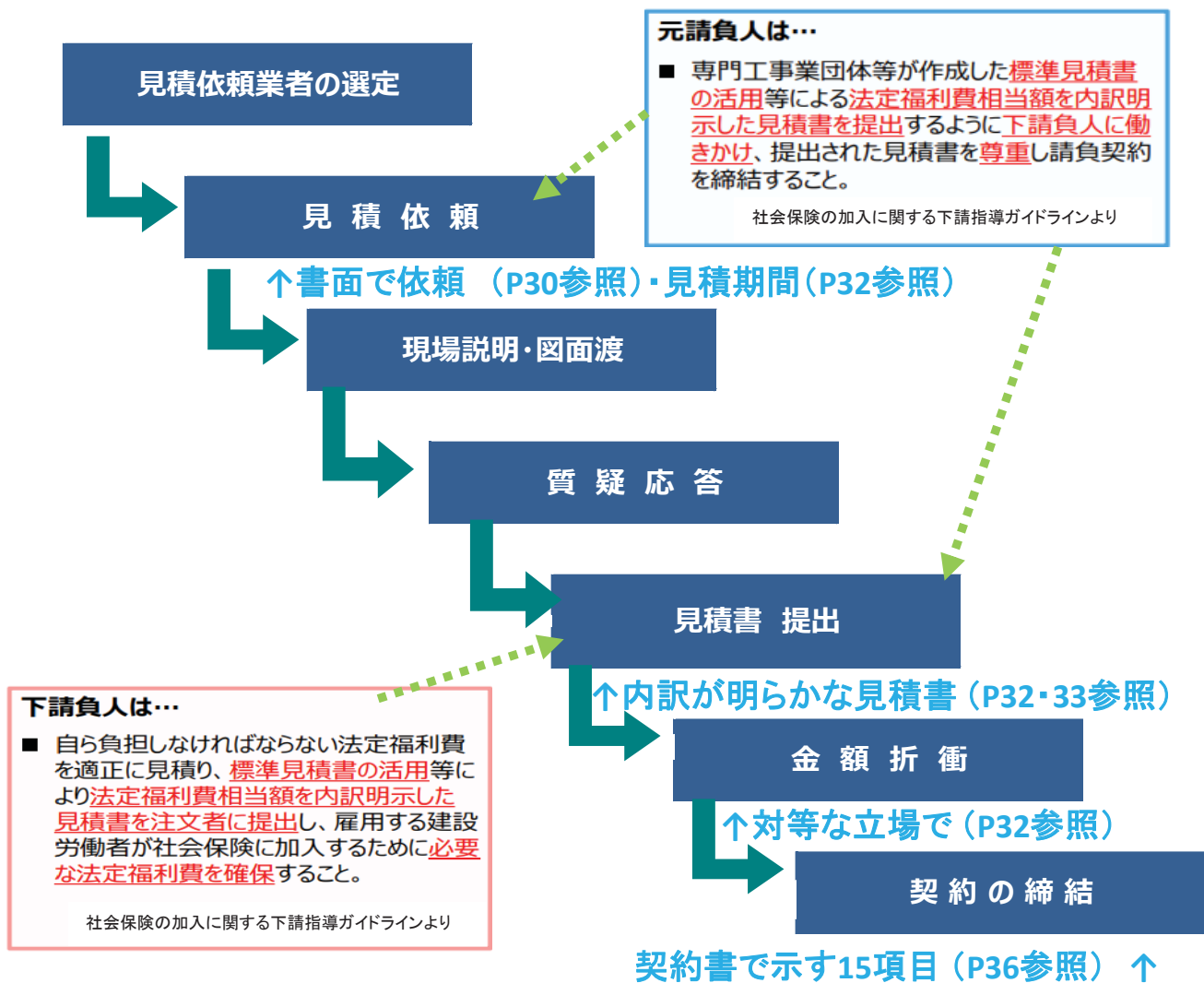
適正な手順による下請契約締結とは

建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結しなければなりません。このためにも、適正な手続による必要があります。

(法第18条、建設業法令遵守ガイドライン)

下請契約締結に至るまでのフロー

下請契約を締結するまでには、概ね次のステップがあります。見積依頼、見積書提出、金額折衝、契約の締結の各段階での留意事項は、下図に示したページを参考にしてください。



見積は書面で依頼

見積依頼は書面で行う必要があります。また、見積にあたっては下請契約の具体的内容を提示することが必要です。工事見積条件を明確にするため、見積依頼は以下のことが記載された書面で行いましょう。

記載が必要な事項は、契約書に記載しておかなければならない重要事項 15 項目のうち、請負代金の額を除いた **14 項目**です。（法第20条第4項）

また、工事の注文者は契約までに工期又は請負代金に影響を及ぼす事象に関する情報の提供を行わなければなりません。（法第20条の2）

見積依頼で示す14項目

①工事内容（※）下記参照	⑧工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
②工事着手の時期及び工事完成の時期	⑨注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
③請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをする時は、その支払時期及び方法	⑩注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
④工事の施工をしない日又は時間帯の定めをするときは、その内容	⑪工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
⑤当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申し出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め	⑫工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
⑥天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め	⑬各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
⑦価格等（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第2条に規定する価格等をいう）の変動又は変更に基づく 工事内容の変更又は請負代金の額の変更及びその額の算定方法に関する定め	⑭契約に関する紛争の解決方法

（※）「工事内容」については最低限次の8つの事項が明示されている必要があります。（建設業法令遵守ガイドライン）

①工事名称	⑥見積条件及び他工種との関係部位、特殊部分に関する事項
②施工場所	⑦施工環境、施工制約に関する事項
③設計図書（数量等を含む）	⑧材料費、労働災害防止対策、建設副産物（建設発生土等の再生資源及び産業廃棄物）の運搬及び処理等に係る元請下請間の費用負担区分に関する事項
④下請工事の責任施工範囲	
⑤下請工事の工程及び下請工事を含む工事の全体工程	

標準的な見積費目

見積依頼にあたっては、次の項目に分けて提出を求めてください。

見積条件の提示の際、適正な法定福利費を内訳明示した見積書（特段の理由により、これを作成することが困難な場合にあっては、適正な法定福利費を含んだ見積書）を提出するよう明示しなければなりません。

直接工事費

+

共通仮設費

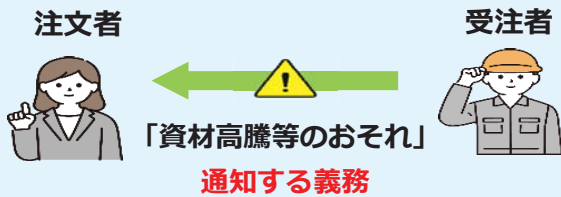
+

現場管理費

+

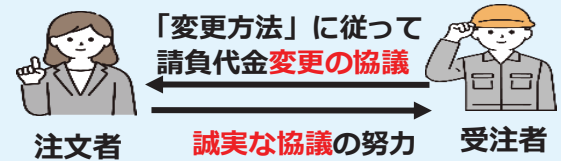
諸経費

【契約前】



資材高騰等が顕在化したとき

【契約後】



【契約前】

○建設業者は、**主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰**、その他の工期または請負代金の額に影響を及ぼす恐れがあると認めるときは、**請負契約を締結するまでに、注文者に通知しなければなりません。**

【契約後】※事象が発生したとき

○通知をした建設業者は、注文者に対して工期の変更、工事内容の変更又は請負代金の額の**変更についての協議を申し出ることができます。**
○協議の申出を受けた注文者は、正当な理由がある場合を除き、**誠実に当該協議に応ずるよう努めなければなりません。**

建設業法令遵守ガイドライン 1 (2)、2 - 1

◆元請負人から下請負人に対する通知

- ①地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中状態に起因する事象（文化財保護法に基づく埋蔵文化財調査とその結果に基づく対策費を含む。）
 - ②騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象
- が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、下請負人に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければなりません。

◆下請負人から元請負人に対する通知

① **主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰**

※「主要」かどうかについては、工事の施工に当たり数量的にあるいは使用頻度的に大宗を占めるために欠くことのできないこと、工事原価において大きな比重を占めること又は数量若しくは比重若しくは使用頻度が少ないにもかかわらず工事の施工に大きな影響を及ぼすこと等をもって判断します。

② **特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰**

であって、天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものが挙げられます。

※契約締結時点で未発生为天災その他の自然的事象については、発生の蓋然性を合理的に説明できる場合を除き事前に予測することは困難と考えられることから、当該事象により生じうる①や②の事象は、法第20条の2第2項により通知が義務づけられる情報とは想定されにくいものです。

【「おそれ」情報の通知方法】

- ・受注者の通常の事業活動において把握できる、**一定の客観性を有する統計資料等**に裏付けられた情報が根拠
※国や業界団体の統計資料、報道記事、下請業者・資材業者の記者発表など
- ・書面又はメール等の**電磁的方法**により、**見積書交付等**のタイミングで通知

◆契約後の変更協議

- ・下請負人から元請負人に事前通知がなかったことのみでは、協議を拒む理由にはなりません。契約上の「変更方法」に基づき適切に協議に応じることが求められます。

【「誠実」に協議に応じていないと思われる例】

- ・協議の開始自体を正当な理由なく**拒絶** ・協議の申出後、合理的な期間以上に協議開始を**あえて遅延**
- ・受注者の主張を一方的に否定or十分に聞き取らずに**協議を打ち切る**

見積期間

建設工事の合理的かつ適正な施工を図るためには、あらかじめ、契約の重要な事項を下請負人に提示し、下請負人が適切に見積を行うに足りる期間を設けなければなりません。（法第20条第4項）

下請負契約内容の提示から下請契約の締結までの間に設けなければならない見積期間については以下のように定められています。（令第6条）

下請工事の予定価格の金額	見積期間
① 500万円に満たない工事	中 1 日以上
② 500万円以上5,000万円に満たない工事	中 10 日以上
③ 5,000万円以上の工事	中 15 日以上

注) 予定価格が②③の工事については、やむを得ない事情があるときに限り、見積期間をそれぞれ、**5日以内**に限り短縮することができます。

現場説明・図面渡

- ◆見積条件の明確化
 - ◆見積費目の提示・確認
 - ◆図面・仕様書の提示・確認
- に心がけましょう。

質疑応答

- ◆質問内容の明確化・迅速な質問
 - ◆職務上権限を有する者同士の対応
 - ◆見積条件内容の確定
- に心がけましょう。

内訳が明らかな見積書

建設工事の見積書は、「**工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳**」並びに「**工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数**」が明らかとなったものでなければなりません。（法第20条第1項）

また、元請業者は、見積条件の提示の際、適正な法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう下請業者に求めなければならないとされています（下請業者が、請け負った建設工事を他の建設業を営む者に再下請負させる場合も同様です。）。（社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン）

工事の種別	切土、盛土、型枠工事、鉄筋工事のような「工種」及び本館、別館のような「目的物の別」
経費の内訳	労務費、材料費、共通仮設費、現場管理費、機械経費等の別

対等な立場で

建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結しなければなりません。（法第18条）したがって、自己の取引上の地位を不当に利用し、通常必要と認められる原価に満たない金額で請負契約を締結してはいけません。（法第19条の3）**また、原材料等の高騰や資材不足の影響を受けている状況において、それらを反映した取引価格による、適正な請負代金の設定が必要です。**

POINT

下請業者との見積合わせ時には、貴社が行った査定の詳細をきちんと説明しましょう！！

建設工事の請負代金については「半値八がけ」と言われるように、合理的な根拠もないまま金額の交渉を行っている例があるとの指摘がされています。

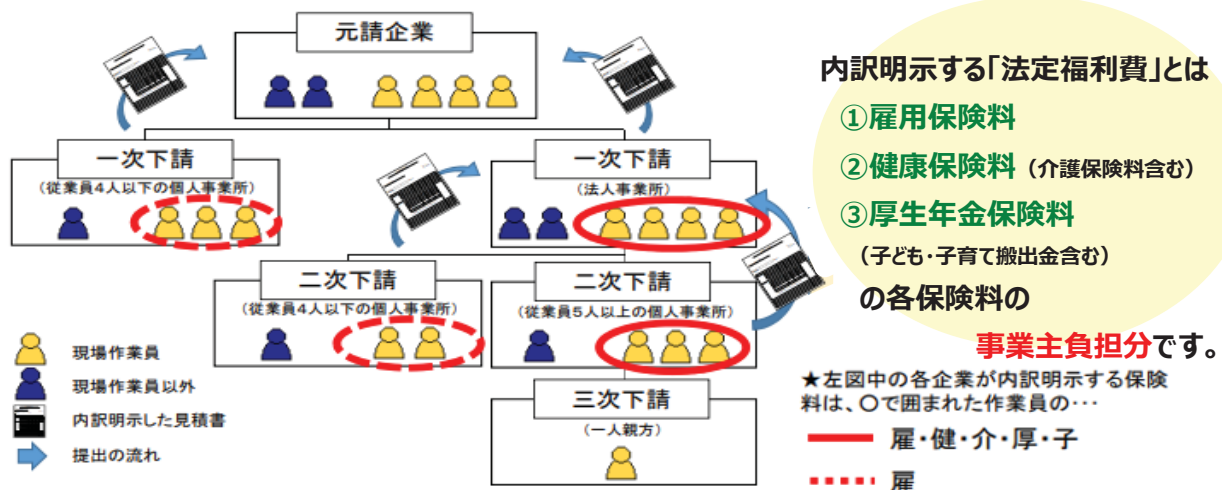
合理的な根拠もなく、原価にも満たない安い代金で下請業者に工事を無理矢理押しつけた場合には、建設業法に違反します。

自らが行った査定の方法を下請業者にきっちり説明し、両者合意のもとで契約を行いましょう。

法定福利費の内訳明示

法第20条第1項において、経費の内訳を明らかにして行うよう努めるよう規定されています。
 この**内訳明示すべき必要経費**には社会保険料にあたる『法定福利費』も含まれます。
 ※『法定福利費』は法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれます。
 (社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン)

「法定福利費」とは？→法律上支払義務がある**社会保険料の事業者負担分**を指します。



POINT 社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインより

- ①法定福利費を内訳明示した見積書が、法第20条第1項に規定する見積りに該当する。
- ②再下請負の場合でも、元請・1次下請間の場合と同様に、法定福利費を内訳明示した見積書を提出・尊重すること。

参照

各専門工事業団体の作成した業種ごとの「標準見積書」

- 法定福利費を適切に見積書で明示するため、各専門工事業団体において見積書の雛型となる「標準見積書」を作成しており、平成25年より活用が開始されています。
- 業種の特性等に応じた見積書となっていますので、作成の際に参照下さい。

→ 国土交通省HP:「標準見積書」で検索

「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」詳細版(国交省)

- 国土交通省の公表している、法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順です。
- 業種等に関わらず、見積書の標準的な作成手順を示しています。

→ 国土交通省HP:「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」で検索

社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン

- 建設業における社会保険の加入についての建設企業の取組指針です。
- 「法定福利費を内訳明示した見積書」についても記載しております。

→ 国土交通省HP:「社会保険 下請指導ガイドライン」で検索

見積書 電磁的方法が可能に (法令上明確化)

法第20条第3項

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律

電磁的方法により送付することをあらかじめ注文者に**承諾**をとることにより可能です。

「電磁的方法」とは？ 例示

- ①電子情報処理組織 (電子メール、webサービス等)
- ②磁気ディスクその他 (CD-ROM等)

(※契約書とは取扱が異なるので注意)

請負契約書の場合は、規則第13条の4第2項各号にあげる技術的基準に適合するものである必要があります。

P14参照

こちら
も可能

特定専門工事に係る元下間の合意をするための書面 (法第26条の3第3項)
 公共工事保証証書・保険証券 (国交省直轄はR4.5.9運用開始)

問 17

適正な工期の設定とは

建設工事従事者の長時間労働を前提とした不当に短い工期での工事は、過労や手抜き工事にもつながる恐れがあるため、建設工事の請負契約に際しては、適正な工期設定を行う必要があり、通常認められる期間と比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結することは禁止されています。（法第19条の5、第20条、第20条の2 令和6年12月13日施行）

契約締結に際し、「工期に関する基準」等を踏まえ、対等な立場に基づき公平公正で適正な工期を設定する必要があります。

工期の適正化

new

注文者

◆工事を施工しない日や時間帯の定めをする時は契約書面に明記

- ◆通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約の締結を禁止
- ◆工期に影響を及ぼす事象で認識しているものについて契約締結までに通知する義務 P31参照
例) 地盤沈下、土壤汚染等に関する情報
- ◆受注者から事前通知に基づく 工期変更の協議のあった場合に誠実に応諾努力

建設業者

- ◆工程の細目を明らかにし、工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を見積り
- ◆ 工期に影響を及ぼす事象で認識しているものについて 契約締結までに通知する義務 P31参照
例) 主要資材価格高騰、資材納入遅延等に関する情報
- ◆工期に影響を及ぼす事象が発生したときには 工期変更の協議を提案可

工期に関する基準(令和6年3月中央建設業審議会作成・勧告) 概要

第1章 総論

- (1) 背景 (2) 建設工事の特徴
- (3) **建設工事の請負契約及び工期に関する考え方**
- (4) 本基準の趣旨 (5) 適用範囲
- (6) **工期設定における受発注者の責務**

・本基準を踏まえた適正な工期設定は、契約変更でも必要。

・受発注者間のパートナーシップ構築が各々の事業継続上重要。
・受注者は、契約締結の際、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りを提出するよう努める。

・発注者※は、受注者や下請負人が時間外労働規制を遵守できる工期設定に協力し、規制違反を助長しないよう十分留意する。

・発注者※は、受注者から、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りが提出された場合、内容を確認し、尊重する。

※下請契約における注文者も同じ

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1) **自然要因** (6) 関係者との調整
- (2) **休日・法定外労働時間** (7) 行政への申請
- (3) **イベント** (8) **労働・安全衛生**
- (4) 制約条件 (9) 工期変更
- (5) 契約方式 (10) その他

・**自然要因(猛暑日)における不稼働**を考慮して工期設定。

・十分な工期確保や交代勤務制の実施に必要な経費は請負代金の額に反映する。

・勤務間インターバル制度は、安全・健康の確保に有効。

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) **準備** (2) **施工** (3) **後片付け**

・会社指揮下における現場までの移動時間や、運送業者が物品納入に要する時間も労働時間に含まれ、適切に考慮して工期を設定。

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) **住宅・不動産** (2) **鉄道** (3) **電力** (4) **ガス**

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

(優良事例集)

・資材の納入遅延や高騰は、サプライチェーン全体で転嫁する必要。

・各業界団体の取組事例等を更新。

第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
- (2) **建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応**
- (3) 基準の見直し

著しく短い工期の禁止（法第19条の5）

著しく短い工期の判断材料

- 見積依頼の際に元請負人が下請負人に示した条件
- 締結された請負契約の内容
- 下請負人が「著しく短い工期」と認識する考え方
- 過去の同種類工工事の実績
- 下請負人が元請負人に提出した見積もりの内容
- 当該工期を前提として請負契約を締結した事情
- 当該工期に関する元請負人の考え方
- 賃金台帳

等

著しく短い工期の判断の視点

- ① 契約締結された工期が、「工期基準」で示された内容を踏まえていないために短くなり、それによって、下請負人が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該下請工事を施工することになっていないか。
- ② 契約締結された工期が、過去の同種類工工事の工期と比較して短くなることによって、下請負人が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該下請工事を施工することになっていないか。
- ③ 契約締結された工期が、下請負人が見積書で示した工期と比較して短い場合、それによって、下請負人が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該下請工事を施工することになっていないか。

時間外労働時間の罰則付き上限規制の適用（令和6年4月1日～）

- 第196回国会（常会）で成立した「働き方改革関連法」による改正労働基準法に基づき、令和6年4月1日から、建設業者に関しても、災害時の復旧・復興事業を除き、時間外労働時間の罰則付き上限規制の一般則が適用されたことを踏まえ、**当該上限規制を上回る違法な時間外労働時間を前提として設定される工期は、例えば、元請負人と下請負人との間で合意している場合であっても、「著しく短い工期」と判断される。**

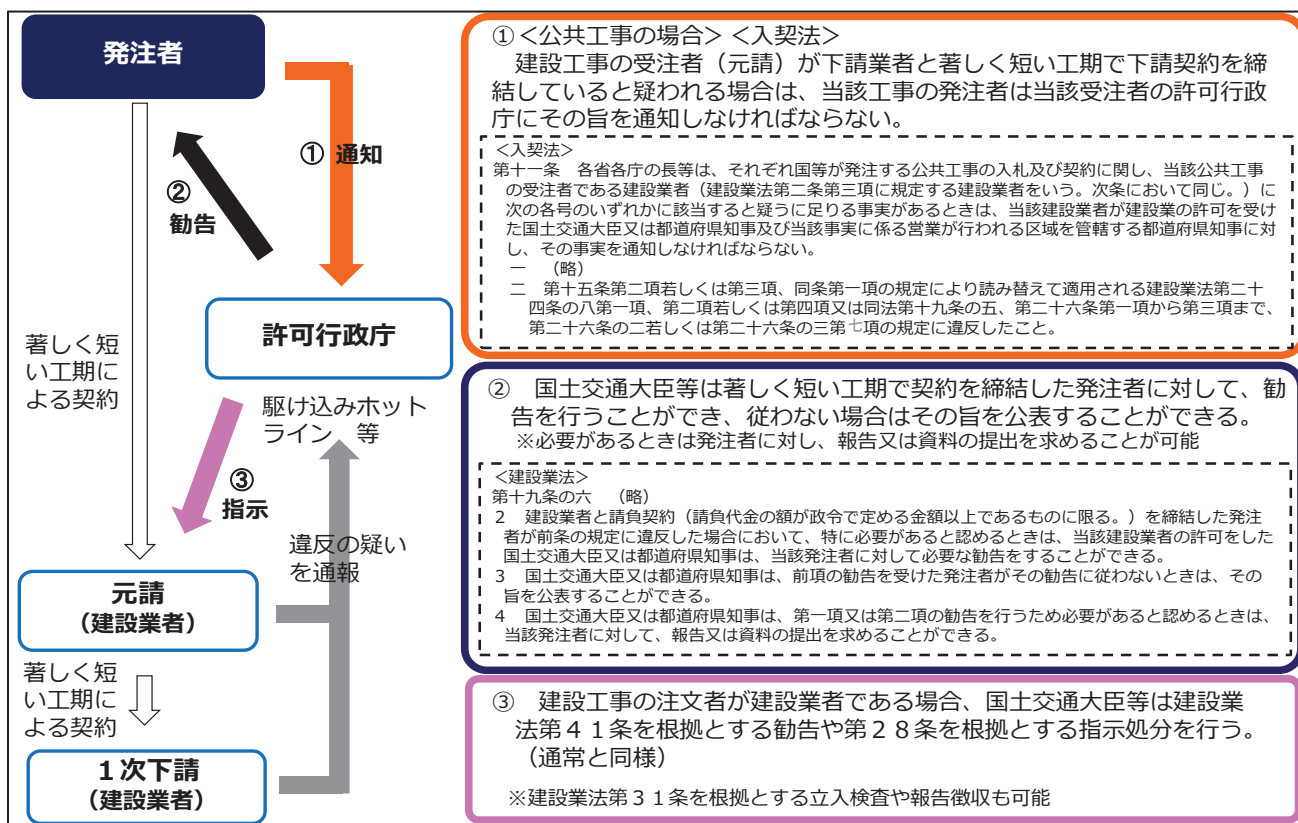
工期の変更が必要となる場合にも適用

- 「著しく短い工期」の禁止は、当初の契約締結後、当初の契約どおり工事が進行しなかったり、工事内容に変更が生じた際、**工期を変更するために変更契約を締結する場合についても適用される。**
- 工期の変更時には紛争が生じやすいため、紛争の未然防止の観点から、当初の契約の際、建設工事標準下請契約約款第17条（元請負人は、工期の変更をするときは、変更後の工期を建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間としてはならない。）を明記しておくことが重要である。

原材料費等高騰時の原材料の納期の遅延（下請負人の責めに帰さない理由）にも適用

○ 原材料費等の高騰あるいは原材料の不足による納期遅延等が発生した状況において通常必要と認められる工期に比して著しく短い工期となっている場合には建設業法第19条の5に違反する恐れがある。

著しく短い工期の禁止に違反した場合の措置



問 18

請負契約書はなぜ必要か

請負契約は民法上は口約束でも効力を生じますが、建設工事の開始に先立って、建設業法では下枠内の**15項目**を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互交付することを求めています。

これは、契約内容をあらかじめ書面で明確にすることで、請負代金、施工範囲等に係る元請下請間等の紛争を防ぐことを目的としています。

（法第19条 令和6年12月13日施行、「建設産業における生産システム合理化指針」（H3.2.5建設省建設経済局長通知））

なお、一定の要件を満たせば、注文書・請書を相互に交付することでも、法第19条の規定には違反しないものとされています。

（「注文書及び請書による契約の締結について」（H12.6.29建設省建設経済局建設業課長通知））

契約書で示す15項目



①工事内容	⑩注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
②請負代金の額	
③工事着手の時期及び工事完成の時期	⑪注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引き渡しの時期
④工事の施行をしない日又は時間帯の定めをするときは、その内容	⑫工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
⑤前払金又は出来高払の時期及び方法	⑬工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
⑥当事者の申し出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め	⑭各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
⑦天災その他の不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め	⑮契約に関する紛争の解決方法
⑧価格等の変動又は変更に基づく 工事内容の変更又は請負代金の額の変更及びその額の算定方法に関する定め ※	
⑨工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め	（ただし、これらのうち④、⑤、⑩、⑬の項目について定めをしない場合は記載をする必要はありません。）

建設リサイクル法対象工事の場合は、以下の4項目を加え、記載しなければなりません。

（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条第1項、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第7条）

①分別解体の方法 ②解体工事に要する費用 ③再資源化するための施設の名称及び所在地 ④再資源化等に要する費用

※建設業法令遵守ガイドライン 5. 参照

※「令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」(R5.3.1)第3において、法律上問題となり得る取引価格の据え置きに関する考え方が示されています。

※下請中小企業振興法（下請振興法）に基づく振興基準（R6.11.1）において、見積及び発注から納品までの期間が長期にわたる取引においては、期中に原材料費等のコストが上昇した場合に下請事業者から申出があったときは、親事業者は価格変更にできる限り柔軟に応じるものとされていることにも留意ください。（「下請振興法」は建設工事の下請負も対象）

公共工事・民間工事 とも

契約内容を①～③のいずれかの書面で作成することが必要です。

①	契 約 書		
②	注文書 ・ 請 書	+	基本契約書
③	注文書 ・ 請 書	+	基本契約約款

※③の場合は注文書・請書それぞれに同じ内容の基本契約約款が添付（割印付き）又は印刷されたもの



問 19

下請代金の適正な支払いとは

下請代金が適正に支払われなければ、下請負人の経営の安定が阻害されるばかりでなく、ひいてはそれが手抜き工事、労災事故等を誘発し、建設工事の適正な施工の確保が困難になりかねません。

建設業法では、工事の適正な施工と下請負人の利益保護を目的として、下請代金の規定を設けています。

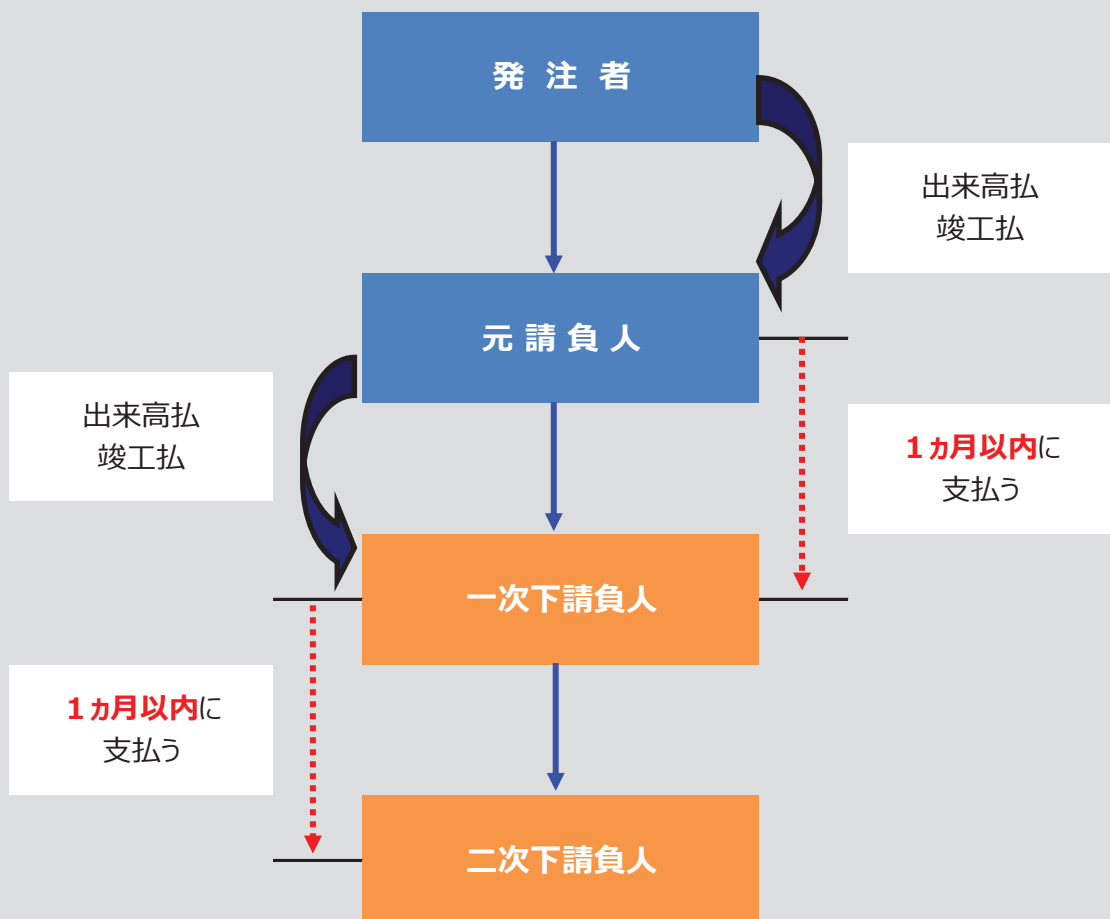
POINT ①

元請負人※は、注文者から請負代金の出来高払い又は竣工払いを受けたときは、その支払対象となった工事を施工した下請負人に対して、相当する下請代金を**1ヵ月以内**に支払わなければなりません。

(法第24条の3第1項)

※元請負人は、法第2条第5項の定義によるため、「下請契約における注文者で建設業者であるもの」を指していることから、発注者から直接工事を請け負う者に限定される訳ではありません。

上位注文者から出来高払・竣工払の支払を受けたら...



下請代金の支払は、出来高払い又は竣工払いのいずれの場合においても、できる限り早く行うことが必要です。**1ヵ月以内**という支払期間は、毎月一定の日に代金の支払を行うことが多いという建設業界の商慣習を踏まえて、定められたものですから、1ヵ月以内であればいつでもよいというものではなく、出来る限り短い期間内に支払われなければなりません。

POINT ②

下請代金は、できる限り現金払いとし、**少なくとも労務費相当分は現金で支払う**よう適切な配慮をしなければなりません。また、手形で支払う際には、現金化にかかる割引料等のコストや**手形サイトに配慮**をすることが必要です。
(法第24条の3第2項、(建設業法令遵守ガイドライン 令和6年12月改定))

《参考》

法第24条の3第2項に、「下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならない」と規定されており、下請代金を現金で支払うことは、下請負人における労働者の雇用の安定を図る上で重要であることから、下請代金の支払はできる限り現金によるものとし、**少なくとも労務費相当分(社会保険料の本人負担分を含む)を現金払**とするような支払条件を設定する必要があります。

なお、元請負人が特定建設業者であり、下請負人が資本金4,000万円未満の一般建設業者である場合、**手形期間60日を超える長期手形**の交付は「割引を受けることが困難である手形の交付」と認められる場合があり、**その場合には法第24条の6第3項に違反します。**

また、元請負人は以下の点についても留意しなければならない、とされています。

■ 手形等により下請代金を支払う場合には、当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定すること。

(下請代金の支払手段について(令和3年3月31日 20210322 中庁第2号・公取企第25号))

■ **令和8年の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進**するとされていること(「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画フォローアップ」(令和4年6月7日閣議決定))を踏まえ、建設業界においても、発注者を含めて**関係者全体で、約束手形の利用の廃止**に向けて、前金払等の充実、振込払い及び電子記録債権への移行、支払サイトの短縮等の取組を進めていくよう努めること、また、元請負人及び下請負人の関係のみならず、**資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者、建設関連業者等との関係においても同様の取組を進めることが重要であること。**



POINT ③

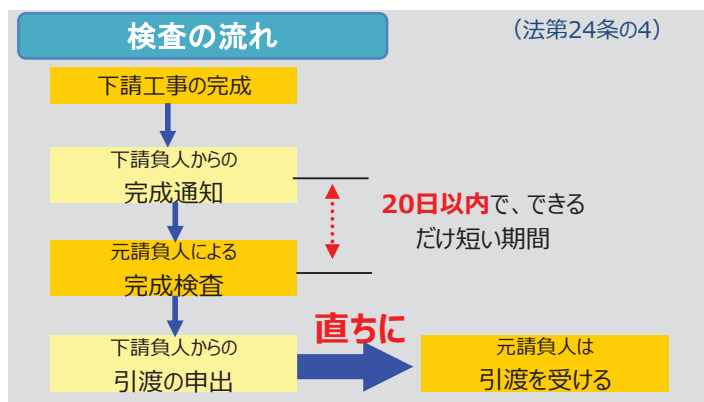
元請負人は、前払金を受けたときは、下請負人に対して資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう配慮しなければなりません。(法第24条の3第3項)

《参考》

建設工事においては、発注者から資材の購入や労働者の募集等建設工事の着手のために必要な準備金が前払金として支払われることが慣行となっていますが、このような資材購入等の準備行為は元請負人だけでなく下請負人によっても行われることも多いので、元請負人が前払金を受けたときは下請負人に対しても工事着手に必要な費用を前払金として支払うよう努めるべきこととしています。

POINT ④

元請負人は、下請工事の完成を確認するための検査を、工事完成の通知を受けた日から**20日以内**に行い、かつ、検査後に下請負人が引渡しを申し出たときは、**直ちに**工事目的物の引渡しを受けなければなりません。
(法第24条の4)



◆検査は工事完成の通知日から20日以内で、できる限り短い期間内に行いましょう。

◆下請負人からの「工事完成の通知」や「引渡しの申出」は口頭でも足りませんが、後日の紛争を避けるため書面で行うことが適切です。

POINT ⑤

特定建設業者は、下請負人（特定建設業者又は資本金額が4,000万円以上の法人を除く。）からの引渡し申出日から起算して**50日以内**に下請代金を支払わなければなりません。（法第24条の6第1項、令第7条の2）

《参考》 特定建設業者の制度は下請負人保護のために設けられたものですから、特定建設業者については、注文者から支払いを受けたか否かにかかわらず、工事完成の確認後、下請負人から工事目的物の引渡しの申出があったときは、申出の日から50日以内に下請代金を支払わなければならないことになっています。

特定建設業者に適用される支払期日とは...

特定建設業者は、元請としての義務【POINT ①】と特定建設業者の義務【POINT ⑤】の両方の義務を負います。

このため、出来高払いや竣工払いを受けた日から**1ヵ月以内**か、引渡しの申出から**50日以内**の支払期日（支払期日の定めがなければ引渡し申出日）の**いずれか早い方が実際の支払日**になります。

ワンポイントアドバイス

赤伝処理を行う場合には、元請負人と下請負人双方の協議・合意と、内容の差引額の算定根拠等の明示が必要です！！

赤伝処理とは、建設工事に関係して元請負人と下請負人の間で発生した諸費用を、元請負人が、下請代金の支払額から差し引く（相殺する）行為のことをいいます。

赤伝処理を行うこと自体が直ちに建設業法上の問題となることはありませんが、適正な手続に基づかない赤伝処理を行えば、建設業法に違反するおそれがあります。

そのため、赤伝処理を行う場合には、以下の点に留意してください。

①元請負人と下請負人双方の協議・合意が必要

赤伝処理を行う場合には、その内容や差し引く根拠等について、元請負人と下請負人双方の協議・合意が必要です。

②内容の見積条件・契約書への明示が必要

一方的に提供・貸与した安全衛生保護具等の費用、下請代金の支払に関して発生する諸費用（下請代金の振込手数料等）、下請工事の施工に伴い副次的に発生する**建設副産物の運搬処理費用**及び、その他諸費用（駐車場代、弁当ごみ等のゴミ処理費用、安全協力会費、**建設キャリアアップシステムに係るカードリーダー設置費用及び現場利用料**等）について赤伝処理を行う場合には、その内容や差引額の算定根拠等について、**見積条件書や契約書に明示することが必要**です。

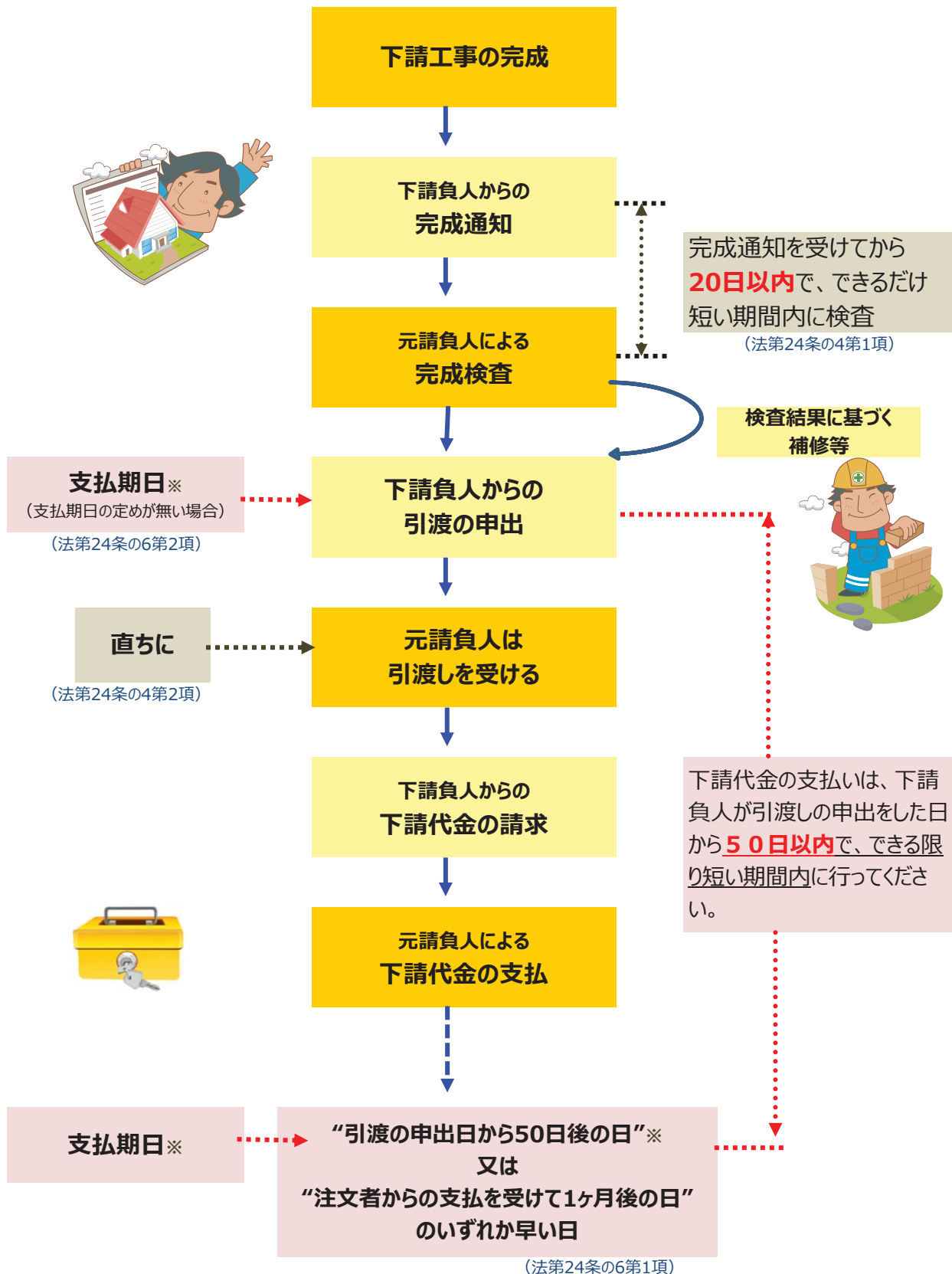
③下請負人の過剰負担とならないよう配慮が必要

元請負人は、赤伝処理を行う諸費用について、その差引額の算出根拠、用途等を明らかにすることで透明性の確保に努め、下請負人の費用負担が過剰なものにならないよう十分配慮する必要があります。

（「建設業法令遵守ガイドライン」 9. 赤伝処理）

検査・引渡・下請代金の支払いフロー<特定建設業者>

特定建設業者が注文者となった下請契約における、検査・引渡、下請代金の支払期日等は次のとおりです。



※：下請負人が、特定建設業者又は資本金額4,000万円以上の法人である場合は除かれます。

問 20

帳簿の記載事項と添付書類とは

建設業法では、請負契約の内容を適切に整理した帳簿を各営業所ごとに備える必要があります。
(法第40条の3)

帳簿（添付図書を含む。）には **5年間**（発注者と締結した住宅を新築する建設工事に係るものは10年間）、
法第40条の3の国土交通省令で定める図書（完成図、打合せ記録、施工体系図）は**10年間の**保存義務がそれぞれありますので注意しましょう。（規則第28条）

- 営業所ごとに備える必要がある帳簿の電子化 （規則第26条第6項,第7項,第8項改正（令和5年5月12日））
電磁的方法により保存された情報を映像表示することで、紙の帳簿を代替可能

帳簿に記載しておかなければならない内容

（規則第26条第1項）

- 1 営業所の代表者の氏名及びその就任日
- 2 注文者と締結した建設工事の請負契約に関する以下の事項
 - (1) 請け負った建設工事の名称、工事現場の所在地
 - (2) 注文者との契約日、注文者の商号、名称又は氏名及び住所、許可番号
 - (3) 建設工事の完成を確認するための検査が完了した年月日及び当該建設工事の目的物の引渡しをした年月日
- 3 発注者と締結した住宅を新築する建設工事の請負契約に関する以下の事項
 - (1) 当該住宅の床面積
 - (2) 建設業者の建設瑕疵負担割合
 - (3) 発注者に交付している住宅瑕疵担保責任保険法人の名称
- 4 下請契約に関する以下の事項
 - (1) 下請負人に請け負わせた建設工事の名称、工事現場の所在地
 - (2) 下請負人との契約日、下請負人の商号又は名称及び住所、許可番号
 - (3) 建設工事の完成を確認するための検査を完了した年月日及び当該建設工事の目的物の引渡しを受けた年月日

《 注意 》

特定建設業の許可を受けている者が注文者（元請工事に限らない。）となって一般建設業者（資本金が4,000万円以上の法人企業を除く。）に建設工事を下請負した場合には、以下の事項についても記載が必要となります。

- ① 支払った下請代金の額、支払った年月日及び支払手段
- ② 支払手形を交付したときは、その手形の金額、交付年月日、手形の満期
- ③ 代金の一部を支払ったときは、その後の下請代金の支払残額
- ④ 遅延利息の額・支払日（下請負人から引き渡しの申出から50日を経過した場合に発生する遅延利息（年14.6%）の支払に係るもの）

帳簿に添付しておかなければならない書類

（規則第26条第2項）

- 1 契約書又はその写し
- 2 特定建設業の許可を受けている者が注文者（元請工事に限らない。）となって一般建設業者（資本金が4,000万円以上の法人企業を除く。）に建設工事を下請負した場合には、下請代金の支払済額、支払った年月日及び支払手段を証明する書類（領収書等）又はその写し
- 3 特定建設業の許可を受けている者が注文者（元請工事に限る。）となって、5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円。一次下請業者への下請代金の総額で判断。）以上の下請契約を締結した場合には、工事現場に据え付ける施工体制台帳の以下の部分。（工事完了後に施工体制台帳から必要な部分のみを抜粋します。）
 - (1) 当該工事に関し、実際に工事現場に置いた監理技術者の氏名、有する監理技術者資格
 - (2) 監理技術者以外に専門技術者を置いたときは、その者の氏名、その者が管理を担当した建設工事の内容、有する主任技術者資格
 - (3) 下請負人（末端までの全業者を指しています。以下同じ。）の商号又は名称、許可番号
 - (4) 下請負人に請け負わせた建設工事の内容、工期
 - (5) 下請業者が実際に工事現場に置いた主任技術者の氏名、有する主任技術者資格
 - (6) 下請負人が主任技術者以外に専門技術者を置いたときは、その者の氏名、その者が管理を担当した建設工事の内容、有する主任技術者資格

施工体制
台帳



営業に関する図書として保存が義務付けられているもの

（規則第26条第5項）

- ① 完成図
- ② 発注者との協議記録
- ③ 施工体系図（法令上、作成義務のある工事に限る）

問 21

建設業法で定める標識の掲示とは

建設業法では、建設業の営業又は建設工事の施工が建設業法による許可を受けた適法な業者によってなされていることを対外的に明らかにするため、建設業者に対し、その店舗及び建設工事（発注者から直接請け負ったものに限り。）現場ごとに、一定の標識を掲げることを義務づけています。

（法第40条、規則第25条、同規則別記様式第28号・第29号 令和6年12月13日施行）※デジタルサイネージ等の活用 P22参照

店 舗

建設業の許可を受けた建設業者が標識を**店舗**に掲げる場合

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の指名			
一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
		国土交通大臣 許可（ ）第 号 知事	
		国土交通大臣 許可（ ）第 号 知事	
この店舗で営業している建設業			

35cm以上
40cm以上

記載要領
「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

現 場

建設業の許可を受けた建設業者（元請）が標識を**建設工事の現場**に掲げる場合

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の指名			
主任技術者の指名	専任の有無		
資格名	資格者証交付番号		
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業	国土交通大臣 許可（ ）第 号 知事		
許可番号			
許可年月日			

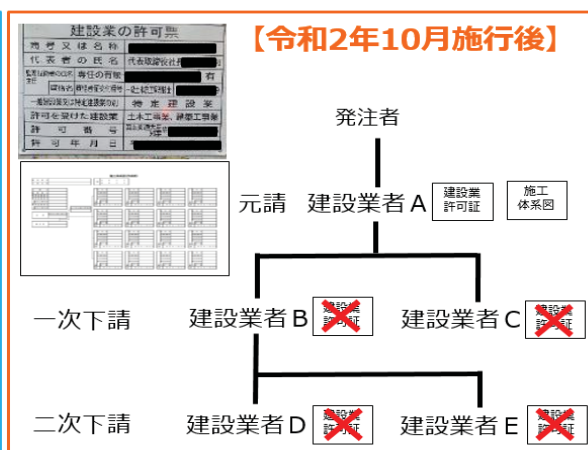
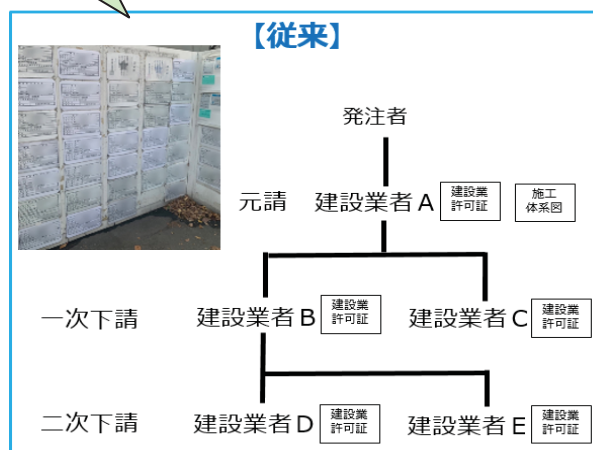
25cm以上
35cm以上

記載要領

- 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項本文の規定に該当する場合には、「専任」と記載し、同項第1号に該当する場合には、「**非専任（情報通信技術利用）**」と、同項第2号に該当する場合には、「**非専任（監理技術者を補佐する者を配置）**」と記載すること。
- 「資格名」の欄は当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第3項の規定により専任の者でなければならない監理技術者又は同項第1号若しくは第2号に該当する監理技術者を置く場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

new

現場掲示のイメージ



問 22

元請：特定建設業者の責務とは

特定建設業者が発注者から直接建設工事を請け負い、元請となった場合には、下請業者が建設業法、建築基準法、労働基準法、労働安全衛生法などの法令に違反しないよう指導に努めなければならないとされています。（法第24条の7 第1項、令第7条の3）

なお、下請業者とは、一次下請業者だけでなく、工事に携わる全ての下請業者が対象になります。

規定の趣旨

大規模な建設工事では、多数の下請負人が参加し、また、下請が重層的に行われますが、これらの下請負人が建設工事の施工に関して必要とされる建設業法や建築基準法、労働基準法等の規定について理解が必ずしも十分ではなく規定を遵守しないために、現場における事故災害等のほか、労働者に対する賃金不払い等種々の問題が生じる例が少なくありません。

上記のような問題の発生を防止、解消していくために、

- ①すべての下請負人が法令の規定を知ること
- ②法令に違反する行為に対する早期是正を図るための仕組みを設けること

が必要となり、建設業法は、特定建設業者に対して、下請負人に対する法令遵守指導を的確に行うことを求めています。

指導が必要な法令

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請負人などが下記の表に掲げる法令の規定に違反しないよう、指導に努めなければなりません（施工体制台帳を作成しなくてもよい場合を含む）。

（建設業法以外の法律は、令第7条の3）

【指導が必要な法令の規定】

法律名	内 容
建設業法	下請負人の保護に関する規定、技術者の配置に関する規定等本法のすべての規定が対象とされているが、特に次の項目に注意すること。 （１）建設業の許可（第3条） （２）一括下請負の禁止（第22条） （３）下請代金の支払（第24条の3、第24条の6） （４）検査及び引渡し（第24条の4） （５）主任技術者及び監理技術者の配置等（第26条、第26条の2）
建築基準法	（１）違反建築の施工停止命令等（第9条第1項・第10項） （２）危害防止の技術基準等（第90条）
宅地造成及び特定盛土等規制法	（１）宅地造成等に関する工事の技術的基準及び設計者の資格等（第13条、第31条） （２）宅地造成及び特定盛土等若しくは土石の堆積に伴う防災措置等（第20条第2項・第3項・第4項、第39条第2項・第3項・第4項）
労働基準法	（１）強制労働等の禁止（第5条） （２）中間搾取の排除（第6条） （３）賃金の支払方法（第24条） （４）労働者の最低年齢（第56条） （５）年少者、女性の坑内労働の禁止（第63条、第64条の2） （６）安全衛生措置命令（第96条の2第2項、第96条の3第1項）
職業安定法	（１）労働者供給事業の禁止（第44条） （２）暴行等による職業紹介の禁止（第63条第1号、第65条第9号）
労働安全衛生法	（１）危険・健康障害の防止（第98条第1項）
労働者派遣法	（１）建設労働者の派遣の禁止（第4条第1項）

是正指導に従わないときは許可行政庁へ通報

下請負人が是正指導に従わない場合には、行政庁（下請負人の許可区分等に応じて下表のとおり。）に、その旨を速やかに通報しなければなりません。（法第24条の7第3項）

なお、この通報を怠ると、特定建設業者自身が建設業法の監督処分を受ける場合があります。

元請：特定建設業者の責務

① 現場での法令遵守指導の実施

② 下請業者の法令違反に対する是正指導

③ 下請業者が是正しないときの許可行政庁への通知



【通報先（行政庁）】

下請負人（建設業を営む者）の区分		通報する行政庁
建設業者 （許可業者）	大臣許可	許可をした地方整備局等 又は 建設工事が行われている区域 を管轄する都道府県知事
	知事許可	許可をした都道府県知事 又は 建設工事が行われている区域 を管轄する都道府県知事
その他 （許可を受けていない業者）		建設工事が行われている区域を 管轄する都道府県知事

問 23

建設業法に違反すると

建設業者が建設業法や関係する他法令に違反している場合、以下のように“監督処分”や“行政指導”が行われる場合があります。（法第28条、第29条、第41条、第41条の2）

監督処分

建設業者が建設業法や入札契約適正化法などの法令に違反すると、建設業法の監督処分の対象になります。監督処分には、指示処分、営業停止処分、許可の取消処分の3種類があります。また、建設業法の監督処分以外に、国や地方公共団体等の発注者による指名停止措置などを受けることがあります。

指示処分

（法第28条第1項、第2項、第4項）

建設業者が建設業法に違反すると、監督行政庁の指示処分の対象になります。指示処分とは、法令や不適正な事実を是正するために企業がどのようなことをしなければならないか、監督行政庁が命令するものです。

営業停止処分

（法第28条第3項、第5項）

建設業者が指示処分に従わないときには、監督行政庁による営業停止処分の対象になります。また、一括下請禁止規定の違反や独占禁止法、刑法などの他法令に違反した場合などには、指示処分なしで直接営業停止処分がかけられることがあります。営業の停止期間は1年以内で監督行政庁が判断して決定します。

許可取消処分

（法第29条）

不正手段で建設業の許可を受けたり、営業停止処分に違反して営業したりすると監督行政庁によって、建設業の許可の取り消しがなされます。一括下請禁止規定の違反や独占禁止法、刑法などの他法令に違反した場合などで、情状が特に重いと判断されると指示処分や営業停止処分なしで、即、許可取消処分となります。

監督処分の公表

（法第29条の5第1項）

監督行政庁は、建設業者に対して営業停止処分や許可取消処分を行ったときは、その旨を官報や公報で公告しなければならないこととされています。

これは、このような建設業者と新たな取引関係に入ろうとする者に、その処分に関する情報を提供するためです。

また、国土交通省では、所管の事業者等の過去の行政処分歴を検索できるサイトを公開し、建設業者についても次のサイトにおいて、監督処分情報を公表しています。

「国土交通省 ネガティブ情報等検索サイト」

<https://www.mlit.go.jp/nega-inf/>

行政指導

（法第41条第1項、第41条の2）

監督行政庁は建設工事の適正な施工を確保し、又は建設業の健全な発達を図るために必要な“指導”、“助言”及び“勧告”を行うことができます。建設業者の不適法な行為等で、法第28条第1項や第2項の規定による指示処分を行うに至らない軽微なものについても対象になります。また、建設資材が起因である場合には、建設資材製造業者等に対しても再発防止を図るため勧告をすることがあります。

参考（「指名停止」とは）

指名停止措置とは、国や地方公共団体等の発注者が競争入札参加資格を認めた建設業者に対して、一定期間その発注者が発注する建設工事の競争入札に参加させないとするものです。これは、会計法や地方自治法の運用として、国や地方公共団体等の各発注者が行う行政上の措置であり、**建設業法の監督処分とは異なるものです。**

問 24

建設業における社会保険加入対策とは

建設産業においては、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険」といいます。）について、法定福利費を適正に負担しない企業（保険未加入企業）が存在し、技能労働者の医療、年金など、いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じています。このことから、社会保険加入については、関係者を挙げて取り組むことが求められています。

（社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン）

また、建設業許可において、適切な社会保険に加入していることが許可の要件となりました。（法第7条、規則第7条第2号）

加入が求められる社会保険【適正な保険の範囲】

建設業における加入することが求められている社会保険は、次の表を参考にしてください。

また、“「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の確認シート”※も併せてご参照ください。 ※P48参照

詳細については、最寄りのハローワーク、年金事務所へお尋ねください。

所属する事業所		就労形態	雇用保険	医療保険（いずれかに加入）	年金保険
事業所の形態	常用労働者の数				
法人	1人～	常用労働者	雇用保険※1	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）※2	厚生年金
	－	役員等	－	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）※2	厚生年金
個人事業主	5人～	常用労働者	雇用保険※1	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）※2	厚生年金
	1人～4人	常用労働者	雇用保険※1	・国民健康保険 ・国民健康保険組合（建設国保等）	国民年金
	－	事業主一人親方	－	・国民健康保険 ・国民健康保険組合（建設国保等）	国民年金

※1 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は、常用であるかを問わない。

※2 年金事務所において健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。（この場合は、協会けんぽに加入し直す必要は無い。）

■：事業主に従業員を加入させる義務があるもの

■：個人の責任において加入するもの

（参考）国土交通省「建設業における社会保険加入対策について」JHP（http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html）

社会保険加入対策における元請・下請企業の役割と責任

社会保険加入に関する下請指導ガイドラインでは、建設業における社会保険加入対策として、元請企業、下請企業それぞれに対し役割が求められています。

元請企業に求められている役割

- 下請企業について保険加入の確認・指導等
- 法定福利費の適正な確保等

- 現場に入場する作業員について保険加入の確認・指導等

下請企業に求められている役割

- 雇用する労働者の適切な社会保険への加入
- 元請企業が行う指導等への協力
- 法定福利費の適正な確保等

現場に入場する作業員について保険加入の確認・指導等

平成29年以降、適切な社会保険の加入を確認出来ない作業員について、特段の理由がない限り現場入場を認めない取扱い（社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン）

社会保険確認に
CCUSの活用原則化

社会保険加入が、
許可・更新の要件化

作業員名簿が
施行体制台帳の一部に

令和2年10月1日以降の取組

- 【社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインにて以下の取組を明記】
- 各作業員の社会保険加入状況の確認を行う際には、登録時に社会保険の加入証明書類等の確認を行うなど情報の真正性が厳正に担保されているCCUSの登録情報を活用※し、同システムの閲覧画面等において作業員名簿を確認して保険加入状況の確認を行うことを原則とする
 - CCUSを使用せず、社会保険の加入確認を行う場合、元請企業は下請企業に対し、社会保険に加入していることを証する関係資料のコピー（電子データ可）を提示させるなど、情報の真正性の確保に向けた措置を講ずること
 - CCUS登録企業を下請企業として選定することを推奨
 - 技能者のキャリアアップカードの登録を推奨、建設現場にカードリーダーの積極的導入
- ※CCUSとAPI連携済みの民間システムでも可

【CCUSで確認できる社会保険加入状況】

番号	ふりがな 氏名 技能者ID	健康保険 年金保険 雇用保険	保険番号の列
1	けんせつ たろう 建設 太郎 1111111111111111	協会けんぽ 厚生年金 一般	9012

建設業界として目指す一人親方の基本的な姿

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001473651.pdf>

一人親方

「請け負った工事に対し自らの技能と責任で完成させることができる現場作業に従事する個人事業主」

- **技能**・・・相当程度の年数を上回る実務経験を有し、多種の立場を経験していることや、専門工事の技術のほか安全衛生等の様々な知識を習得し、職長クラス（建設キャリアアップシステムのレベル3相当）の能力を有すること等
- **責任**・・・建設業法や社会保険関係法令、事業所得の納税等の各種法令を遵守することや、適正な工期及び請負金額での契約締結、請け負った工事の完遂、他社からの信頼や経営力があること等

チェックリストを活用し働き方の確認を（雇用労働者では？）

- ①10代の一人親方 ②経験年数3年未満の一人親方
③働き方自己診断チェックリストで確認した結果、雇用労働者に当てはまる働き方をしているもの。

働き方の自己診断チェックリスト
現在のあなたの働き方について、該当する方の□に✓印を入れてください。

Point 1 依頼に対する諾否 仕事先から仕事を頼まれたら、断る自由はありますか？	A ☐ 自分に断る自由がある B ☐ 自分に断る自由はない
Point 2 指揮監督 日々の仕事の内容や方法はどのように決めていきますか？	A ☐ 毎日の仕事量や配分、進め方は、基本的に自分の裁量で決定する B ☐ 毎日、会社から仕事量や配分、進め方の具体的な指示を受けて働く
Point 3 拘束性 仕事先から仕事の就業時間（始業・終業）を決められていますか？	A ☐ 基本的には自分で決められる B ☐ 会社などから具体的に決められている
Point 4 代替性 あなたの都合が悪くなった場合、頼まれた仕事を代わりの人に行わせることはできますか？	A ☐ 代役を立てることも認められている B ☐ 代役を立てることは認められていない
Point 5 報酬の劣格対償性 あなたの報酬（工事代金又は賃金）はどのように決められていますか？	A ☐ 工事の出来高割合 B ☐ 日や時間あたりいくらで決まっている
Point 6 資機材等の負担 仕事で使う材料又は機械・器具等は誰が用意していますか？	A ☐ 自分で用意している B ☐ 会社が用意している
Point 7 報酬の額 同様の業務に従事する正規従業員と比較した場合、報酬の額はどうか？	A ☐ 正規従業員よりも高額である B ☐ 正規従業員と同程度か、経費負担を引くと同程度よりも低くなる
Point 8 専属性 他社の業務に従事することは可能ですか？	A ☐ 自由に他社の業務に従事できる B ☐ 実質的に他社の業務を制限され、特定の会社の仕事だけに長期にわたって従事している

雇用労働者に当てはまる場合は雇用を促し、「一人親方」との請負契約の場合は必ず施行体制台帳へ記載を！

参照



<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001448684.pdf>

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における 「適切な保険」の確認シート

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の確認シート

元請企業の皆様 → 建設工事に従事する下請企業へ配布するなどして、適切な保険の確認を促してください。
下請企業の皆様 → 自社および自社の労働者の加入すべき保険を確認してください。

注意点

【従事する作業の内容】
ガイドラインで定める現場工事（交通誘導、設計等）
ただし、他業種についても同様に社会保険への加入は法令上の義務です。

【労働者が使用者か】
「労働者」であるか「使用者」であるかによって、加入すべき保険の種類が変わってきます。

【働き方】
働き方によって加入すべき保険の種類が変わってきます。

【事業所の形態】
「法人」であるか「個人」であるかによって、加入すべき保険の種類が変わってきます。

【労働者の年齢】
厚生年金は原則70歳未満が被保険者となります。

健康保険は75歳以上で後期高齢者医療（適用除外）となります。

国民年金は原則60歳未満が被保険者となります。

保険の種類		加入によるメリット	A	B	C	D	E	F	適用除外			
労働保険	雇用保険	失業状態となった場合に次の仕事が見つかるまでの期間や、賃金や介護のための仕事をすることができない場合に給付金を受け取ることができる。	雇用保険		(雇用保険)※5		日雇雇用保険		適用除外			
	医療保険 (健康保険)	業務外での病気やケガにより仕事をすることができない場合に給付金を受け取ることができる。また、産前産後休業で給与が支払われない場合に給付金を受け取ることができる。	協会けんぽ 健康保険組合 国民健康保険組合※6		国民健康保険 国民健康保険組合 (適用除外※6)		国民健康保険 又は 日雇特例被保険者		国民健康保険 国民健康保険組合 (適用除外※6)			
社会保険	年金保険	老後に給付金を受け取ることができる。老齢年金のほか、もしも時のための障害年金や遺族年金など、家族の生活への保障もある。厚生年金は国民年金よりも給付金額や支給要件が手厚くなっている。	厚生年金		国民年金		国民年金		国民年金		厚生年金	
			適用除外		適用除外		適用除外		適用除外		適用除外	
(参考)	労災保険	業務上や通勤途中のケガや病気にに対して給付される。	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
			●	●	●	●	※7	※7	—	—	—	—
			●	●	※7	※7	※7	※7	※7	※7	●	●
			●	—	※7	—	※7	—	※7	—	●	—
			元請が一括して加入(現場労災)									

※1 事業主と同等する家族従事者は、原則として国民健康保険、国民年金へ加入します。また、雇用保険は特別加入となります。

※2 アルバイトやパートタイマーであっても、1週間の所定労働時間および1月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上の場合は協会けんぽや厚生年金への加入が必要です。

※3 短期間雇用者とは、2ヶ月以内の期間を定めて雇用される者です。

※4 日雇労働者とは、1ヶ月以内で1日単位の契約で雇用され、日々労働報酬を受け取る者です。

※5 1週間の労働時間が20時間以上で、1ヶ月以上引き続き雇用されることを見込まれる場合は国民健康保険への加入が必要です。

※6 法人や常時5人以上使用する個人事業主であっても、健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入することが可能であり、ガイドライン上も適切な保険として扱われます。

※7 これらの保険はガイドラインの対象にはしていませんが、法令により個人での加入が求められています。

*ガイドライン...「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」

■ 事業主に従業員を加入させる義務があるもの ■ 個人で加入するもの

別添① 許可・技術者配置等規定のまとめ

許可・主任技術者、監理技術者配置の規定のまとめ（比較表）

事項	金額の規定	注文者が提供する 材料の価格	金額の考え方
一般建設業の 許可が必要な 建設工事	請負金額の額が 建築一式工事以外: 500万円以上 建築一式工事 :1,500万円以上 (又は延べ面積150㎡以上の 木造住宅を建設する工事)	市場価格や 運送費を含む	工事の完成を2以上の契約 に分割して請け負うときは、 各契約の請負代金の合計 額 単価契約とする場合は、1 件の工事に係る全体の額
特定建設業の許可が 必要な建設工事	発注者から直接請け負った工事で 下請に出したときの下請代金の総額が 建築一式工事以外:5,000万円以上 建築一式工事 :8,000万円以上	含まない	下請代金 の総額
監理技術者の設置 が必要な工事			
主任技術者又は 監理技術者の専任 が必要な建設工事	請負代金の額が 建築一式工事以外:4,500万円以上 建築一式工事 :9,000万円以上	市場価格や 運送費を含む	工事1件の 請負代金の額

- 工事1件の請負代金の額には取引に係る消費税及び地方消費税の額を含みます。
- 「木造」とは、建築基準法第2条第5号に定める主要構造物が木造であるもので、「住宅」とは、住宅、共同住宅及び店舗等との併用住宅で延べ面積の二分の一以上を居住の用に供するものです。
- 1,500万円を超える建築一式工事であっても延べ面積が150㎡未満の木造住宅工事であれば、建設業の許可を受けることなく請け負うことができます。
- 軽微な工事のみを請け負うことを営業する者であっても、建設業の許可を受けることは差し支えありません。

許可の種類

大臣許可	2つ以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業しようとするもの
知事許可	1つの都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業しようとするもの
建設工事の種類	29業種 土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事
建設業の許可	建設業を営もうとする者は、軽微な建設工事のみを行う場合を除いて、法第3条の規定に基づき、上記29建設業の種類ごとに建設業の許可を受けなければなりません。
許可の有効期間	5年間（許可の更新申請中であれば、現在の許可の有効期間が満了した場合であっても、その許可は有効なものとして扱われます。）

施工体制台帳記載例①

施工体制台帳を作成
又は変更した日付

令和6年3月5日

施工体制台帳

作成建設業者の商号名称

この工事を担当する事業所名

作成建設業者が受けている許可を
全て記入（業種は略称でも可）

作成建設業者が発注者と締結した
契約書に記載された工事名称と
その工事の具体的内容

作成建設業者が発注者と締結した
契約書に記載された工期

発注者と契約を締結した作成建設
業者の営業所

一次下請と契約を締結した作成建設
業者の営業所

発注者が置いた監督員の氏名（＊）

一次下請を監督するために作成建設
業者が監督員を置いた場合その
氏名（＊）

作成建設業者が現場代理人を置いた
場合その氏名（＊）

作成建設業者が置いた主任技術者
又は監理技術者について専任か非
専任の該当する方に○印

作成建設業者が置いた主任技術者
又は監理技術者の氏名

作成建設業者が置いた監理技術者
補佐の氏名を記入（＊）

作成建設業者が専門技術者を置いた
場合その氏名（＊）

専門技術者が担当する工事の具体的
内容（＊）

専門技術者の資格を具体的に記入（＊）
例）第一種電気工事士
実務経験（指定学科3年・電気通信）
実務経験（10年・機械器具設置）

監理技術者補佐の資格を
具体的に記入
例）1級土木施工管理技士補（＊）

主任技術者又は監理技術者の資格を具体的に記入
例）1級土木施工管理技士
指導監督の実務経験（電気通信）

[会社名・事業者ID]

国交建設株式会社（00000000000000）

[事業所名・現場ID]

〇〇ビル作業所（00000000000000）

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
	土、建、電、管、 鋼、ほ、しゅ	大臣（特定） 知事 一般 第99999号	令和4年11月11日
	電気通信	大臣（特定） 知事 一般 第99999号	令和4年11月11日

工事名称及び 工事内容	〇〇ビル新築工事 / 建築一式（地上6階、地下1階 延床面積 9,600㎡）		
発注者名及び 住所	△△商事株式会社 〒123-4567 〇〇県〇〇市〇〇町1-1		
工期	自 令和6年2月26日 至 令和7年3月31日	契約日	令和6年2月25日

作成建設業者が発注者と
締結した契約書に記載
された契約日

契約	区分	名称	住所
営業所	元請契約	本社	××県××市××町123-4
	下請契約	☆☆支店	〇〇県☆☆市☆☆111

健康保険等の 加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加	未加入 適用除外	加	未加入 適用除外	加	未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約	本社	XXXX	XXXXXXXX	XXXX-XXXXXX-X	
		下請契約	〇〇支店	YYYY	YYYYYYYY	YYYY-YYYYYY-Y	

発注者の 監督員名	注文 一郎	権限及び意見 申出方法	契約書記載のとおり
--------------	-------	----------------	-----------

監督員名	国土 保	権限及び意見 申出方法	契約書記載のとおり
------	------	----------------	-----------

現場 代理人名	中国 太郎	権限及び意見 申出方法	契約書記載のとおり
------------	-------	----------------	-----------

監理技術者名 主任技術者名	専任 中国 太郎	資格内容	1級建築施工管理技士
------------------	-------------	------	------------

監理技術者 補佐名	中国 次郎	資格内容	1級建築施工管理技士補
--------------	-------	------	-------------

専門 技術者名	河道 守	専門 技術者名	
------------	------	------------	--

資格内容 担当 工事内容	実務経験（10年・管） 冷暖房設備工事、給排水施設工事	資格内容 担当 工事内容	
--------------------	--------------------------------	--------------------	--

1号特定技能外国人の 従事状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の 従事状況（有無）	有 無
------------------------	-----	-----------------------	-----

○施工体制台帳の添付書類

- 作成建設業者が請負った建設工事の契約書の写し
- 下請負人が請負った建設工事の契約書の写し
- 主任技術者又は監理技術者の資格を証する書面（監理技術者を専任の要する工事に配置する場合には監理技術者資格者証の写し）
- 主任技術者又は監理技術者の雇用を証する書面（健康保険等の写し）
- 監理技術者補佐又は専門技術者（置いた場合に限る）の資格及び雇用を証する書面

下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工期 《下請負人に関する事項》		下請負人の商号名称 白島産業株式会社 (0000000000000000)		代表者名 白島 真一		下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工事名及びその工事の具体的内容 ○○ビル新築工事 / コンクリート工、足場等仮設工、鉄筋組立工、型枠工		下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された契約日 令和 6 年 3 月 4 日	
会社名 事業者ID		住所 〒000-0000 ○○県☆☆市△△町12-34		工事名称 及び 工事内容		工期 自 令和 6 年 3 月 5 日 至 令和 7 年 3 月 25 日		契約日	
建設業の許可		施工に必要な許可業種 とび・土工 鉄筋、大工		許可番号 大臣(特定) 第12345号 (知事) 一般		許可(更新)年月日 令和4年 2 月 10 日		下請負人の受けている許可のうち、請負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可	
健康保険等の加入状況		健康保険 加入 未加入 適用除外		厚生年金保険 加入 未加入 適用除外		雇用保険 加入 未加入 適用除外		下請負人が置いた安全衛生責任者名(*)	
事業所 整理記号等		営業所の名称 ○○営業所		健康保険 ZZZZ		厚生年金保険 ZZZZZZZZ		雇用保険 ZZZZ-ZZZZZZ-Z	
現場代理人名 権限及び 意見申出方法		白島 三郎 契約書記載のとおり		安全衛生責任者名 松田 四郎		安全衛生推進者名 松田 四郎		下請負人が置いた安全衛生推進者名(*)	
主任技術者名 資格内容		(専任) 白島 五郎 1級建築施工管理技士		雇用管理責任者名 島田 五郎		専門技術者名		下請負人が置いた雇用管理責任者名(*)	
下請負人が現場代理人を置いた場合その氏名(*)		1号特定技能外国人の 従事状況(有無)		有 無		外国人技能実習生の 従事状況(有無)		有 無	
下請負人が置いた主任技術者の氏名及び専任か非専任の該当する方に○印		下請負人が置いた主任技術者の氏名及び専任か非専任の該当する方に○印		下請負人が置いた主任技術者の氏名及び専任か非専任の該当する方に○印		下請負人が置いた主任技術者の氏名及び専任か非専任の該当する方に○印		下請負人が置いた主任技術者の氏名及び専任か非専任の該当する方に○印	

以下の者が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

① 一号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。)を決定された者)

② 外国人技能実習生(同法別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者)

(主任・専門)技術者の資格を具体的に記入例) 第一種電気工事士
実務経験(指定学科3年・電気通信)
実務経験(10年・機械器具設置)

- 健康保険等の加入状況
- 保険加入の有無
各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」を○で囲む。
 - 事業所整理記号等
① 元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称をそれぞれ記入
② 健康保険: 事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記入。一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業者番号を記入。
③ 厚生年金保険: 事業所整理記号及び事業所番号を記入
一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業者番号を記入。
④ 雇用保険: 労働保険番号を記入。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、主たる営業所の労働保険番号を記入。

○注意

- 建設業法では様式は定められていませんので、この様式によらずとも構いません。
- 部分は建設業法で定められた記載事項です。
- 説明書きの後に(*)印がある部分は置かない場合もあるので、そのときは記載不要です。
- 「権限及び意見の申出方法」欄は、建設業法では相手方に対して通知することになっていますので、その通知書や契約書に定められている場合は、その旨を記載した上書面を添付してください。これによらない場合は具体的に記載してください。
- 事業者ID及び現場IDは建設キャリアアップシステムで使用しているものを記載します。

施工体制台帳記載例②

【建設工事に従事する者に関する事項】
(いわゆる作業員名簿)

作業員名簿

事業所の名称
・現場ID
所長名
現場 守
〇〇整備工事
国交建設事業所
(929292929292)
全体工事の事業名称等
(令和6年3月10日作成)

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

施工現場の所長名

建設工事に従事する者の氏名・ふりがな

建設工事に従事する者の記号を記入

作業員名簿を作成又は変更した日付

番号	ふりがな	職種	※	生年月日	健康保険		
	氏名			年齢	年金保険		
	技能者ID				雇用保険		
1	どぼく まなぶ	電気	現主	〇〇年 〇月〇〇日	健康保険組合	雇用保険番号の被保険者番号の下4桁	
	土木 学			□□歳	厚生年金		
	11111111111111				雇用保険		
2	むらした こうじ	電気	安	〇〇年 〇月〇〇日	健康保険組合	AAAA	
	村下 工事			□□歳	厚生年金		
	11111111111111				雇用保険		
3	げんば りょうじ	土木		〇〇年 〇月〇〇日	健康保険組合	AAAA	
	現場 良治			□□歳	厚生年金		
	11111111111111				雇用保険		
				年 月 日			
				歳			
				年 月 日			
				歳			
				年 月 日			
				歳			
				年 月 日			
				歳			

建設工事に従事する者の職種を記入

建設工事に従事する者の成年月日・年齢

建設工事に従事する者が加入している保険(健康・年金・雇用)を記入

(注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。

- (現) …現場代理人 (作) …作業主任者 ((注) 2.) (女) …女性作業員 (未) …18歳未満の作業員
(主) …主任技術者 (職) …職 長 (安) …安全衛生責任者 (能) …能力向上教育 (再) …危険有害業務・再発防止教育
(習) …外国人技能実習生 (1特) …1号特定技能外国人

(注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業個所との作業主任者を兼務することは、労働安全衛生法により認められていないので、複数の選任としなければならない。

○注意

- 建設業法では様式は定められていませんので、この様式によらなくても構いません。
- 部分部分は建設業法で定められた記載事項です。
- 事業者ID及び現場IDは建設キャリアアップシステムで使用しているものを記載します。

※一次下請の井上工業(株)が元請の国交建設(株)に提出したものの例。施工体制台帳作成義務のある元請は施工体制台帳の記載の一部をこの作業員名簿の添付に代えて構わない。

作業員名簿を提出した年月日

元請
確認欄

国交建設
株式会社

提出日 令和6年 3月 11日

一次会社名 井上工業(株)
・事業者ID (0000000000000000)

(次)会社名
・事業者ID

建設業退職金 共済制度	教 育 ・ 資 格 ・ 免 許			入場年月日
中小企業退職金 共済制度	雇入・職長 特別教育	技能講習	免 許	受入教育 実施年月日
有	職長	建設工事に従事する者が受けている技能講習	1級 電気工事施工管理技士	△△年△△月△△日
無				△△年△△月△△日
有	安全衛生責任者	建設工事に従事する者が受けている技能講習	1級 電気工事施工管理技士補	△△年△△月△△日
無				△△年△△月△△日
有	建設工事に従事する者が受けている教育 (雇入・職長・特別)	フォークリフト運転	登録機械土工 基幹技能者	△△年△△月△△日
無				△△年△△月△△日
共済制度(建退 共・中退協)の加入の有無			建設工事に従事する者が取得している資格を記入	年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日

現場入場及び
受入教育を実施した
年月日

(注) 3. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒でもよい。

(注) 4. 資格・免許等の写しを添付することが望ましい。

(注) 5. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称(健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険)を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。

(注) 6. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称(厚生年金、国民年金)を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。

(注) 7. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。(日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載)事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

(注) 8. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。

(注) 9. 安全衛生に関する教育の内容(例:雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育)については「雇入・職長特別教育」欄に記載。

(注) 10. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格(例:登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士)を有する場合は、「免許」欄に記載。

(注) 11. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

(注)10
記載は任意

再下請負通知書記載例

再下請通知人の白島産業(株)が瀬戸内鉄筋工業(株)との下請契約の内容を報告する場合

再下請負通知書を作成又は変更した日付

令和6年3月11日

再下請負通知書

再下請負通知人が請負った建設工事の注文者の商号名

再下請負通知人の商号名称

再下請負通知人が請負った建設工事の作成建設業者の商号名称

再下請負通知人が請負った建設工事の契約書に記載された工事名称とその工事の具体的内容

再下請負通知人が請負った建設工事の契約書に記載された工期

再下請負通知人が受けている許可のうち、請負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可

再下請負人を監督するために再下請負通知人が監督員を置いた場合その氏名(※)

再下請負通知人が現場代理人を置いた場合その氏名(※)

再下請負通知人が置いた主任技術者の氏名及び専任か非専任の該当する方に○印

主任技術者の資格を具体的に記入

再下請負通知人が置いた
・安全衛生管理者
・安全衛生推進者
・雇用管理責任者
・専門技術者
を記入(※)

直近上位
注文者名

国交建設(株)

【報告下請負業者】

〒000-0000

住 所 ○○県☆☆市△△町12-34

会社名・
事業者ID

白島産業(株)
(0000000000000000)

代表者名

白島 真一

元請名称・
事業者ID

国交建設(株)
(0000000000000000)

《自社に関する事項》

再下請負通知人が請け負った建設工事の契約書に記載された契約日

工事名称及び 工事内容	○○ビル新築工事 / コンクリート工、型枠工		
工 期	自 令和 6 年 3 月 5 日 至 令和 7 年 3 月 2 5 日	注文者との 契約日	令和 6 年 3 月 4 日

建設業の許可	施工に必要な許可業種		許可番号		許可(更新)年月日
	とび・土工 鉄筋、大工	工事業	大臣(特定) 知事 一般	第12345号	
		工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加 入	未加入 適用除外	加 入	未加入 適用除外	加 入	未加入 適用除外
事業所整理 記号等		営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
		○○営業所	ZZZZ	ZZZZZZZZ	ZZZZ-ZZZZZZ-Z		

監督員名		安全衛生責任者名	松田 四郎
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	松田 四郎
現場代理人名	白島 三郎	雇用管理責任者名	島田 五郎
権限及び 意見申出方法	基本契約約款記載のとおり	専門技術者名	
主任技術者名	専任 白島 五郎	資格内容	専門技術者が担当する 工事の具体的内容(※)
資格内容	1級建築施工管理技士	担当工事内容	

1号特定技能外国人の 従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事状況(有無)	有 無
------------------------	-----	-----------------------	-----

専門技術者の資格を具体的に記入(※)
例) 第一種電気工事士
実務経験(指定学科3年・電気通信)
実務経験(10年・機械器具設置)

○注意

- 建設業法では様式は定められていませんので、この様式によらずとも構いません。
- 部分部分は建設業法で定められた記載事項です。
- 説明書きの後に(※)印がある部分は置かない場合もあるので、そのときは記載不要です。
- 「権限及び意見の申出方法」欄は、建設業法では相手方に対して通知することになっていますので、その通知書や契約書に定められている場合は、その旨を記載した上書面を添付してください。これによらない場合は具体的に記載してください。
- 事業者ID及び現場IDは建設キャリアアップシステムで使用しているものを記載します。

再下請負人の商号名称

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告致します。

会社名 ・事業者ID	瀬戸内鉄筋工業(株) (0000000000000000)	代表者名	瀬戸内 守
住所 電話番号	〒000-0000 ××県××郡△△町987 0000-00-0000		
工事名称 及び 工事内容	〇〇ビル新築工事 / 鉄筋組立工事		
工期	自 令和 6年 3月 11日 至 令和 7年 3月 20日	契約日	令和 6年 3月 10日

再下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工事名及びその工事の具体的内容

再下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された契約日

再下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工期

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	とび・土工 工事業	(大臣) 特定 第44444号 知事 (一般)	令和4年 5月 25日
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日

再下請負人の受けている許可のうち、請負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		(加 入) 未加入 適用除外	(加 入) 未加入 適用除外	(加 入) 未加入 適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称 〇〇営業所	健康保険 ZZZZ	厚生年金保険 ZZZZZZZZ 雇用保険 ZZZZ-ZZZZZZ-Z

再下請負人が置いた
・安全衛生管理者
・安全衛生推進者
・雇用管理責任者
・専門技術者
を記入(※)

現場代理人名	島波 歩	安全衛生責任者名	安芸 衛
権限及び 意見申出方法	基本契約約款のとおり	安全衛生推進者名	安芸 衛
主任技術者名	専任 (非専任) 宮島 太郎	雇用管理責任者名	安芸 花子
資格内容	実務経験(指定学科5年・とび土工)	専門技術者名	

(主任・専門(※))技術者の資格を具体的に記入
例) 第一種電気工事士
実務経験(指定学科3年・電気通信)
実務経験(10年・機械器具設置)

再下請負人が置いた主任技術者の氏名及び専任か非専任の該当する方に○印

再下請負人が現場代理人を置いた場合その氏名(※)

1号特定技能外国人の 従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事状況(有無)	有 無
------------------------	-----	-----------------------	-----

専門技術者が担当する工事の具体的内容(※)

以下の者が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

- ① 1号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の特定技能の在留資格(同表の特 定技能の項の下欄第一号 に係るものに限る。)を決定された者)
- ② 外国人技能実習生(同法別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者)

○健康保険等の加入状況

1. 保険加入の有無
各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」を○で囲む。
2. 事業所整理記号等
① 元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称をそれぞれ記入
② 健康保険: 事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記入。一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業者番号を記入。
③ 厚生年金保険: 事業所整理記号及び事業所番号を記入
一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業者番号を記入。
④ 雇用保険: 労働保険番号を記入。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、主たる営業所の労働保険番号を記入。

○再下請負通知書の添付書類

再下請負通知人と再下請負人が締結した契約書の写し

* 公共工事(入札契約適正化法第2条第2項に規定する公共工事)以外の工事で、2次下請負以下の下請負契約書にあっては請負金額の部分を除く

施工体系図記載例

作成建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工期

作成建設業者の商号名称

発注者名	△△商事株式会社
工事名称	〇〇ビル新築工事

工期	自 6年 2月 26日 至 7年 3月 31日
----	----------------------------

一次下請を監督するために作成建設業者が監督員を置いた場合その氏名(＊)

元請名・事業者ID	国交建設(株) (0000000000000000)
監督員名	国土 保
主任技術者名	中国 太郎
監理技術者名	
監理技術者補佐名	中国 次郎
専門技術者名	河道 守
担当工事内容	冷暖房設備工事 給排水設備工事
専門技術者名	
担当工事内容	

作成建設業者が元方安全衛生管理者を置いた場合その氏名(＊)

元方安全衛生管理者	米田 正一
-----------	-------

作成建設業者が置いた主任技術者又は監理技術者の氏名

作成建設業者が置いた監理技術者補佐の氏名(＊)

作成建設業者が専門技術者を置いた場合その氏名(＊)

作成建設業者が置いた専門技術者が担当する工事の具体的内容(＊)

会長	統括安全衛生責任者
	中国 太郎

副会長	村上 一丸
-----	-------

作成建設業者が統括安全衛生責任者を置いた場合その氏名(＊)

会社名・事業者ID	井桙上工業(株) (0000000000000000)
代表者名	井桙上 司
許可番号	11111
一般／特定の別	一般／ 特定
安全衛生責任者	村下 工事
主任技術者	土木 学
特定専門工事の該当	有・ 無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	6年3月10日～ 7年3月20日

会社名・事業者ID	白島産業(株) (0000000000000000)
代表者名	白島 真一
許可番号	12345
一般／特定の別	一般／ 特定
安全衛生責任者	松田 四郎
主任技術者	白島 五郎
特定専門工事の該当	有・ 無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	6年3月5日～ 7年3月25日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般／特定の別	一般／特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日

○注意

- 建設業法では様式は定められていませんので、この様式によらずとも構いません。
- 部分は建設業法で定められた記載事項です。
- 説明書きの後に(＊)印がある部分は置かない場合もあるので、そのときは記載不要です。
- 下請負人が建設業の許可を受けていない場合は下請負人に関する「主任技術者」「専門技術者」に係る部分は記載不要です。
- 事業者ID及び現場IDは建設キャリアアップシステムで使用しているものを記載します。

施工体系図

照明設備	会社名・事業者ID	佐崎電工(有) (0000000000000000)
	代表者名	佐崎 力
	許可番号	33333
	一般／特定の別	一般／特定
	安全衛生責任者	錦鯉 努
	主任技術者	錦鯉 努
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
工事	担当工事内容	
工期	6年10月1日～ 6年12月8日	

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般／特定の別	一般／特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
工事	担当工事内容	
工期		

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般／特定の別	一般／特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
工事	担当工事内容	
工期		

鉄筋組立工	会社名・事業者ID	瀬戸内鉄筋工業(株) (0000000000000000)
	代表者名	瀬戸内 守
	許可番号	44444
	一般／特定の別	一般／特定
	安全衛生責任者	宮島 太郎
	主任技術者	宮島 太郎
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
工事	担当工事内容	
工期	6年3月11日～ 7年3月20日	

鉄筋組立工	会社名・事業者ID	鉄良本鉄工(有) (0000000000000000)
	代表者名	鉄良本 友
	許可番号	66666
	一般／特定の別	一般／特定
	安全衛生責任者	上田 華子
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
工事	担当工事内容	
工期	6年3月20日～ 7年3月10日	

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般／特定の別	一般／特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	
	専門技術者	
工事	担当工事内容	
工期		

型枠工	会社名・事業者ID	備北工務店(株) (0000000000000000)
	代表者名	備北 広
	許可番号	55555
	一般／特定の別	一般／特定
	安全衛生責任者	安全 次郎
	主任技術者	安全 次郎
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
工事	担当工事内容	
工期	6年3月11日～ 7年3月20日	

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般／特定の別	一般／特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
工事	担当工事内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日	

- 下請負人が請負った建設工事の具体的内容
- 下請負人の名称・事業者ID
- 下請負人の代表者名
- 下請負人の許可番号
- 一般・特定の別
- 下請負人が安全衛生責任者を置いた場合その氏名(※)
- 下請負人が置いた主任技術者の氏名
- 特定専門工事の該当の有無
- 下請負人が専門技術者を置いた場合その氏名(※)
- 下請負人が置いた専門技術者が担当する工事の具体的内容(※)
- 下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工期

工事完成検査及び引渡し確認書(参考様式)

注意
建設業法では様式は定められていませんので、
この様式によらなくてもかまいません。

工事完成検査及び引渡し確認書

工事完成通知兼完成検査依頼書

令和 年 月 日

様

請負者

下記の工事について、完成致しましたので完成検査をお願いします。

工 事 名	
工 期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
工事完成年月日	令和 年 月 日
検査依頼年月日	令和 年 月 日

工事完成検査確認通知書

令和 年 月 日

様

注文者又は
検査責任者

上記の工事について、完成検査を終了しましたので検査の結果を通知します。

完成検査年月日	令和 年 月 日
検 査 結 果	合 格

※不合格の場合は、検査結果欄に補修内容等を記載すること。

工事目的物の引渡し確認書

令和 年 月 日

様

請負者

上記の工事について、完成検査に合格致しましたので引き渡し致します。

上記の工事について、令和 年 月 日に引き渡しを受けます。

注文者又は
工事責任者

建設業法第40条の3に基づく帳簿様式

帳簿作成年月日 年 月 日

○ 営業所情報

営業所の名称	代表者の氏名	代表者となった 年月日(就任日)

注意：この様式は、参考書式であり、法定書式ではありません。

○注文者と締結した建設工事の請負契約に関する事項

請け負った建設工事の名称	工事現場の所在地	請負契約 締結年月日	注文者に係る事項			検査完了 年月日	引渡年月 日	発注者と締結した住宅を新築する建設工事の請負契約に関する事項		
			商号、名称又は氏名	住所	許可番号 大臣・知事 コード 番号			床面積	(共同請負である場合) 建設瑕疵負担割合	資力確保措置の内容 (保証・保険) (保険の場合) 保険法人の名称

○当該工事に係る下請契約

下請契約の名称	工事現場の所在地	下請契約 締結年月日	下請負人に係る事項			完成報告 年月日	検査完了 年月日	引渡し の申出 年月日	引渡し 年月日	建設業法第24条の6 第1項に規定する下請契約に該当する場合											
			商号、名称 又は氏名	住所	許可番号					下請代金 既支払額	支払 年月日	支払手段 (現金・手 形・その 他)	手形を交付した場合			支払代金 未支払額	遅延利息 支払額	遅延利息 支払年月 日			
					大臣・知事 コード								番号	手形 金額	交付 年月日				満期 年月日		
											千円										千円
											千円										千円
											千円										千円
											千円										千円
											千円										千円
											千円										千円
											千円										千円
											千円										千円

注) 帳簿及び添付書類の保存期間は、請け負った建設工事ごとに、当該建設工事の目的物を引き渡した日から5年間とする。(発注者と締結した住宅を新築する建設工事に係るものにあつては10年間)

建設業法による建設工事の業種区分一覧表

1/2

	建設工事の種類	業 種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
	法律別表 第一(上欄)	法律別表 第一(下欄)	昭和47年3月8日 建設省告示第350号 最終改正 平成29年11月10日 国土交通省告示第1022号	平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドライン」 最終改正 令和6年12月13日 国不建第134号	平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドライン」 最終改正 令和6年12月13日 国不建第134号
1	土木一式工事	土木事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)	—	●「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は「土木一式工事」に該当する。 ●上下水道に関する施設の建設工事における「土木一式工事」、「管工事」及び「水道施設工事」間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水道処理場自体の敷地造成工事が「土木一式工事」であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が「管工事」であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水道処理場内の処理設備を築造、設置する工事が「水道施設工事」である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は「水道施設工事」ではなく「土木一式工事」に該当する。
2	建築一式工事	建築事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	—	●ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は「消防施設工事」ではなく、建築物の躯体の一部の工事として「建築一式工事」又は「鋼構造物工事」に該当する。
3	大工工事	大工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	—
4	左官工事	左官事業	工作物に壁土、モルタル、漆い、プラuster、繊維等をはり付け、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗ひ出し工事	●防水モルタルを用いた防水工事は左官事業、防水事業等どちらの業種の許可でも施工可能である。 ●ラス張り工事及び乾式工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。 ●「左官工事」における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を取付ける工事をいい、「とび・土・コンクリート工事」における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を取付ける工事をいう。
5	とび・土・コンクリート工事	とび・土・土工事業	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ その他基礎的なしは準備的工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による積重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、仮締固め工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつくり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事	●「とび・土・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」並びに「石工事」及び「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が「とび・土・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内装として壁石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が「石工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。 ●「とび・土・コンクリート工事」における「鉄骨組立工事」と「鋼構造物工事」における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが「鋼構造物工事」における「鉄骨組立工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが「とび・土・コンクリート工事」における「鉄骨組立工事」である。 ●「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は「土木一式工事」に該当する。 ●「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。 ●「とび・土・コンクリート工事」における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を取付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは「左官工事」における「吹付け工事」に該当する。 ●「法面保護工事」とは、法面の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。 ●「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。 ●「とび・土・コンクリート工事」における「屋外広告物設置工事」と「鋼構造物工事」における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが「鋼構造物工事」における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が「とび・土・コンクリート工事」における「屋外広告物設置工事」である。 ●トンネル防水工事等の土木系の防水工事は「防水工事」ではなく「とび・土・コンクリート工事」に該当し、いわゆる建築系の防水工事は「防水工事」に該当する。
6	石工事	石工事業	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び壁石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事	●「とび・土・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」並びに「石工事」及び「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が「とび・土・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内装として壁石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が「石工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
7	屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	●「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も「板金工事」ではなく「屋根工事」に該当する。 ●屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。 ●屋根一体型の太陽光パネル設置工事は「屋根工事」に該当する。太陽光発電設備の設置工事は「電気工事」に該当し、太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。
8	電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電事線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	●屋根一体型の太陽光パネル設置工事は「屋根工事」に該当する。太陽光発電設備の設置工事は「電気工事」に該当し、太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。 ●「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」、「消防施設工事」等と重複するものもあるが、これらについては原則として「電気工事」等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が「機械器具設置工事」に該当する。
9	管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空調調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用し、水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空調調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス配管工事、ダクト工事、管内更生工事	●「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空調調和設備工事」には、冷暖の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。 ●「原処理に関する施設の建設工事における「管工事」、「水道施設工事」及び「清掃施設工事」間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)により尿を処理する施設の建設工事が「管工事」に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が「水道施設工事」に該当し、公共団体が設置するもので取方式により収集された尿を処理する施設の建設工事が「清掃施設工事」に該当する。 ●「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」、「消防施設工事」等と重複するものもあるが、これらについては原則として「電気工事」等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が「機械器具設置工事」に該当する。 ●建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は「管工事」に該当し、トンネル、地下道等の給排水用に設置される機械器具に関する工事は「機械器具設置工事」に該当する。 ●上下水道に関する施設の建設工事における「土木一式工事」、「管工事」及び「水道施設工事」間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水道処理場自体の敷地造成工事が「土木一式工事」であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が「管工事」であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水道処理場内の処理設備を築造、設置する工事が「水道施設工事」である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は「水道施設工事」ではなく「土木一式工事」に該当する。 ●公害防止施設を併設して設置する工事については、「清掃施設工事」ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば「管工事」、集塵設備であれば「機械器具設置工事」等に区分すべきものである。
10	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、窯戸工事、スレート張り工事、サイディング工事	●「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として「屋根工事」に該当する。 ●「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイプ養生をした軽質気泡コンクリートパネルも含まれる。 ●「とび・土・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」並びに「石工事」及び「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が「とび・土・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内装として壁石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が「石工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
11	鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、開門、水門等の門扉設置工事	●「とび・土・コンクリート工事」における「鉄骨組立工事」と「鋼構造物工事」における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが「鋼構造物工事」における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが「鋼構造物工事」における「鉄骨組立工事」である。 ●ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は「消防施設工事」ではなく、建築物の躯体の一部の工事として「建築一式工事」又は「鋼構造物工事」に該当する。 ●「とび・土・コンクリート工事」における「屋外広告物設置工事」と「鋼構造物工事」における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが「鋼構造物工事」における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が「とび・土・コンクリート工事」における「屋外広告物設置工事」である。

	建設工事の種類	業 種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
	法律別表第一(上欄)	法律別表第一(下欄)	昭和47年3月8日 建設省告示第350号 最終改正 平成29年11月10日 国土交通省告示第1022号	平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドライン」 最終改正 令和6年12月13日 国不建第134号	平成13年4月3日 国総建第97号「建設業許可事務ガイドライン」 最終改正 令和6年12月13日 国不建第134号
12	鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	●「鉄筋工事」は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。
13	舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	●舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては「舗装工事」ではなく「とび・土工・コンクリート工事」に該当する。 ●人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けするものは「舗装工事」に該当する。
14	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事	—
15	板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	●「建築板金工事」とは、建築物の外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。 ●「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含めて「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も「板金工事」ではなく「屋根工事」に該当する。
16	ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事	—
17	塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	●下地調整工事及びプラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
18	防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	●「防水工事」に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は「防水工事」ではなく「とび・土工・コンクリート工事」に該当する。 ●防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
19	内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	●「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。 ●「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。 ●「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。
20	機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊戯施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	●「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」、「消防施設工事」等と重複するものもあるが、これらについては原則として「電気工事」等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が「機械器具設置工事」に該当する。 ●「運搬機器設置工事」には「昇降機設置工事」も含まれる。 ●「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は「機械器具設置工事」ではなく「管工事」に該当する。 ●公害防止施設を単体で設置する工事については、「清掃施設工事」ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば「管工事」、集塵設備であれば「機械器具設置工事」等に区分すべきものである。
21	熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、フレン吹付け断熱工事	—
22	電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事	●既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は「電気通信工事」に該当する。なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する役務の提供等の業務は、「電気通信工事」に該当しない。 ●「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」、「消防施設工事」等と重複するものもあるが、これらについては原則として「電気工事」等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が「機械器具設置工事」に該当する。
23	造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	●「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。 ●「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の歩道、緑道等を建設する工事である。 ●「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。 ●「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。 ●「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を行って行う工事である。
24	さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	—
25	建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	—
26	水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	●上下水道に関する施設の建設工事における「土木一式工事」、「管工事」及び「水道施設工事」間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が「土木一式工事」であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が「管工事」であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が「水道施設工事」である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は「水道施設工事」ではなく「土木一式工事」に該当する。 ●し尿処理に関する施設の建設工事における「管工事」、「水道施設工事」及び「清掃施設工事」間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が「管工事」に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が「水道施設工事」に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が「清掃施設工事」に該当する。
27	消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災警報設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難機又は排煙設備の設置工事	●「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は「消防施設工事」ではなく、建築物の躯体の一部の工事として「建築一式工事」又は「鋼構造物工事」に該当する。 ●「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」、「消防施設工事」等と重複するものもあるが、これらについては原則として「電気工事」等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が「機械器具設置工事」に該当する。
28	清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	●公害防止施設を単体で設置する工事については、「清掃施設工事」ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば「管工事」、集塵設備であれば「機械器具設置工事」等に区分すべきものである。 ●し尿処理に関する施設の建設工事における「管工事」、「水道施設工事」及び「清掃施設工事」間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が「管工事」に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が「水道施設工事」に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が「清掃施設工事」に該当する。
29	解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	●それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ「土木一式工事」や「建築一式工事」に該当する。

監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格等

1/3

◎・・・監理技術者・監理技術者補佐となり得る国家資格等

○・・・主任技術者となり得る国家資格等

特定建設業指定7業種

資格区分			建設業の種類																														
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		
建設業法 (技術検定)	1級建設機械施工管理技士 (旧 1級建設機械施工技士)		◎				◎								◎																		
	2級建設機械施工管理技士(第1種～第6種) (旧2級建設機械施工技士(第1種～第6種))		○				○								○																		
	1級土木施工管理技士		◎				◎	◎					◎	◎	◎			◎											◎		◎	(注1)	
	2級土木施工管理技士	種別	土木	○			○	○					○	○	○														○		○	(注1)	
			鋼構造物塗装																	○													
			薬液注入					○																									
	1級建築施工管理技士			◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎		◎				◎				◎	(注1)	
	2級建築施工管理技士	種別	建築		○																											○	(注1)
			躯体				○		○				○	○	○																	○	(注1)
			仕上げ				○	○		○	○		○					○	○	○	○	○		○				○					
	1級電気工事施工管理技士									◎																							
	2級電気工事施工管理技士									○																							
	1級管工事施工管理技士										◎																						
	2級管工事施工管理技士										○																						
	1級電気通信工事施工管理技士																								◎								
	2級電気通信工事施工管理技士																								○								
	1級造園施工管理技士																										◎						
	2級造園施工管理技士																										○						
建築士法 (建築士試験)	一級建築士			◎	◎				◎			◎	◎								◎												
	二級建築士			○	○				○			○									○												
	木造建築士				○																												
技術士法 (技術士試験)	建設(「鋼構造及びコンクリート」を除く)・総合技術監理「建設」(「鋼構造及びコンクリート」を除く)		◎				◎			◎					◎	◎										◎					◎	(注1)	
	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理「建設－鋼構造及びコンクリート」		◎				◎			◎			◎	◎	◎											◎					◎	(注1)	
	農業「農業農村工学」・総合技術監理「農業－農業農村工学」		◎				◎																										
	電気電子・総合技術監理「電気電子」									◎															◎								
	機械(「熱・動力エネルギー機器」「流体機器」を除く)・総合技術監理「機械」(「熱・動力エネルギー機器」「流体機器」を除く)																								◎								
	機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」・総合技術監理「機械－熱・動力エネルギー機器」又は「機械－流体機器」										◎														◎								
	上下水道(「下水道」)・総合技術監理「上下水道」(「下水道」)										◎																		◎				
	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理「上下水道－上水道及び工業用水道」										◎																◎		◎				
	水産「水産土木」・総合技術監理「水産－水産土木」		◎				◎										◎																
	森林「林業・林産」・総合技術監理「森林－林業・林産」																										◎						
	森林「森林土木」・総合技術監理「森林－森林土木」		◎				◎																				◎						
	衛生工学(「建築物環境衛生管理」)・総合技術監理「衛生工学」(「建築物環境衛生管理」)										◎																						
	衛生工学「水質管理」・総合技術監理「衛生工学－水質管理」										◎																			◎			
	衛生工学「廃棄物・資源循環」・総合技術監理「衛生工学－廃棄物・資源循環」										◎																			◎		◎	
電気工事士法 (電気工事士試験)	第1種電気工事士									○																							

監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格等

2/3

◎・・・監理技術者となり得る国家資格等
○・・・主任技術者となり得る国家資格等

特定建設業指定7業種

資格区分			建設業の種類																												
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
水道法（給水装置工事主任技術者試験）	給水装置工事主任技術者	【1年】								○																					
	甲種消防設備士																													○	
消防法（消防設備士試験）	乙 “																													○	
職業能力開発促進法（技能検定）	建築大工			○																											
	型枠施工			○		○																									
	左官				○																										
	とび・とび工					○																									○
	コンクリート圧送施工					○																									
	ウェルポイント施工					○																									
	冷凍空調と機器施工・空調と設備配管								○																						
	給排水衛生設備配管								○																						
	配管（選択科目「建築配管作業」）・配管工								○																						
	タイル張り・タイル張り工									○																					
	築炉・築炉工・れんが積み									○																					
	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工						○			○																					
	石工・石材施工・石積み						○																								
	鉄工（選択科目「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」）・製罐										○																				
	鉄筋組立て・鉄筋施工（選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業											○																			
	工場板金																○														
	建築板金「ダクト板金作業」							○		○							○														
	板金（選択科目「建築板金作業」）・建築板金（選択科目「内外装板金作業」）・板金工（選択科目「建築板金作業」）							○									○														
	板金・板金工・打出し板金																○														
	かわらぶき・スレート施工							○																							
	ガラス施工																	○													
	塗装・木工塗装・木工塗装工																		○												
	建築塗装・建築塗装工																		○												
	金属塗装・金属塗装工																		○												
	噴霧塗装																		○												
	路面標示施工																		○												
	畳製作・畳工																				○										
	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																				○										
	熱絶縁施工																						○								
	建具製作・建具工・木工（選択科目「建具製作作業」）・カーテンウォール施工・サッシ施工																											○			
	造園																									○					
	防水施工																			○											
	さく井																										○				

※等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。

監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格等

◎・・・監理技術者となり得る国家資格等

○・・・主任技術者となり得る国家資格等

3 / 3

特定建設業指定7業種

資格区分			建設業の種類																															
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解			
その他	地すべり防止工事(注2) 【1年】					○																					○							
	基礎ぐい工事(注3)					○																												
	建築設備士(注4) 【1年】								○	○																								
	計装(注5) 【1年】								○	○																								
	解体工事施工技士																															○		
基幹技能者（注6）	種目	登録電気工事基幹技能者							○															○										
		登録橋梁基幹技能者				○						○																						
		登録造園基幹技能者																							○									
		登録コンクリート圧送基幹技能者				○																												
		登録防水基幹技能者																			○													
		登録トンネル基幹技能者				○																												
		登録建設塗装基幹技能者																		○														
		登録左官基幹技能者				○																												
		登録機械土工基幹技能者					○																											
		登録海上起重基幹技能者														○																		
		登録PC基幹技能者				○								○																				
		登録鉄筋基幹技能者												○																				
		登録圧接基幹技能者												○																				
		登録型枠基幹技能者			○									○																				
		登録配管基幹技能者								○																								
		登録嵩・土工基幹技能				○																												
		登録切断穿孔基幹技能者				○																												
		登録内装仕上工事基幹技能者																				○												
		登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																											○					
		登録エクステリア基幹技能者					○	○				○																						
		登録建築板金基幹技能者						○											○															
		登録外壁仕上基幹技能者				○															○	○												
		登録ダクト基幹技能者									○																							
		登録保温保冷基幹技能者																						○										
		登録グラウト基幹技能者				○																												
		登録冷凍空調基幹技能者									○																							
		登録運動施設基幹技能者					○								○												○							
		登録基礎工基幹技能者					○																											
		登録タイル張り基幹技能者											○																					
		登録標識・路面標示基幹技能者					○														○													
		登録消火設備基幹技能者																														○		
		登録建築大工基幹技能者				○																												
		登録硝子工事基幹技能者																		○														
		登録土工基幹技能者					○																											
		登録ALC基幹技能者											○																					
		登録ウレタン断熱基幹技能者																						○										
		登録発破・破砕基幹技能者					○																											
		登録建築測量基幹技能者				○																												
		登録解体基幹技能者																															○	
		登録圧入工基幹技能者					○																											
		登録送電線工事基幹技能者					○			○																								
		登録さく井基幹技能者																										○						
		登録あと施工アンカー基幹技能者					○																											

備考

資格区分右端の【】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号(実務経験証明書)が必要となります。

(注1) 技術検定に係る資格は平成27年度までの合格者について、技術士試験に係る資格は当面の間、資格とは別に、解体工事に関する1年以上の実務経験を有している又は登録解体工事講習を受講していることが必要です。〔登録解体工事講習とは、解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたものをいいます。〕

(注2) 地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人斜面防災対策技術協会が行う地すべり防止工事試験が該当します。

(注3) 基礎ぐい工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本基礎建設協会及び一般社団法人コンクリートパイル建設技術協会が行う基礎施工士検定試験が該当します。

(注4) 建築士法第2条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格をいいます。

(注5) 建築物等に計装装置等を設備する工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本計装工業会が行う1級の計装士技術審査が該当します。

(注6) 建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者をいい、単一の建設業の種類における実務経験を10年以上有する場合について、当該建設業の種類における技術者として認められます。なお、平成30年4月1日の施行以前に講習を修了した者のうち、対応する建設業の種類に関して10年以上の実務経験を有していない者については、実務経験年数を10年以上有するに至った時点で当該要件を満たすものとする。

監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格等＋資格取得後の実務経験

◎監理技術者・・・1級技士 ◎監理技術者・・・主任技術者＋指導監督の実務経験2年
◎監理技術者・・・技士又は技士補＋実務経験3年(1級)又は5年(2級)＋指導監督の実務経験2年 特定建設業指定7業種
○主任技術者・・・2級技士 ○主任技術者・・・技士又は技士補＋実務経験3年(1級)又は5年(2級)

資格区分				建設業の種類																													
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
建設業法 (技術検定)	1級土木施工管理技士＋実務経験3年			◎			○	◎	◎	○			○	◎	○	◎	◎			◎	○			○			○	◎		○	◎	(注1)	
	1級土木施工管理技士＋実務経験3年 ＋指導監督の実務経験2年			◎			◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎			◎			◎	◎		◎	◎	(注1)	
	2級土木施工管理技士 ＋実務経験5年	種別	土木	○			○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○			○			○	○		○	○	(注1)	
			鋼構造物塗装				○	○	○	○			○		○		○			○	○			○			○	○		○	○	(注1)	
			薬液注入				○	○	○	○			○		○		○			○	○			○			○	○		○	○	(注1)	
	2級土木施工管理技士 ＋実務経験5年＋指導監督の実務経験2年	種別	土木	○			◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎			◎			◎	◎		◎	◎	(注1)	
			鋼構造物塗装				◎	◎	◎	◎			◎		◎		◎			◎	◎			◎			◎	◎		◎	◎	(注1)	
			薬液注入				◎	◎	◎	◎			◎		◎		◎			◎	◎			◎			◎	◎		◎	◎	(注1)	
	1級建築施工管理技士＋実務経験3年				◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	(注1)	
	1級建築施工管理技士＋実務経験3年 ＋指導監督の実務経験2年				◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	(注1)	
	2級建築施工管理技士 ＋実務経験5年	種別	建築		○	○	○	○	○	○			○		○			○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	(注1)
			躯体			○	○	○	○	○			○	○	○			○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	(注1)
			仕上げ			○	○	○	○	○			○		○			○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	(注1)
	2級建築施工管理技士 ＋実務経験5年＋指導監督の実務経験2年	種別	建築		○	◎	◎	◎	◎	◎			◎		◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				◎	◎	◎	◎	◎	(注1)
			躯体			◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				◎	◎	◎	◎	◎	(注1)
			仕上げ			◎	◎	◎	◎	◎			◎		◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				◎	◎	◎	◎	◎	(注1)
	1級電気工事施工管理技士＋実務経験3年									◎												○							○				
	1級電気工事施工管理技士＋実務経験3年 ＋指導監督の実務経験2年									◎												◎							◎				
	2級電気工事施工管理技士＋実務経験5年									○												○							○				
	2級電気工事施工管理技士＋実務経験5年 ＋指導監督の実務経験2年									○												◎							◎				
	1級管工事施工管理技士＋実務経験3年									◎			○		○	○						○	○			○	○	○	○	○	○		
	1級管工事施工管理技士＋実務経験3年 ＋指導監督の実務経験2年									◎			◎		◎	◎						◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	2級管工事施工管理技士＋実務経験5年									○			○		○	○						○	○			○	○	○	○	○	○		
	2級管工事施工管理技士＋実務経験5年 ＋指導監督の実務経験2年									○			◎		◎	◎						◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	1級造園施工管理技士＋実務経験3年						○	○	○	○			○		○				○	○			○		◎	○		○		○		○	(注1)
	1級造園施工管理技士＋実務経験3年 ＋指導監督の実務経験2年						◎	◎	◎	◎			◎		◎				◎	◎			◎		◎	◎		◎		◎	◎	◎	(注1)
	2級造園施工管理技士＋実務経験5年						○	○	○	○			○		○				○	○			○		○	○		○		○		○	(注1)
	2級造園施工管理技士＋実務経験5年 ＋指導監督の実務経験2年						◎	◎	◎	◎			◎		◎				◎	◎			◎		◎	◎		◎		◎	◎	◎	(注1)

監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格等＋資格取得後の実務経験

◎監理技術者…技士又は技士補＋実務経験3年(1級)又は実務経験5年(2級)＋指導監督の実務経験2年

○主任技術者…技士又は技士補＋実務経験3年(1級)又は実務経験5年(2級)

2/2

特定建設業指定7業種

資格区分		建設業の種類																							
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井
建設業法 (技術検定(第一次検 定)合格)	1級土木施工管理技士補＋実務経験3年				○	○	○	○			○		○		○			○	○			○			○
	1級土木施工管理技士補＋実務経験3年 ＋指導監督の実務経験2年				○	○	○	○			○		○		○			○	○			○			○
	2級土木施工管理技士 補 ＋実務経験5年	種別	土木		○	○	○	○			○		○		○			○	○			○			○
			鋼構造物塗装		○	○	○	○			○		○		○			○	○			○			○
			薬液注入		○	○	○	○			○		○		○			○	○			○			○
	2級土木施工管理技士 補 ＋実務経験5年＋指導 監督の実務経験2年	種別	土木		○	○	○	○			○		○		○			○	○			○			○
			鋼構造物塗装		○	○	○	○			○		○		○			○	○			○			○
			薬液注入		○	○	○	○			○		○		○			○	○			○			○
	1級建築施工管理技士補＋実務経験3年			○	○	○	○	○			○		○				○	○	○	○	○	○			○
	1級建築施工管理技士補＋実務経験3年 ＋指導監督の実務経験2年			○	○	○	○	○			○		○				○	○	○	○	○	○			○
	2級建築施工管理技士補＋実務経験5年			○	○	○	○	○			○		○				○	○	○	○	○	○			○
	2級建築施工管理技士補＋実務経験5年 ＋指導監督の実務経験2年			○	○	○	○	○			○		○				○	○	○	○	○	○			○
	1級電気工事施工管理技士補＋実務経験3年																			○					○
	1級電気工事施工管理技士補＋実務経験3年 ＋指導監督の実務経験2年																			○					○
	2級電気工事施工管理技士補＋実務経験5年																			○					○
	2級電気工事施工管理技士補＋実務経験5年 ＋指導監督の実務経験2年																			○					○
	1級管工事施工管理技士補＋実務経験3年												○		○	○				○	○			○	○
	1級管工事施工管理技士補＋実務経験3年 ＋指導監督の実務経験2年												○		○	○				○	○			○	○
	2級管工事施工管理技士補＋実務経験5年												○		○	○				○	○			○	○
	2級管工事施工管理技士補＋実務経験5年 ＋指導監督の実務経験2年												○		○	○				○	○			○	○
	1級造園施工管理技士補＋実務経験3年				○	○	○	○			○		○		○			○	○			○			○
	1級造園施工管理技士補＋実務経験3年 ＋指導監督の実務経験2年				○	○	○	○			○		○		○			○	○			○			○
	2級造園施工管理技士補＋実務経験5年				○	○	○	○			○		○		○			○	○			○			○
	2級造園施工管理技士補＋実務経験5年 ＋指導監督の実務経験2年				○	○	○	○			○		○		○			○	○			○			○

(注1) 技術検定に係る資格は平成27年度までの合格者について、技術士試験に係る資格は当面の間、資格とは別に、解体工事に関する1年以上の実務経験を有している又は登録解体工事講習を受講していることが必要です。〔登録解体工事講習とは…解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたものをいいます。〕

No.	分類	質問内容	回 答	関連頁
1	許可	軽微な建設工事(500万円未満・建築一式は1,500万円)は建設業許可がなくても請け負うことが可能とされているが次のような場合はどうか？ ① 独立した工種ごとに契約し、個別には請負代金が500万円未満だが、合計すると500万円以上になる場合 ②発注者から材料を支給された場合の請負代金の判断 ③自社が請負時に支給された材料を下請に引き渡す場合の下請代金	①工事の完成を二つ以上の契約に分割して請け負う時は、各契約の請負代金の合計額を工事の請負代金とすることになっており、軽微な建設工事に該当せず建設業許可が必要となる。 ②発注者が材料を提供する場合は、請負代金はその材料費も含めた金額となり、含めた額で建設業許可の要否を判断する。 ③②と同様であり、下請契約であっても請負代金には材料費が含まれるので、下請発注の際には許可が必要な工事を無許可の業者に発注しないよう注意されたい。なお、請負代金には消費税も含む。	P2
2	許可	6,000万円の管工事を一次下請で受注したA社が、5,000万円の機械等の工事を二次下請にだす。A社は特定建設業の許可が必要か？	特定建設業の許可が必要な場合は、発注者から直接工事を請け負い、かつ5,000万円以上(建築一式は8,000万円)の工事を下請負人に施工させる場合である。A社は発注者から直接工事を請け負っていないので特定建設業の許可は要しない。	P3
3	許可	1億の工事を発注者から受注した。A社に7,000万円の製造、B社に備え付け工事1,500万円、C社に電気工事200万円を下請けに出す。元請は特定建設業の許可がいるか？	製造は工事に該当しないので、B社とC社に下請けに出した下請代金の合計は1,700万円となり、特定建設業の許可は不要である。なお、発注者から請け負う額に制限はない。ちなみに、特定建設業の許可が必要かどうかを判断する代金には、元請が提供する材料費は含まない。	P3
4	実務経験	主任技術者資格要件に実務経験を用いる場合、ある期間同時に複数の工種に従事した時は、それぞれの工種において実務経験としてカウントしてよいか？	同一期間の実務経験は、二重カウントできない。例えば10年間、AとBの工事に従事したからといって、AとB双方10年、というカウントはできない。	P6
5	監理技術者の兼任について(専任特例2号)	監理技術者の専任の緩和による「監理技術者の兼任」について ①監理技術者補佐になれる人は？ ②監理技術者の責務は？ ③いくつまで兼任できるか？	①主任技術者の要件を満たし、令和3年度に改正された技術検定の1級第1次検定に合格した「1級施工管理技士補」の有資格者又は1級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者がなれる。 ②兼務する工事現場の監理技術者としての職務のほか、監理技術者補佐を適切に指導することも求められる。 ③2工事現場まで。	P12
6	監理技術者及び主任技術者(以下監理技術者等)の兼任の可否(特定営業所技術者等)	特定営業所技術者等は監理技術者等になれるか？	原則としてなれない。特定営業所技術者等は、その営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められる。特例として、下記の要件を全て満たす場合に限って、特定営業所技術者等が当該工事の「専任を要しない監理技術者等」として配置できる。 ①当該営業所において契約した建設工事であること ② 両職務に従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡がとれる体制にあること ③ 当該工事が監理技術者等の現場専任を必要としない工事であること ④ 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること	P9
7	監理技術者等の兼任の可否(現場代理人)	公共工事と民間工事を受注している。公共工事の現場代理人を民間工事の主任技術者と兼任させたいが、可能か？	建設業法では、現場代理人に常駐や専任の義務づけはしていない。一方、公共工事標準約款により、現場代理人は常駐を求められているが、発注者が認める場合は常駐義務を緩和することができるので、発注者に相談されたい。	P18
8	監理技術者等の専任可否	監理技術者等の専任が必要な工事をするにあたり、工場製作期間があるが、 ①工場製作のみの期間は監理技術者等の専任は必要ないか？ ②専任が必要ない場合工場製作期間中であれば他の工事の専任監理技術者等となっても良いか？	①工場製作のみであり、発注者と建設業者の間で設計図書もしくは打合わせ記録等の書面によりその期間が明確になっていれば専任を要しない。 ②専任を要しないだけで、監理技術者等として任務遂行中である。他の工事の専任監理技術者等とはなれない。	P10
9	監理技術者の専任可否	公共工事を元請として受注している中で、同じ現場に関する別工事を受注した。ともに専任の監理技術者が必要な工事であるが、同じ現場なので兼任ができるか？	監理技術者が兼任できる場合は、それぞれの現場に専任の監理技術者補佐を置く場合及び次の①、②をすべて満たす場合のみに限られる。 ①同一あるいは別々の注文者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であること ②それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物であること ③全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得ていること。	P13

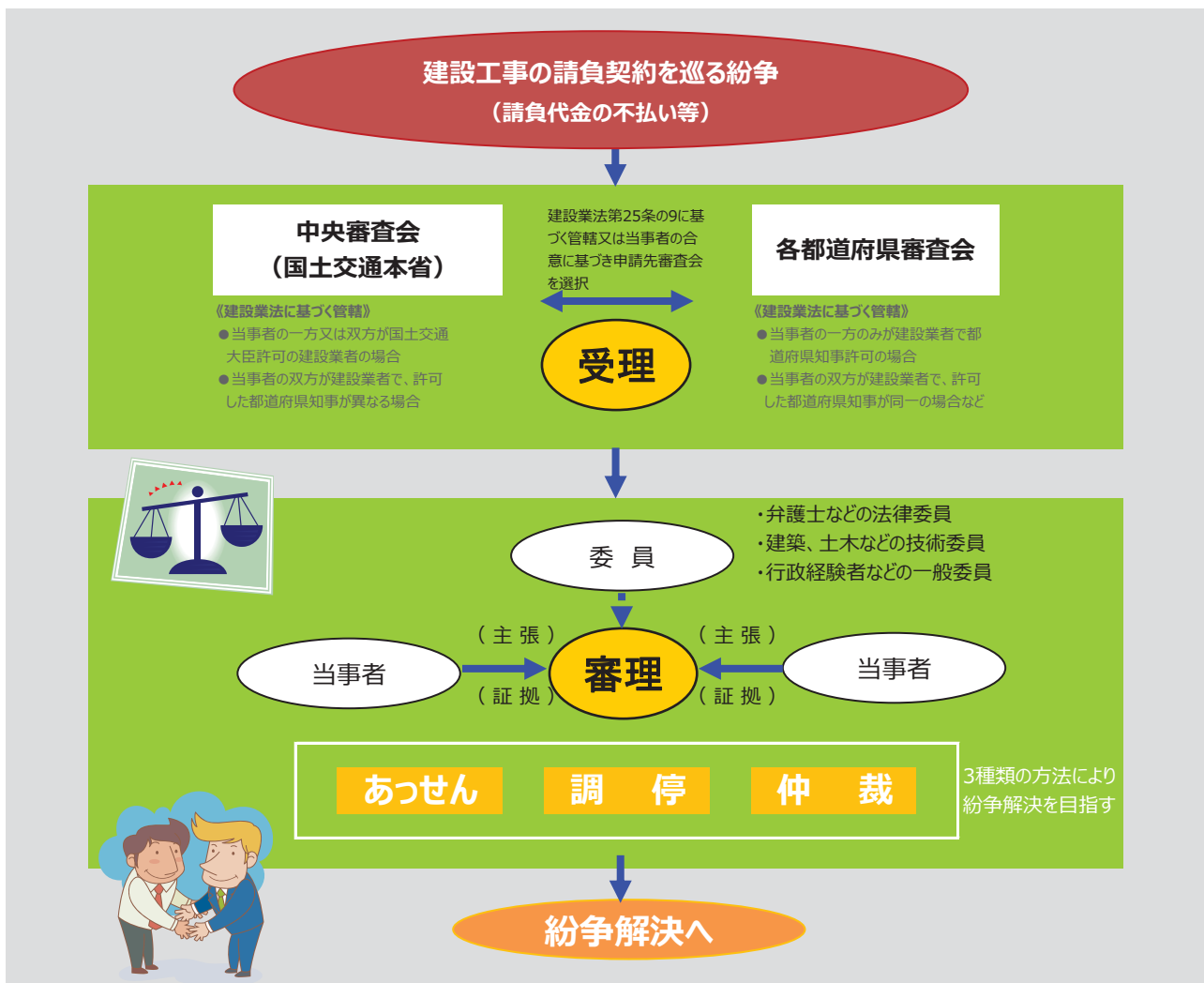
No.	分類	質問内容	回 答	関連頁
10	主任技術者の兼任 (特定専門工事)	鉄筋・型枠工事の主任技術者配置義務免除にあたって「注文者の承諾」とは、下請工事の場合、当該下請工事の発注者を指すのか、それとも工事全体の発注者を指すのか？	当該下請工事の直近上位の注文者を指す。例えば二次下請と三次下請間で合意をとり三次下請の主任技術者の配置を免除しようとする場合、一次下請が注文者に該当する。なお、注文者の承諾は、当該下請工事の元請と下請の合意の前にあらかじめ書面により必要となる。	P14
11	社会保険	社会保険加入を証明するものを再下請通知書に添付して提出してもらっているが、一人親方の社会保険の加入を確認するものとしてはどのようなものを出してもらえばよいのか？	社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインにおいて、元請は、下請や下請の作業員が適切な社会保険に加入しているかを確認する必要がある。これによると、建設キャリアアップシステムの作業員名簿により確認することを原則としているが、キャリアアップシステムを利用していない場合は、確認書類の提示により確認することが必要である。一人親方の適切な社会保険は、国民健康保険、国民年金であるが、国民健康保険については、健康保険証で確認が出来る。国民年金については、確認書類としては年金手帳や納付証明書、領収書等が考えられる。その際に、保険者番号や基礎年金番号などは見えない形で提示してもらう必要がある。	P46 社会保険の 加入に 関する 下請指導 ガイドライン
12	法定福利費	①見積書に法定福利費内訳の明示が必要か？ ②元請だけで仕事が完結するときにも法定福利費内訳明示が必要か？	①明示が必要。法定福利費は価格交渉の対象にならない原価であるので、発注者に対して内訳明示することは重要な意味がある。 ②明示が必要。元請が直接雇用する作業員のための法定福利費を明示することになる。	P33 社会保険の 加入に 関する 下請指導 ガイドライン
13	契約	①いわゆる「常用」は建設業法上、適正な契約なのか？ ②いわゆる「手間請け」は労働者派遣にあたるのではないのか？	①常用は、建設業法で明示が求められている施工範囲・目的物・工期等がはっきりせず、受発注者間で意見が食い違い支払トラブルになることが多く、問題がある。建設業法に定める15項目を網羅した請負契約を実施されたい。 ②労働者派遣法によって、土木、建設の現場で行われる作業に直接従事する業務に労働者派遣を行うこと及び受け入れることは禁止されている。他の建設業者に応援を求め、あるいは一人親方と契約するのであれば①で述べたように建設業法に則った請負契約を行うべきである。	P36
14	一括下請負	発注者から電気工事を請け負って、下請に電気工事を発注したら一括下請負に該当するのか？	一括下請負に該当するのは、請け負わせた側がその下請工事の施工に実質的に関与していると認められない場合である。 元請の果たすべき役割として施工計画、工程管理、下請負の施工の報告確認など品質管理、安全管理、技術的指導やその他協議・調整等を全てを行ったうえで、下請けに工事をさせるのであれば実質的な関与があり一括下請負に該当しない。書面の契約書にて下請契約を結び、指揮系統もはっきりさせること。下請の利益が守られる適正な取引を行うこと等にも注意されたい。	P19 P20
15	施工体制台帳	施工体制台帳・施工体系図の作成はいつ作成するのか？	公共工事を発注者から直接請け負う場合には下請代金の総額にかかわらず施工体制台帳と施工体系図を作成する義務がある。 また、民間工事においては、特定建設業者が発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請代金の総額が5,000万円(建築一式工事:8,000万円)以上になった時点で作成の義務が発生する。	P21 P22 P23
16	施工体制台帳	①500万円未満の小規模な下請工事を、無許可業者と契約した場合にも施工体制台帳に記載する必要があるか？ ②現場でガードマンを雇ったときも施工体制台帳に記載が必要か？	①施工体制台帳には、許可を受けている建設業者はもちろん、許可を受けていない建設業者、工事の期間、規模の大小にかかわらず、その工事全体において、建設工事を請け負った全ての業者を記載する必要がある。 ②建設工事の請負契約にあたらぬので建設業法上は記載の必要はない。しかし、国土交通省発注工事においては、警備会社も施工体制台帳に記載することを求めているなど、発注者が別途指定して記載を求める場合もあるので、注意されたい。	P24 P28
17	作業員名簿	作業員名簿とは何か？施工体制台帳の添付資料か？	建設業施行規則において、施工体制台帳の記載事項として、「建設工事に従事する者に関する事項」が義務づけられた。その記載内容を反映した書面の例がいわゆる「作業員名簿」である。施工体制台帳の一部である。	P27
18	標識	①建設工事現場の標識は、公共・民間発注工事問わず、掲示する義務があるのか？ ②専任の監理技術者等を特例により兼任で配置する現場における建設業許可標識は、どのように記載するのか？	①公共・民間発注工事問わず、掲示する義務がある。 ②氏名欄は監理技術者等の氏名を記載し、「専任の有無」の欄は、建設業法第26条第3項第1号に該当する場合は、「非専任(情報通信技術利用)」と、同項第2号に該当する場合には、「非専任(監理技術者を補佐する者を配置)」と記載する。	P42

別添②

建設工事紛争審査会とは

建設工事紛争審査会は、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るための機関で、中央（国土交通本省）と各都道府県に設置されています。

この建設工事紛争審査会には、建設工事の請負契約に関する紛争について、法律、建築、土木等の専門家の委員の知見を活かして、“あっせん”、“調停”、“仲裁”といった手続きにより、紛争の簡易・迅速・妥当な解決を図るために設けられているものです。（法第25条）



【建設工事紛争審査会事務局の住所・電話番号一覧（中国管内関係分）】

審査会名	担当部局	住所	電話番号
中央	国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 紛争調整官室	〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3	03-5253-8111 (代表)
鳥取県	県土整備部 県土総務課	〒680-8570 鳥取市東町1-220	0857-26-7347
島根県	土木部 土木総務課	〒690-8501 松江市殿町1	0852-22-5185
岡山県	土木部 監理課	〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6	086-226-7463
広島県	土木建築局 土木建築総務課	〒730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-3813
山口県	土木建築部 監理課	〒753-8501 山口市滝町1-1	083-933-3629

※①審査会は、建設業者を指導監督したり技術的な鑑定を行う機関ではありません。

②不動産の売買に関する紛争、専ら設計に関する紛争、工事に伴う近隣者との紛争、直接契約関係のない元請・孫請間の紛争等とは取り扱うことができません。

廃棄物混じり土の発生防止に関するお知らせ

建設現場で発生する廃棄物混じり土は、
建設現場等で土と廃棄物に
分別することが必要です。

また、分別された廃棄物については、
廃棄物処理法に基づき適切な処理
を行うことが必要です。

廃棄物混じり土の適正処理

- ・廃棄物処理法（※1）では…
 - **廃棄物の不法投棄は禁止**されています。
 - 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなくてはなりません。
 - 事業者が廃棄物の処理を他人に委託する場合は、廃棄物処理法に規定する処理業者に委託することや、適正な委託契約を締結するなど、排出事業者としての義務を遵守する必要があります。
- ※ 建設工事では、原則として**元請業者**が排出事業者となります。
- ・土と分別したコンクリートや建設汚泥等は、リサイクルして有効活用しましょう。

廃棄物が混じっていない土の有効利用

- ・廃棄物が混じっていない土は、資源有効利用促進法（※2）に基づき、他工事での利用など、再生資源として有効利用に努めていただく必要があります。
- ・工事現場から一定以上の建設発生土を搬出する場合は、元請業者に「再生資源利用促進計画」の作成義務等が課せられます。

注）廃棄物を分別した土（分別土）の取扱いは、マニュアル（※3）を参照ください。

（※1）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

（※2）資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）

（※3）建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル（（独）土木研究所監修 平成21年10月）



国土交通省



環境省

中国・四国・九州版
(令和4年5月時点)

建設現場から発生する「**建設副産物**」を

◎**他工事や再資源化施設、処分場に運搬するための経費**

◎**その処理に要する経費**

は建設業者が負担しなければならない費用であり、

建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれます。

明確化すべき事項

- 建設副産物の
適正処理の**実施者**
- それに要する**経費の**
負担者の**区分**

見積書・契約書への反映

- ・下請負人は**見積書**に
- ・元請負人は**契約締結、契約書面の内訳**
などに明示

- *明示された見積書を尊重しつつ、対等な立場で契約交渉しなければならない。
- *明示された見積書を尊重せず、一方的に減額する、又は当該費用を含めない請負額で契約締結することは「通常必要と認められる原価」を満たさないため、法19条の3の「不当に低い請負代金の禁止」に違反する恐れあり。
- ***契約締結後の状況により予期せぬ変更が生じた場合も、元請負人と下請負人が協議の上、適切に変更契約を行い請負代金に反映することが必要。**

建設業に関する各種相談窓口

建設業取引適正化センター

センター
東京

TEL 03-3239-5095

FAX 03-3239-5125

E-mail:tokyo@tekitori.or.jp

相談料
無料

センター
大阪

TEL 06-6767-3939

FAX 06-6767-5252

E-mail:osaka@tekitori.or.jp

建設業取引適正化センター
元請・下請間等に関するトラブルの相談窓口

適正な取引をして
トラブルを
なくしましょう

建設業取引適正化センターでは建設工事の請負契約をめぐる
元請・下請間等のトラブル相談に応じます

建設工事の請負契約で困っていませんか？

- 代金の支払いをめぐって困っている。
- 下請代金の支払割合に疑問を感じている。
- 一方的に下請代金を決められている。
- 建設業法に違反すると思われる行為を行っている。 など

センター東京 TEL 03-3239-5095 FAX 03-3239-5125
センター大阪 TEL 06-6767-3939 FAX 06-6767-5252
【受付時間】 9:30～17:00（土日、祝日、年末年始を除く）
URL: <https://tekitori.or.jp/pages/47/>

【相談業務の内容】
● 競争入札や入札後のトラブル防止に向けてのアドバイスを行います。
● 建設業法の関係や建設法を解説している行政機関（国土交通省・国土交通省建設・中小企業庁等）を紹介します。
● あつせん、調停、仲裁等を希望する方には調停機関（建設工事調停委員会）を紹介します。また申請する際のアドバイスを行います。

【相談の方法】
● センターへ来所又はセンターへ電話していただく。所定の「相談申込書」に必要事項を記載してファックス又はメールでお送りください。相談申込書は、（公財）建設業適正取引推進機構のホームページ内の建設業取引適正化センターにあります。
● 丹波市・土佐市又は建設の専門家に相談することがあります。相談日を調整のうえ、指定された日にセンターまでお越しください。
● 相談料は無料です。相談時間は1時間以内となります。相談内容はトラブルの相手方や第三者に口外することはありません。

センター東京 〒110-0078 東京都千代田区五番町13-2 五番町YSビル3階
E-mail: tokyo@tekitori.or.jp

センター大阪 〒540-0028 大阪府大阪市中央区上町4-2 上町サービスビル2F
E-mail: osaka@tekitori.or.jp

公益財団法人 建設業適正取引推進機構
建設業取引適正化センター業務は国からの委託業務です

【受付時間】 9:30～17:00

（土日、祝日、年末年始を除く）

建設業取引適正化センター

検索

- 元請・下請間等の取引で「困ったことが起きたが、どうしたら良いかわからない」という方には、その解決方法をアドバイスし、「どこに相談したら良いかわからない」という方には、相談先である関係行政機関、紛争処理機関等をご紹介します。

許可申請等に関するお問い合わせ窓口

TEL 082-221-9231

中国地方整備局/代表

→建設部建設産業課をご指定ください

【受付時間】 9:15～12:00, 13:00～18:00

（土日、祝日、閉庁日を除く）

各県の建設業担当部署（連絡先）は、
次のキーワードでご確認いただけます。

建設業 許可行政庁一覧

検索

- 建設業許可、建設業の変更届、経営事項審査等の建設業法に基づく申請手続きについてのご相談、その他建設業法関係全般のご相談を受け付けます。

- 建設業法及び各種ガイドラインの詳細は国土交通省ホームページ等でご確認いただけます



建設業法



ガイドライン・マニュアル

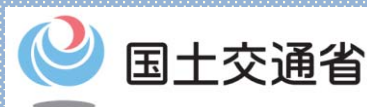


工期に関する基準



建設工事標準
請負契約約款

建設Gメン



建設Gメンは、建設工事に関する取引において、「適正な請負代金」、「適正な工期設定」、「適切な価格転嫁」での契約締結がなされるよう、各種情報収集を通じて、請負契約の適正化及び建設工事に従事する者の適正な処遇の確保を図るため、取引状況の監視強化に取り組んでいます。

適正な請負代金

適正な工期設定

適切な価格転嫁

適正取引

建設Gメンによる建設工事の取引状況等の調査

メールや電話による情報受付



書面や訪問などによる調査



調査により建設業法に違反する疑いが確認された
工事取引の関係者に対して改善指導などを行います



建設Gメンは、
建設工事の適正取引の推進に向けて活動しています

●お問い合わせ先●



国土交通省中国地方整備局 建政部 建設産業課

〒730-0013 広島市中区八丁堀2-15
TEL 082-221-9231（代表）

中国地方整備局ホームページ

<https://www.cgr.mlit.go.jp/>



国土交通省ホームページ（建設産業・不動産業）

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/>



「出前講座」の申込受付中！

<https://www.cgr.mlit.go.jp/kikaku/account>



この冊子は、インターネットでもご覧になれます。

中国地整 適正な施工体制 Q & A

検索

